

## 盛岡市緑の基本計画の改定について

令和2年11月24日

都市整備部

### 1 趣旨

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」にあたる法定計画であり、本市では第一次計画を2001年（平成13）年6月に策定し、2010年（平成22年）12月には旧玉山村との合併による対象範囲の拡大と関連計画との整合を図るために一部改訂を行っています。目標年次である2020年（令和2年）を迎え、今回、社会情勢の変化や都市公園法の改正などを踏まえ「第二次盛岡市緑の基本計画」として、改定を行うものであり、その内容について説明するものです。

### 2 改定の内容

#### ○基本方針

経済成長、人口増加などを背景とした”量”的確保から、多様な主体（市民、民間事業者、NPO法人等）との協働により”質”を高める方針へ転換することとし、次の3つの基本方針を定めます。

- 1) 緑を適正に管理し、持続可能な緑の環境を整えます。
- 2) つながりの空間を目指し、緑の利活用を促進します。
- 3) 緑の多機能性を活かし、魅力的な緑をつくります。

#### ○戦略と具体的な事業

3つの基本方針に基づく戦略と具体的な事業は別紙のとおりとします。

### 3 改定のスケジュール（予定）

令和元年度 庁内ワーキング、府内現況調査、緑のまちづくり会議（2回）

令和2年度 5月～10月：市民アンケート（1500人対象 670人回答）、府内ワーキング、緑のまちづくり会議（2回） ⇒ 素案を策定

11月24日：市議会全員協議会

26日：都市計画審議会

12月：パブリックコメント及び説明会（都南、旧盛岡市、玉山）

1月：府内ワーキング ⇒ 案の策定

2月：緑のまちづくり会議

3月：市長決裁

⇒ 第二次盛岡市緑の基本計画の公表

## 改定の背景

## 【盛岡市】

- 1.人口減少、少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増大と公共投資余力の減少により、新規公共施設の整備や行政主体の維持管理活動が厳しい。
- 2.公共インフラが老朽化している。
- 3.地球環境問題の顕在化により森林や水辺、農地など緑の多様な機能を活用した※グリーンインフラの必要性が高まっている。
- 4.価値観の多様化による利用ニーズが増加している。
- 5.ICTやAI技術が進展している。
- 6.多様な主体とのさらなる連携による総合的なまちづくりの必要性が高まっている。
- 7.持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組が必要となっている。
- 8.2017年に都市緑地法や都市公園法が改正され、都市の緑地における良好な景観や環境、賑わいの創出に民間活力を生かした保全・活用が進められるようになった。

※グリーンインフラ  
自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと



経済成長、人口増加などを背景とした  
“量”的確保から、多様な主体（市民、事業者、NPO法人等）との協働により“質”を高める方針へ転換する必要がある。

※「“質”を高める」とは  
“防災や景観などの緑が持つ機能”を十分に発揮できるような状態にすること。

## 緑の現状

## 【現計画の実績】

- 一人当たりの都市公園等の面積は「緑の基本計画（2010改訂版）」の目標値(12.0m<sup>2</sup>/人)を達成している。また、都市公園法施行令の目標である「都市公園面積10m<sup>2</sup>以上」についても達成している。
- 緑の管理活動や緑化推進活動などに参加した市民の割合が減少しており、緑に関する活動への市民の参加機会が減っている。
- 身近な公園や緑地が良好に維持管理されていると思う公園愛護会の割合が減少しており、公園の維持管理が厳しい状況となっている。
- 街路樹等の整備により、まちなかに緑が多いと思う割合が増加している。
- 風致地区の維持や貴重な樹木の保全などにより盛岡市の貴重な緑を保全しており、今後も継続していく必要がある。

## 課題

## 【緑の保全・維持管理】

- ・多様な主体（市民、事業者、NPO法人等）と行政の協働による新たな担い手の育成
- ・老朽化した公園の維持管理
- ・街路樹の計画的な維持管理
- ・貴重な緑の計画的な維持管理

基本方針 1

## 【緑の現状】

- 公園が避難場所や防災の拠点となるなどグリーンインフラの重要性が高まっている。
- Park-PFI制度の活用により、民間活力を活かした公園の整備に積極的に取り組んでいる。
- 設置してから30年を経過している公園施設が約4割を占め、施設の老朽化が進んでいる。
- 整備費の財源不足により、長期的に未開設となっている公園が存在する。
- 腐朽による倒木など危険な街路樹が増加している。
- 街路樹の大木化により、歩道が根上がりを起こしている。
- 公園活性化交流広場や公園活性化プランなどの事業により、多様な主体（市民、民間事業者、NPO法人など）との協働を促進している。

## 【アンケート】

- 利用頻度は30代、40代の子育て世代と70代の利用が多い。
- 年代によって公園の利用方法や、公園に求める役割が多岐にわたる。
- 公園や街路樹の量や質の満足度は高い。量よりも質の方が満足度は低く、不満度は高い。
- 維持管理活動や緑化活動に参加する人員が減っている。
- 市の事業の認知度が低い。

## &lt;主な自由記載&gt;

- 盛岡の公園や緑は良いと思う。
- 草刈など公園管理を徹底して欲しい。
- 街路樹の管理を徹底して欲しい。
- 遊具や施設の充実
- 公園に規制が多すぎる。

## 【緑の利活用】

- ・緑に関する相互の情報交換
- ・緑に関する活動への参加機会の創出
- ・公園利用の一規制の見直し

基本方針 2

## 【緑の整備・更新】

- ・公園の機能の見直し
- ・地域の実情に合った公園の供給
- ・グリーンインフラの確保
- ・長期利用のための設備更新

基本方針 3

■・・・課題につながる項目



# 第二次 盛岡市緑の基本計画 ～緑が文化になるまち 盛岡～



緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、都市公園の整備や民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを含んだ緑に関する基本的な方針を定めるものです。本市では、「緑」を樹木や草花のみではなく、それらを含む周辺の土地や空間も対象とし、公園緑地、農地、樹林地、河川・湖沼などを含む広義なものとし、2001（平成13）年6月に「盛岡市緑の基本計画」を策定しました。2010（平成22）年12月には、計画中間年次での見直しと合わせ、旧玉山村との合併による対象範囲の拡大と関連計画との整合を図るために改訂を行いました。計画を進める中で、緑の整備の目標の一つとしていた一人当たりの都市公園等面積12.0m<sup>2</sup>以上を達成しています。

今回の改定では、高度経済成長期のような行政主体の緑の「量」的な確保から、今ある緑の「質」を高める」と、つまり「緑が持つ多くの機能」を十分に発揮できる状態にすることを目的とし、緑の基本計画の改定を行います。なお、本計画の期間は10年間とします。

**緑、それは、生物の生存基盤となるかけがいのないもの**

**多くの恵みを与えてくれるもの**

**生活にうるおいと安らぎを与えてくれるもの**

**人とのかかわりを通じて、多くの文化を育んできたもの**

かつて人と緑の関係は濃密なものでした。その付き合いの中で、地域ごとに多様な文化を育んできました。人間が創り出した森や里は、生き物にとっても新たな棲み場となり、人と自然との親しい関係が築かれ、都市においても人々は豊かな緑を守り育ててきました。

しかし急速に都市化が進み、高度経済成長期には行政が主体となって新たな公園や緑地を整備し、緑の量の確保を重視してきました。しかし、近年社会情勢の変化に伴い、緑の管理が行き届かなくなっています。

今すべきことは、緑の重要性を今一度自覚し、意識的に緑を守り育て、活かしていくことです。また、市民、企業、行政などの多様な主体同士の協働を目指すとともに、緑がもつ機能を十分に発揮する状態にし、質を高めることが重要なことです。

一方で、環境のバランスを保つために守るべき緑があります。水源、防災など多くの機能を持つ山地や、生物の生育空間となる川や湖を取りまく緑等です。これらは、盛岡の骨格を形づくる大切な緑となっています。

また、人間が自然と共に存して生きていくために

は、生産手段としての緑も維持しなければなりません。これは、人の手を加えることによって、輝きを増す緑があるということを、人々に教えてくれる場でもあります。

そして私たちが暮らす市街地や集落の中には、快適さや美しさ、やすらぎや楽しさ、そして安全を与えてくれる緑が必要です。

これらの緑を私たちが自ら継続して保全していくことにより、快適さや美しさ、やすらぎ等が生まれるだけでなく、人との交流や、地域を知ること、防災にも繋がります。

それぞれの役割を十分に発揮して、緑が私たちの生活に結びつき、市民一人ひとりが意識を高め、自ら緑を守り育てるようになったとき、さらに、あえて意識しなくとも緑のある暮らしが当たり前になったとき、緑は「文化」になったと言えるでしょう。

「緑の文化」が本当に盛岡に根づくのは、何世代も先のことかもしれません。しかし、今私たちが官と民で手を携えてこれに着手し、私たちの子どもがそれを育み、さらに次の世代に伝えていくことができれば、盛岡はいつしか「緑が文化になるまち」となれるはずです。

# 緑の役割って？

緑は人々の生活で様々な機能を有しており、市民の暮らしに潤いと安らぎを教えてくれます。また、盛岡市の緑のまちづくりを進める上では、自然災害などの課題の対応策として、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト面において自然環境が有する機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める“グリーンインフラ”的考え方を取り入れ、以下の機能で施策を検討しています。

## 1 都市環境の保全

緑は二酸化炭素の吸収や大気の浄化などの作用を有しており、温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に役立ちます。夏季には、屋外で心地よく過ごすことができるクールスポットの創出など市民の快適な生活環境を支えています。



## 2 健康促進・福祉増進

緑はストレスを軽減し、精神的な充足感を与えてくれます。公園緑地などは、日頃の運動や子育ての場として利用され、幅広い年齢層による市民の健康づくりの促進や福祉の増進に役立っています。



## 3 レクリエーション

緑は自然と親しむふれあいの場や自然学習の場、スポーツなど様々なレクリエーションの場を提供してくれます。



## 4 景観形成

河川などの地形の緑、公園緑地や街路樹などの都市の緑は、季節に応じて彩りを添え、美しい景観を形成する重要な役割を有しています。また、地域の歴史文化を反映した緑は、地域のシンボルとして個性ある景観を形成する役割を有しています。



## 5 生物多様性の確保

森林や水辺などの緑は、動植物に生息・生育空間を提供します。また、街路樹や川などのまちなかの緑は生きものの移動のための回廊となるなど、緑は都市における生物多様性の確保に役立ちます。



## 6 防災・減災

まとまった緑やオープンスペースは、火災時の延焼防止帯や災害時の避難場所としての役割が期待されます。また、森林や丘陵地、街路樹などの緑は、降水や融雪水などの土壌への浸透を促進とともに、土砂流出や崩壊を防ぐなど、安全安心な暮らしを支える重要な役割を有しています。



## 7 地域活性化・地域コミュニティ醸成

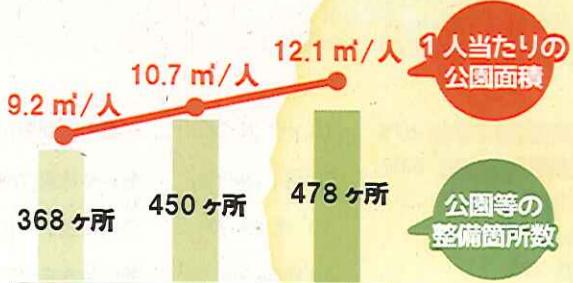
公園緑地などの緑は、様々なイベントの舞台となり、交流人口の増加による地域の振興や活力につながり、地域経済の活性化や賑わい創出の役割を有します。また、公園愛護会などの維持管理活動や地域に密着した緑化活動は、ひととまちを結び、共助意識の向上や地域コミュニティの醸成につながります。



# 盛岡市の緑って今どうなっているの？

## 公園施設の量は目標に達しています！

公園や緑地など緑の整備が進み、公園数が増加しています。また、数値目標としている一人当たりの都市公園等の面積については目標の12.0 m<sup>2</sup>/人を達成しています。



## 公園を利活用する取組が盛んです

市民が公園の利活用について考え、実際にイベントなどを実施できるよう規制を緩和したりする「もりおか公園活性化交流広場」や「公園活性化プラン」、「もりおか park talk」などの取り組みを行っています。

にゃんと！ワンたふる会



ケラフトパーク  
たかまつ



## 公募設置管理制度（Park-PFI）の活用も！

2017年の都市公園法改正によって制定されたPark-PFIを活用し地域の課題の解決や魅力的な公園の整備に取り組んでいます。一足早く整備された盛岡駅前通の「木伏緑地」は2019年9月に営業が開始しています。



## 街路樹の維持管理が必要です

植樹してから時間が経過し、大木となった街路樹や老木となり枯れた街路樹が増えています。その結果、車両運転手の視界を妨げたり、激甚化する災害により木が倒れたりするなど、市民に危険を及ぼす街路樹が増えています。



## 維持管理担い手の高齢化は深刻…

公園の維持管理を行っている公園愛護会の団体数や謝礼金がほぼ横ばいで推移しています。しかし、活動人員の減少や高齢化による負担の増加により、現在の仕組みのまま公園の維持管理を行っていくことが厳しい状況となっています。

## 全国1位のハンギングバスケット

色彩豊かな花による市街地の美化を通じて、商店街の活性化や観光客の誘致を図るとともに、盛岡らしい緑の文化として醸成し、全国に発信するため、2004年度からハンギングバスケットを軸とした協働による「花と緑のガーデン都市づくり事業」に取り組んでいます。2015年度実施の地方行財政調査会の調査では全国1位（772個）であり、盛岡市の良好な景観形成において重要な役割を担っています。



# 緑に関する市民の意識を調査しました

盛岡市民の公園や緑地などの『緑』との関わりや課題を把握するためのアンケート調査を実施しました。

■対象 ..... 盛岡市民

■調査対象 ..... 15歳以上の市民 1,500人（無作為抽出）

■方法 ..... 郵送配布（令和2年5月11日）

郵送回収（令和2年5月20日）

■回収票数 ..... 回答数 670票（回収率45%）

## 公園に求めるものは？

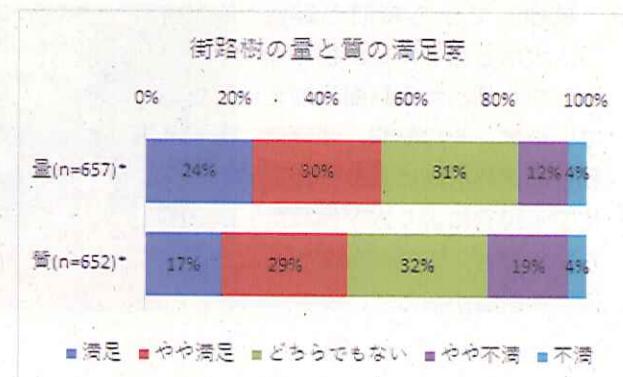
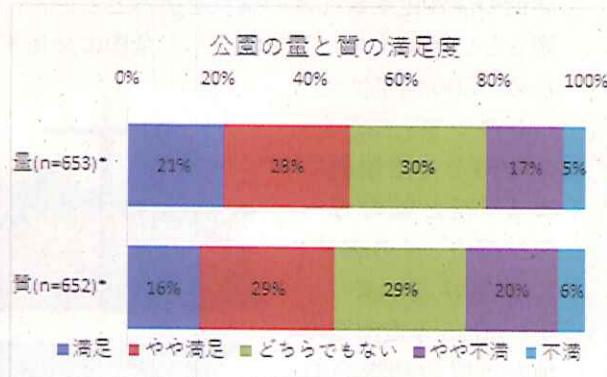
公園や土地緑地などの緑に期待する役割や効果としては「緑のある景観・癒しの空間」が最も多く、次いで「憩いや休息」が多くなっています。

年齢別にみると40代以下の世代は「子供の遊び場」や「運動やスポーツ」という意識が強いですが、50代を超えると「緑のある景観・癒しの空間」という認識となっており、年代によって緑に求める役割の傾向が異なることもわかりました。

景観・癒し	67%	10代(N=28)	子供の遊び場(70%)
憩いや休憩	63%	20代(N=33)	憩いや休憩(76%)
子供の遊び場	45%	30代(N=73)	子供の遊び場(70%)
避難場所	24%	40代(N=95)	憩いや休憩(69%)
運動やスポーツ	22%	50代(N=109)	緑のある景観 癒しの空間(68%)
きれいな空気	18%	60代(N=112)	緑のある景観 癒しの空間(77%)
散策や散歩	18%	70代(N=91)	緑のある景観 癒しの空間(76%)
集い・にぎわい	13%	80歳以上(N=49)	緑のある景観 癒しの空間(71%)
生き物の住処	11%	N=656	緑のある景観 癒しの空間(67%)
防火や防風	3%		
洪水調整	1%		
その他	1%	計(N=590)	

## 公園や街路樹の量は？質は？満足してる？

公園についても街路樹についても、量も質も満足と答えた割合の方が多いですが、どちらかというと量よりも質の方が満足度は低く、不満度は高いことがわかりました。



## 他にも様々な声がきかれました

- ・盛岡市の公園や緑は良いと思う。
- ・街路樹の管理を徹底してほしい。
- ・公園に規制が多すぎる。
- ・草刈りなど公園管理を徹底してほしい。
- ・遊具や施設を充実させてほしい。

# これら現状調査から本計画では 課題を以下のようにまとめました。

## 緑の保全・維持管理

- ①多様な主体（市民、事業者、NPO法人等）  
と行政の協働による新たな担い手の育成
- ②老朽化した公園の維持管理
- ③街路樹の計画的な維持管理
- ④貴重な緑の計画的な維持管理

## 緑の利活用

- ①緑に関する相互の情報交換
- ②緑に関する活動への参加機会の創出
- ③公園利用の一規制の見直し

## 緑の整備・更新

- ①公園の機能の見直し
- ②地域の実情に合った公園の供給
- ③グリーンインフラの確保
- ④長期利用のための設備更新



本計画では、経済成長、人口増加などを背景とした“量”的確保から、多様な主体（市民、事業者、NPO法人等）との協働により“質”を高める方針へ転換する必要があります。また、本市の緑の特徴を、「国土利用計画盛岡市計画（平成21年度策定）」において定められた地域類型別の土地利用基本方針に即し、「まちの緑」「田園の緑」「森の緑」「水辺の緑」の4つの緑に分類し、それぞれの機能を示します。この緑の基本計画では「まちの緑」については、重点的に取り組み、方針、戦略、事業について詳しく述べていきます。

## まちの緑

緑化重点地区として、緑の保全、整備、創出などの施策を重点的に推進する緑であり、日常生活にやすらぎ、休息を与える機能やレクリエーション、コミュニティ形成等の機能を持つ緑。



防災機能として、暑熱緩和、雨水の浸透・貯留機能による水害の軽減に貢献する。地下水涵養、水質浄化等の機能も持つ。

## 田園の緑

広々とした自然豊かな田園や果樹園などの市街地周辺における風土を構成する緑であり、生物の生育空間や自然とのふれあいの場となる緑。生物多様性の確保や、市街地周辺の固有の景観保全の機能を持つ。



## 森の緑

広域的な都市環境の改善や水源の涵養、生物の生息・生育空間、自然とのふれあい、防災など多くの機能を持つ骨格的な緑で、市を代表する緑。生物多様性の保全、二酸化炭素吸収、水質浄化等の機能を持つ。



## 水辺の緑

都市の軸となる緑で、生物の生育空間になるとともに奥行きのある潤い景観を構成する緑であり、レクリエーションやコミュニティ形成の場などとしても活用される緑。治水、利水といった河川の基本的機能だけでなく、生物多様性の確保や景観保全機能を持つ。



# 具体的にこんな施

## 基本方針1

緑を適正に管理し、持続可能な緑の環境を整えます。

### 【戦略1】 計画の適正な運用や指導による緑の環境の維持

#### 1-1 貴重な緑の保全

- ①風致地区の維持
- ②都市景観形成指導事業
- ③盛岡城跡保存整備事業

#### 1-2 街路樹の計画的な保全

- ①街路樹設置基準の見直しと適正な運用
- ②街路樹の状態診断の実施
- ③樹種の選定及び植替えの検討
- ④道路の再整備による街路樹の更新

#### 1-3 公園施設の長寿命化

- ①公園施設長寿命化計画の見直し
- ②長寿命材料の使用

### 【戦略2】 緑化活動の支援による新たな担い手の育成

#### 2-1 貴重な緑の保全支援

- ①環境保護地区の維持管理支援
- ②貴重な樹木の保全
- ③保護庭園の維持管理支援

#### 2-2 緑化活動の場の提供

- ①維持管理講習会の開催
- ②花育活動の促進
- ③花と緑の相談コーナーの開設
- ④地域や学校の特色を生かした教育活動の推進
- ⑤地域緑化支援花苗配布事業

#### 2-3 公園愛護会活動の継続と補完

- ①街路樹と公園樹木のエリアごとの維持管理制度導入の検討
- ②維持管理活動のための器材の貸出
- ③公園愛護会制度の見直し

#### 2-4 多用な担い手に対する新しい緑化支援

- ①ふるさと納税等を活用した緑化の推進
- ②緑化支援制度の再編
- ③ICT や AI 技術などの活用の検討

## 基本方針2

つながりの空間を目指し、緑の利活用を促進します。

### 【戦略3】 利用しやすい公園の供給による交流の促進

#### 3-1 的確な情報発信

- ①市HP の利便性の向上
- ②SNSによる情報発信の拡充

#### 3-2 公園利用の促進

- ①もりおかパークトークの開催
- ②公園活性化プランの推進
- ③公園活性化交流広場の推進

#### 3-3 制度の見直し

- ①公園の新たな活用に応じた規制内容の検討
- ②簡易的な公園予約手法の検討

# を進めていきます！

## 基本方針3 緑の多機能性を活かし、魅力的な緑をつくります。

### 【戦略4】 地域の実情を踏まえた公園機能の分担

#### 4-1 拠点となる公園の整備

- ①大規模な都市公園の整備
- ②盛岡城跡保存整備計画（再掲）

#### 4-2 市民のニーズに合った再整備

- ①都市公園ストックの再編
- ②未開設公園の有効活用方法の検討

### 【戦略5】 民間活力を活かした緑の整備・更新

#### 5-1 民間の参入促進

- ①Park-PFI制度の活用
- ②盛岡市動物公園再生事業
- ③PFIによる新野球場の整備

#### 5-2 民間による緑地の整備・更新

- ①私有地や民間建築物の緑化支援制度の検討
- ②民間開発による既存施設の設備更新制度の検討

#### 5-3 市民による緑化支援

- ①緑化講習会の開催
- ②緑化支援制度の再編（再掲）
- ③未開設公園の地域住民による利活用の促進
- ④緑化推進事業

## この計画の数値目標は？

本計画の推進にあたり、以下の数値目標を定めました。

### ○数値目標

項目	現状値	目標値（2030年）
都市公園の質の満足度	46%	65%
街路樹の質の満足度	45%	65%
緑化活動の参加割合	57%	70%

※現状値は令和2年度実施の市民アンケートによるものです。

## 計画の推進に向けた役割

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、NPO 法人などのほか、緑のまちづくり会議、行政がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むことが重要です。

### 市民・ボランティア団体等

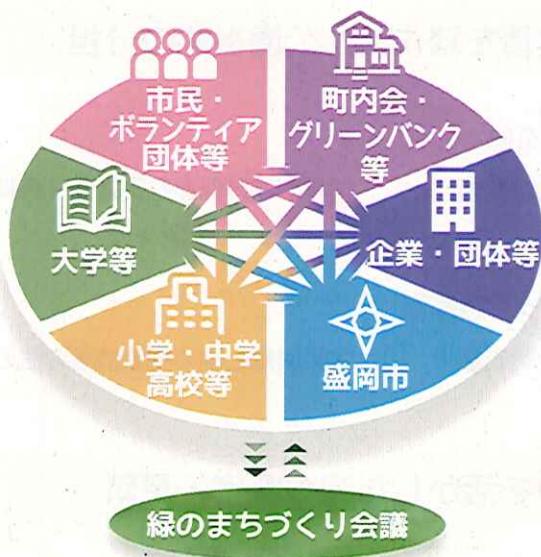
- ・緑に関する情報交換
- ・緑化活動や維持管理活動への参加、協力
- ・緑の機能や重要性の確認 等

### 大学等

- ・緑に関する情報交換
- ・市民協働事業に関する連携、協力
- ・共同研究、取組の実施 等

### 小学校、中学校、高校等

- ・緑に関する情報交換
- ・緑に関する授業、行事への参加
- ・緑の機能や重要性の確認 等



### 町内会・グリーンバンク等

- ・緑に関する情報交換
- ・緑化活動や維持管理活動への参加、協力
- ・地域の緑の保全、公園や街路樹の運営や管理などに主体として活動
- ・緑の機能や重要性の確認 等

### 企業・団体等

- ・緑に関する情報交換
- ・緑の育成や質の確保
- ・緑の維持管理における技能の向上
- ・新たな担い手の育成、確保
- ・民有地緑化への協力
- ・緑化活動に対する支援 等

### 緑のまちづくり会議

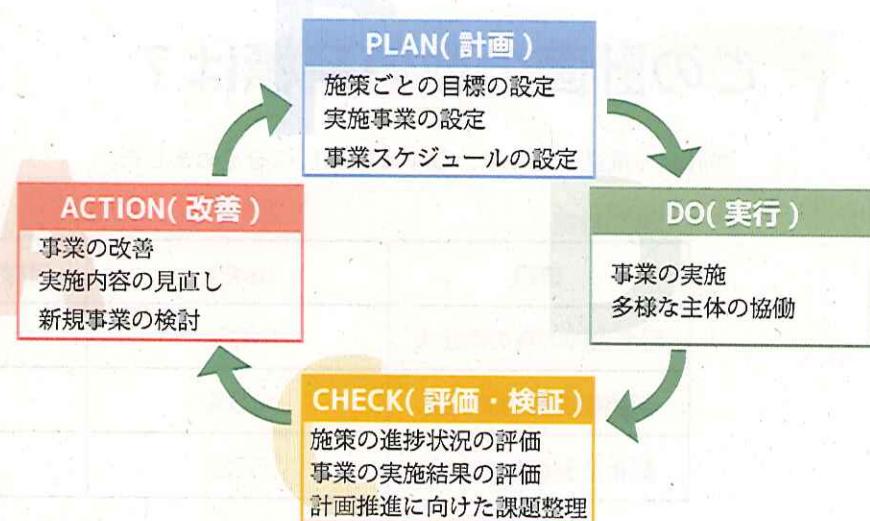
- ・緑に関する情報交換
- ・施策の進捗状況に対する意見、提言
- ・市民協働に関する事業の評価
- ・計画の策定、施策や事業の見直しに関する意見、提言
- ・Park-PFI の審査 等

### 盛岡市

- ・緑に関する情報交換
- ・事業の計画的な実施、調整
- ・緑化活動や維持管理活動への支援
- ・研修などによる新たな担い手の育成 等

## 計画の進行管理

時代の変化に迅速に対応しつつ、本計画を着実に推進するため、年度ごとでPDCAサイクルを実施します。また、5年後には中間評価を行い、各事業の進捗状況や目標の達成状況を把握するとともに、時代の変化に沿った事業の見直しを行います。



**第2次 盛岡市緑の基本計画  
～緑が文化になるまち 盛岡～  
(素案)**

**令和〇年〇月**  
**盛岡市**

# 〈目 次〉

第1章	緑の基本計画について ······	1
第1節	緑の基本計画とは ······	2
第2節	緑の機能 ······	5
第3節	緑を取り巻く社会情勢の変化 ······	7
第2章	盛岡市の緑の現況 ······	9
第1節	盛岡市の概要 ······	10
第2節	緑の状況 ······	14
第3節	他計画における緑の位置付け ······	20
第3章	盛岡市の緑の課題 ······	37
第1節	緑の基本計画の達成状況 ······	38
第2節	緑に関する市民の意識 ······	42
第3節	緑の課題 ······	54
第4章	基本理念と4つの緑 ······	57
第1節	基本理念 ······	58
第2節	緑の将来像 ······	60
第3節	4つの緑 ······	62
第5章	まちの緑の基本方針 ······	65
第1節	基本方針と施策内容 ······	66
第2節	目標 ······	73
第3節	アクションプラン ······	74
第6章	計画の推進に向けて ······	79
第1節	基本理念実現のイメージ ······	80
第2節	計画の進行管理 ······	81
参考資料	·····	83

## 第1章 緑の基本計画について

# 第1章 緑の基本計画について

## 第1節 緑の基本計画とは

### (1) 計画策定の経緯

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、都市公園の整備や民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを含んだ緑に関する基本的な方針を定めるものです。

本市では、2001（平成13）年6月に「盛岡市緑の基本計画」を策定しました。2010（平成22）年12月には、計画中間年次での見直しと合わせ、旧玉山村との合併による対象範囲の拡大と関連計画との整合を図るため一部改訂を行いました。

今回は、2020（令和2）年度を目標年次としていた「盛岡市緑の基本計画」について、社会情勢の変化や都市公園法の改正などにともない、計画の改定を行うものです。

### (2) 計画改定の目的

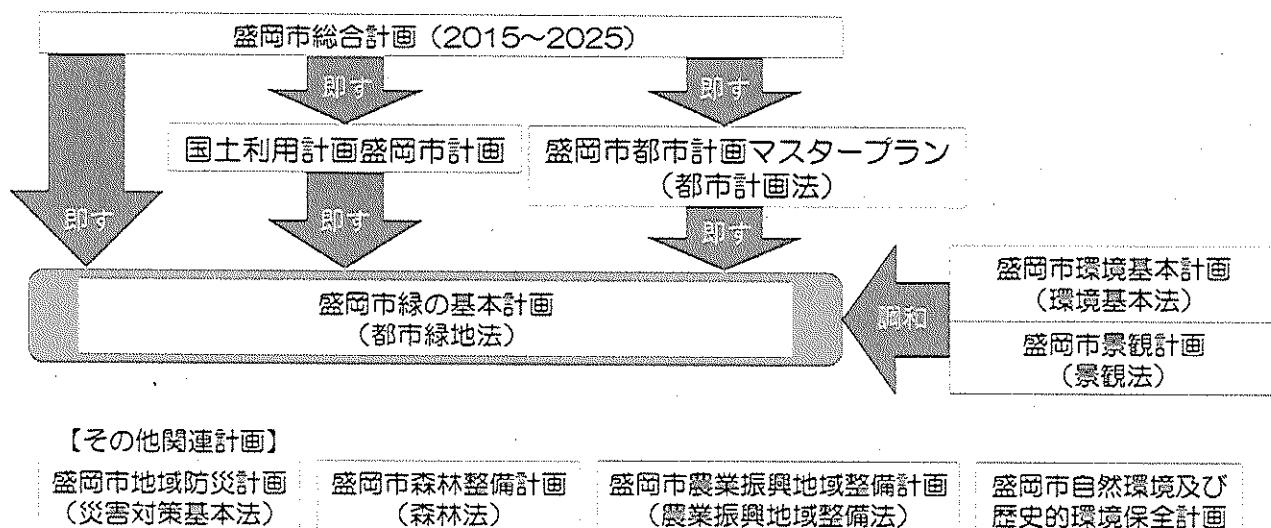
本市は計画を進める中で、公園や街路樹などの整備やハンギングバスケットを軸とする花と緑のガーデン都市づくり事業を進めてきました。その結果、緑の整備の目標の一つとしていた一人当たりの都市公園等面積12.0m<sup>2</sup>以上を達成しています。また、市民や民間団体の皆様とともに公園の活性化について考え、実際にイベントを開催するもりおか公園活性化交流広場や公園活性化プランなど市民協働の取り組みを重点的に行いました。2017（平成29）年には、都市公園法の改正により建蔽率などの制限が緩和されたため、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI制度）を導入し公園整備を行ってきました。

しかし、本市は少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化にともない公共投資余力が減少し、公園や街路樹など緑の整備に対して、十分に財源を充てることが厳しい状況となっています。

そのため、今回の改定では、高度経済成長期のような行政主体の緑の「量」的な確保から、今ある緑の「質」を高める」とこと、つまり「緑が持つ多くの機能」を十分に発揮できる状態にすることを目的とし、緑の基本計画の改定を行います。

### (3) 計画の位置付け

本計画は、都市緑地法の規定により、上位計画である「盛岡市総合計画」や「国土利用計画盛岡市計画」に即し、「盛岡市都市計画マスター プラン」に適合し、また、「盛岡市環境基本計画」及び「盛岡市景観計画」と調和した内容とする必要があります。その他関連計画としては、「盛岡市地域防災計画」、「盛岡市森林整備計画」、「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」、「盛岡市農業振興地域整備計画」等が挙げられます。



### (4) 計画の対象と人口規模 (フレーム)

#### ① 計画対象区域

本計画の対象区域は、行政区域全域（約 88,647ha）とします。

#### ② 人口規模

	現在 2020 年 (令和 2 年 4 月)	中間年次 2025 年 (令和 7 年)	目標年次 2030 年 (令和 12 年)
人口規模	290,866	281,820	271,739

\* 中間年次と目標年次の人口規模は盛岡市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）の将来人口とした。

#### 用語解説

\* 盛岡市総合計画 (→ P 91), \* 国土利用計画盛岡市計画 (→ P 87), \* 盛岡市都市計画マスター プラン (→ P 91),

\* 盛岡市環境基本計画 (→ P 90), \* 盛岡市景観計画 (→ P 90), \* 盛岡市地域防災計画 (→ P 91),

\* 盛岡市森林整備計画 (→ P 91), \* 盛岡市農業振興地域整備計画 (→ P 91),

\* 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画 (→ P 90)

# 第1章 緑の基本計画について

---

## (5) 計画の期間

本計画の期間は 2021（令和3）年度から 2030（令和12）年度までの 10 年間とします。また、2025 年度に中間評価を行います。

## (6) 緑の定義

計画の対象となる「緑」は、樹木や草花のみを対象とするのではなく、それらを含む周辺の土地や空間をも対象とし、公園緑地、農地、樹林地、河川・湖沼などを含む広義なものとします。

## 第2節 緑の機能

緑は人々の生活で様々な機能を有しており、市民の暮らしに潤いと安らぎを与えてくれます。また、盛岡市の緑のまちづくりを進める上では、自然災害などの課題の対応策として、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト面において自然環境（緑、水、土、生物等）が有する機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める“グリーンインフラ”の考え方を取り入れ、以下の機能で施策を検討しています。

### （1）「都市環境の保全」の役割

緑は都市の骨格を形成する自然環境を構成しています。また、二酸化炭素の吸収や大気の浄化などの作用を有しており、温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に役立ちます。夏季には、屋外で心地よく過ごすことができるクールスポットの創出など市民の快適な生活環境を支えています。

### （2）「健康促進・福祉増進」の役割

緑は心身にやすらぎを与え、ストレスを軽減し、精神的な充足感を与えてくれます。公園緑地などは、日頃の散歩や運動、子どもの遊びや子育ての場として利用されています。また、子どもから高齢者まで幅広い年齢層による市民の健康づくりの促進や福祉の増進に役立っています。

### （3）「レクリエーション」の役割

緑は自然と親しむふれあいの場や自然学習の場、スポーツなど様々なレクリエーションの場を提供してくれます。

### （4）「景観形成」の役割

斜面緑地や河川などの地形の緑、公園緑地や街路樹などの都市の緑は、季節に応じてまちに彩りを添え、緑豊かで潤いを与えるなど美しい景観を形成する重要な役割を有しています。また、地域の歴史文化を反映した緑は、地域のシンボルとして個性ある景観を形成する役割を有しています。

### （5）「生物多様性の確保」の役割

森林や水辺などの緑は、動植物に生息・生育空間を提供します。また、街路樹や川などのまちなかの緑は生きものの移動のための回廊となるなど、緑は都市における生物多様性の確保に役立ちます。

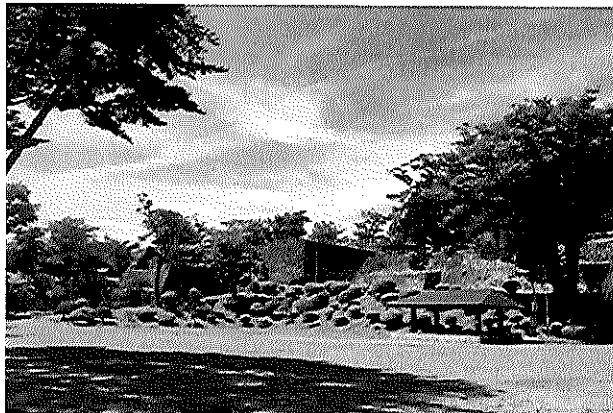
# 第1章 緑の基本計画について

## (6) 「防災・減災」の役割

公園緑地などのまとまった縁やオープンスペースは、火災時の延焼防止帯や災害時の避難場所としての役割が期待されます。また、森林や丘陵地、街路樹などの縁は、降水や融雪水などの土壌への浸透を促進するとともに、土砂流出や崩壊を防ぐなど、市民の安全安心な暮らしを支える重要な役割を有しています。

## (7) 「地域活性化・地域コミュニティ醸成」の役割

公園緑地などの縁は、様々なイベントの舞台となり、交流人口の増加による地域の振興や活力につながり、地域経済の活性化や賑わい創出の役割を有します。また、公園愛護会などの維持管理活動や地域に密着した緑化活動は、ひととまちを結び、共助意識の向上や地域コミュニティの醸成につながります。



盛岡城跡公園（岩手公園）



開運橋花壇

## 第3節 緑を取り巻く社会情勢の変化

### (1) 人口減少及び少子高齢化の進行

わが国の人口は、2000（平成12）年をピークに減少傾向にあります。盛岡市においても例外ではなく2000（平成12）年の302,857人から2015（平成27）年には297,631人と減少しており、今後も長期的に減少することが予想されています。

また、2040（令和22）年には本市の生産年齢人口が54.0%，老人人口は36.6%となり、65歳以上の高齢者1人を約1.5人で支えると予想され、さらなる社会保障費の増大が予想されます。

### (2) 公共インフラ老朽化の進行と公共投資余力の減少

わが国では、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラの多くが改修や更新の時期を迎えています。今後、既存施設の改修や更新に係る費用の増加、繁茂しすぎた樹木や寿命を迎える樹木の更新などが見込まれてあり、計画的かつ持続可能な施設管理が求められています。

また、少子高齢化等に伴う社会保障費の増大により、緑の施策に対する公共投資余力が減少しているため、緑の量的確保からの転換が求められます。新たな緑の創出については、緑の質を高めながら、維持管理との調和を図ることが重要となっています。

### (3) 地球環境問題の顕在化や安全・安心への意識の高まり

近年、地球規模での気候変動や異常気象、自然環境問題が深刻化しています。

わが国では、2016（平成28）年に「地球温暖化対策計画」が策定され、緑の保全や水と緑のネットワーク形成の重要性が示されました。また、激甚化する豪雨災害が頻発している状況を受け、防災・減災機能などの緑が有する多様な機能を“グリーンインフラ”として積極的に用いるなど、地域が有する自然や地形など地域資源を有効に活用し、地域の豊かさを維持・向上させることが重要となっています。

### (4) 値値観の多様化やライフスタイルのさらなる変化

近年、ワーカーライフバランスや多様で柔軟な働き方の導入などの働き方改革により、市民のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。一方で、これまでの計画では、経済成長や人口増加などを背景に緑の量的確保に重点を置いた公園緑地や街路樹の整備が進められてきました。しかし、画一的な公園施設や厳しい公園利用ルールが今もなお多く存在していることに加え、公園施設の老朽化や樹木の繁茂等に伴い、魅力の低下が顕在化しています。今後の緑には、これから時代に対応した公共空間としての役割や機能向上、生活の質を高める魅力ある空間づくりが求められています。

# 第1章 緑の基本計画について

## (5) ICT・AI技術の進展

ICT（情報通信技術）の進展とともに、様々な人やモノがインターネットによって、多様なサービスを受けることができるようになりました。また、人の活動を支援するAI（人工知能）技術が急速に進展し、普及し始めています。

今後、これらの技術を活用した公共施設の品質管理や維持管理、利便性や安全性の向上が期待されています。

## (6) 多様な主体の連携による総合的なまちづくりの必要性

新たな時代にむけたまちづくりを進めるためには、従来型の行政が主体となった運営・管理では不十分です。そのため、新しい公共のかたちを模索し、多様な主体（市民、企業、NPO法人など）との連携を推進していかなければなりません。

そのため、既存の公共空間に、市民の知恵や民間の活力を積極的に取り入れ、限られた資源を有効に使うまちづくりの視点が必要です。

## (7) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成にむけた取組

2015（平成27）年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030（令和12）年にむけた持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）として、気候変動対策や自然環境の保全、住み続けられるまちづくり、パートナーシップの推進などの17の目標が設定されました。この2030アジェンダでは、持続可能な社会の実現を目指し、国や自治体、事業者等の各種計画の策定や改定においてもSDGs精神を反映し、進捗を管理する制度や手法の確立、多様な主体の連携による目標達成などが期待されています。

## (8) 法令の改訂

2015（平成27）年には、国土形成計画に「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」等といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれ、また、2017（平成29）年には都市の縁における良好な景観や環境、にぎわいの創出等に対し、民間活力を活かしながら保全・活用を進めるため、都市緑地法の一部が改正されました。

本市の縁においても、多様化するライフスタイルや価値観の変化に対応しつつ、市民や事業者等の多様な主体との連携を推進しながら、都市公園の再生や活性化等の取組により、緑の多機能性を最大限引き出すことが求められています。

## **第2章 盛岡市の緑の現況**

---

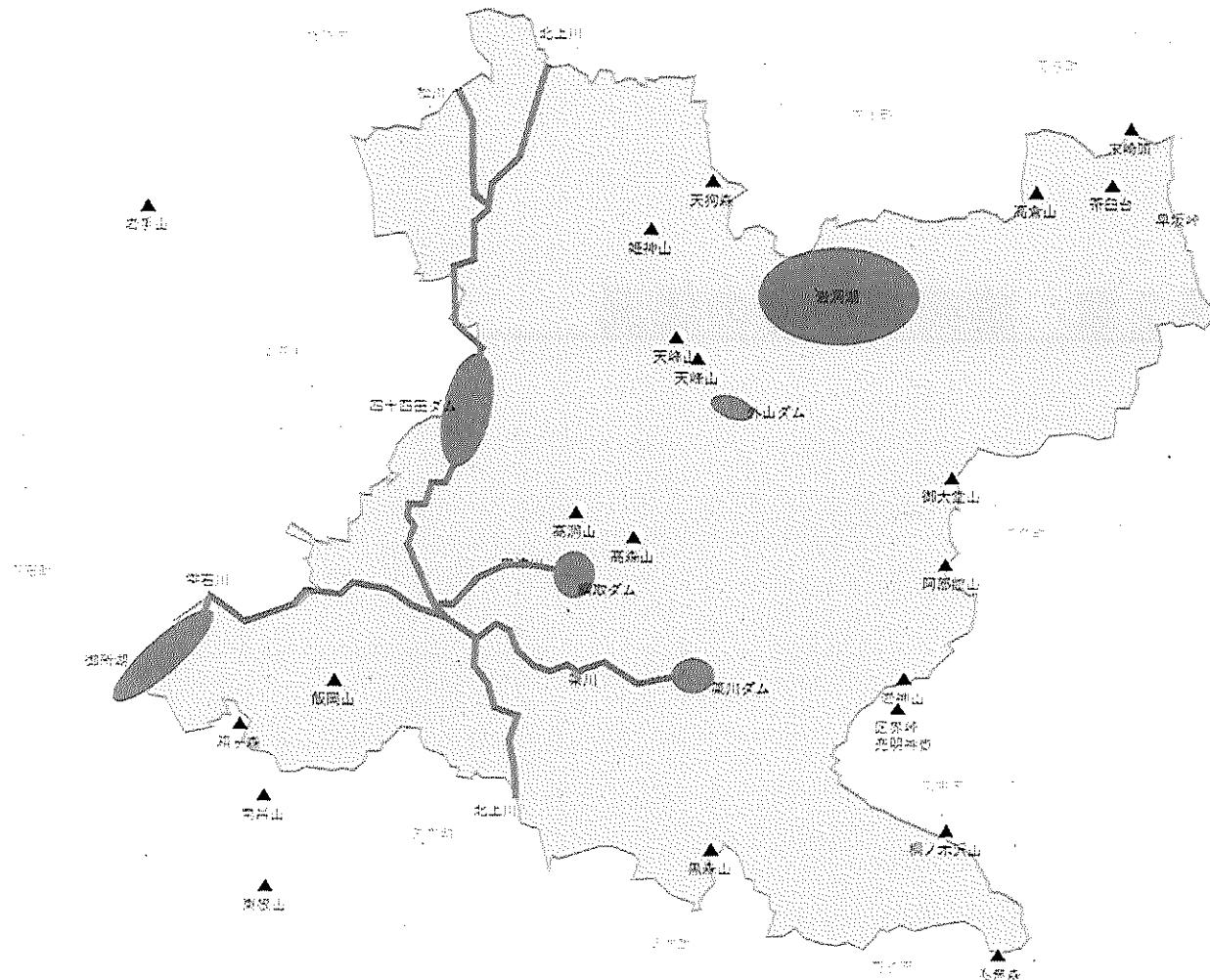
## 第2章 盛岡市の緑の現況

## 第1節 盛岡市の概要

### (1) 位置・地形・地質

本市は、岩手県のほぼ中央に位置し、東西は約45.5km、南北は約40.7kmにわたり最高点は市域の南東部に位置する早池峰山に連なる毛無森(けなしもり)の標高1,427.2m、最低点は北上川流域乙部の標高99mで、総面積は88,647haです。

奥羽山脈と北上高地の間を北上川本流が北から南へ流れ、西方の奥羽山脈から松川、零石川、東方の北上高地から中津川、築川(やながわ)などがそれに合流しています。ダム湖などの静水域も多く、水質も良好で水量も豊富です。中央の平坦な河岸段丘(かがんだんきゅう)に本市の中心部が形成されています。北上川西岸部は、北上川と零石川によって形成された沖積平野(ちゅうせきへいや)で、田園地帯が広がっています。また、北上川の東部は北上高地に続く起伏の多い丘陵地帯で、姫神山を前衛に、その奥地に市域の境界を成す毛無森、阿部館山(あべたてやま)、茶臼台(ちゃうすだい)などの1,000mを超える山々が連なっています。



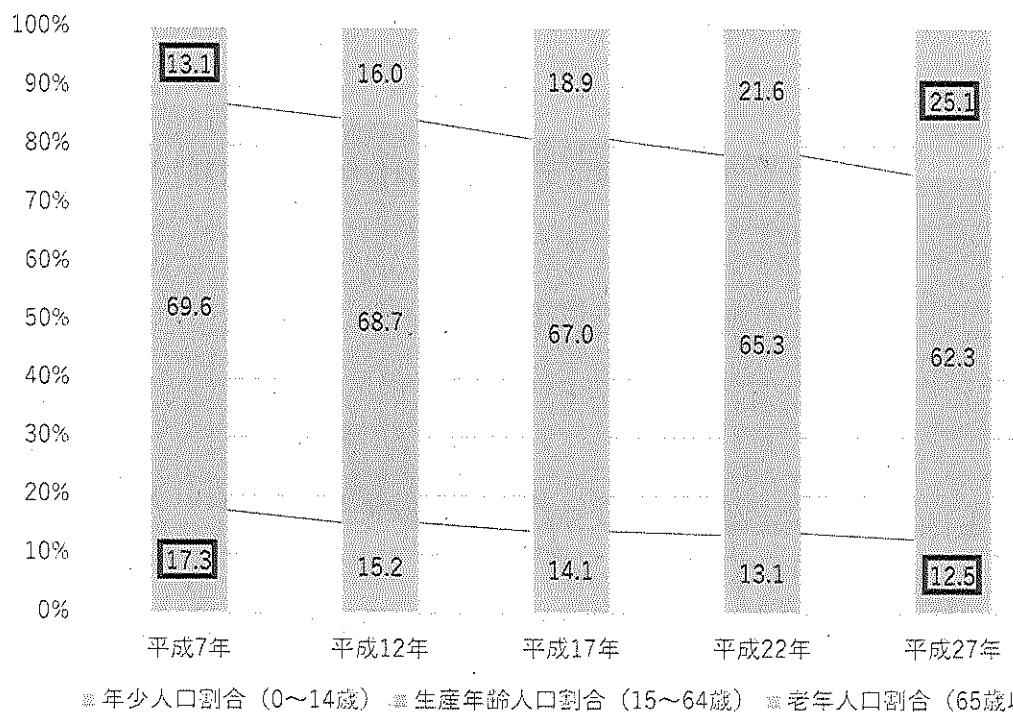
## (2) 盛岡市の人口

本市の総人口は、2000(平成12)年の302,857人をピークに減少しており、2015(平成27)年には297,631人となっています。今後も人口減少が進むと予想されています。

年齢3区分別人口割合の推移は、年少人口が1995(平成7)年から2015(平成27)年で4.8%減少している一方、老人人口は12.0%増加しており、少子高齢化が進行しています。

	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
人口(人)	300,723	302,857	300,746	298,348	297,631
増減	—	2,134	△2,111	△2,398	△717
増加率(%)	—	0.7	△0.7	△0.8	△0.2

世代別人口割合の推移



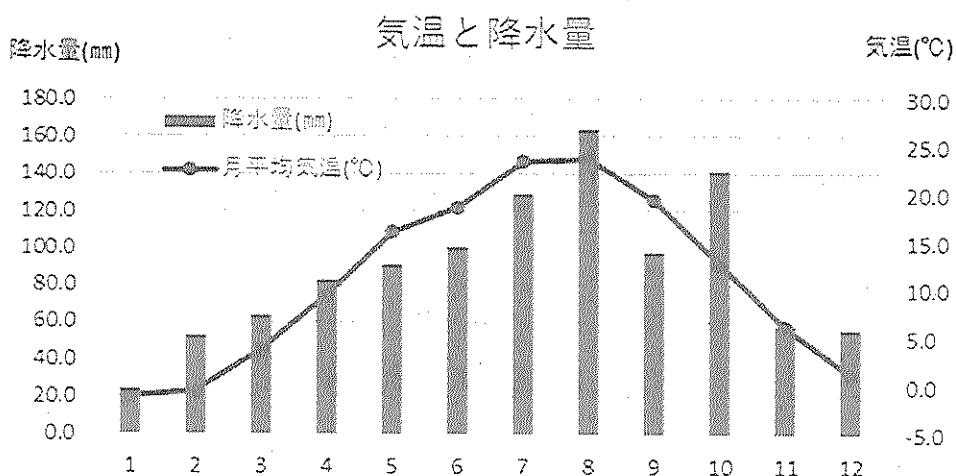
資料：平成27年国勢調査

## 第2章 盛岡市の緑の現況

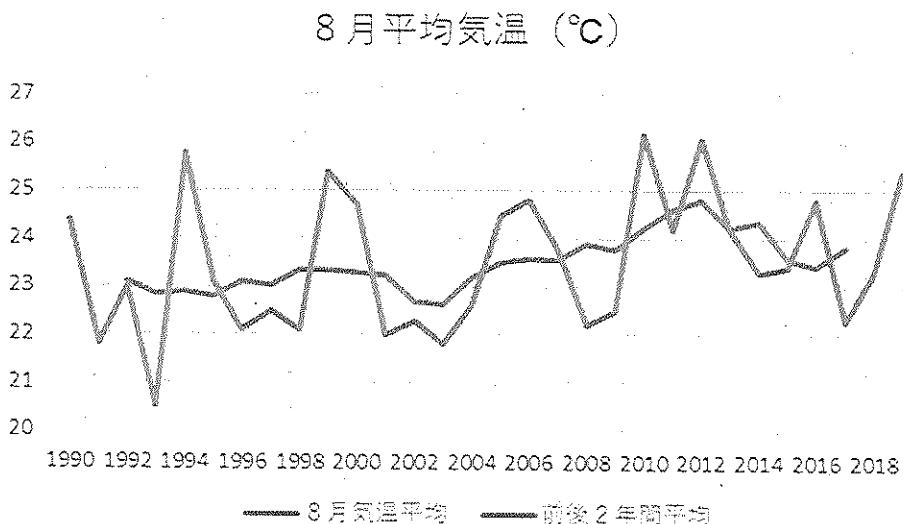
### (3) 気象

本市の気象は、奥羽山脈と北上高地に挟まれた盆地地形の影響により、寒暖の差が激しい典型的な内陸性の気候です。2015（平成27）年から2019（令和元）年における平均気温は、11.1度であり、年間降水量は約1,060mmです。降水量は、月平均気温が最も高い8月や台風が多い10月に集中するのが特徴です。

8月の平均気温は、2019（令和元）年で25.4度であり、気象庁の観測記録をみると、近年、上昇傾向にあります。



資料：気象庁データ（2015年～2019年）平均

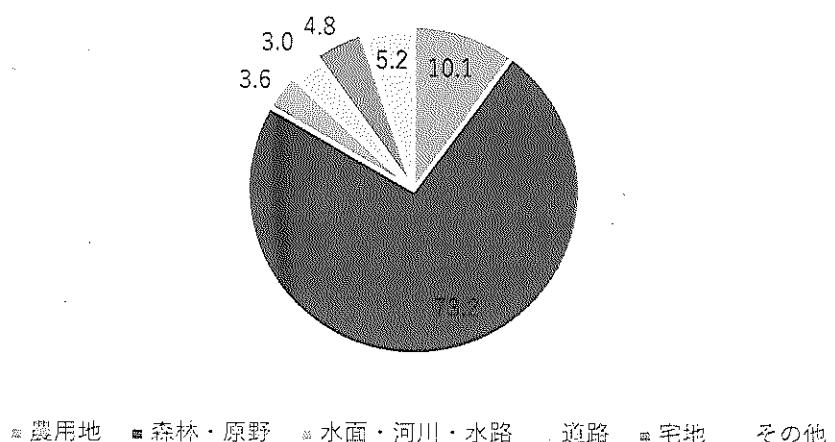


資料：気象庁データ

#### (4) 土地利用

本市の土地利用の状況は、2015(平成27)年で農用地が10.1%，森林・原野が73.2%，水面・河川・水路が3.6%，道路が3.0%，宅地が4.8%，その他が5.2%となっています。

盛岡市の土地利用割合(%)



資料：土地利用推移データ

## 第2章 盛岡市の緑の現況

### 第2節 緑の状況

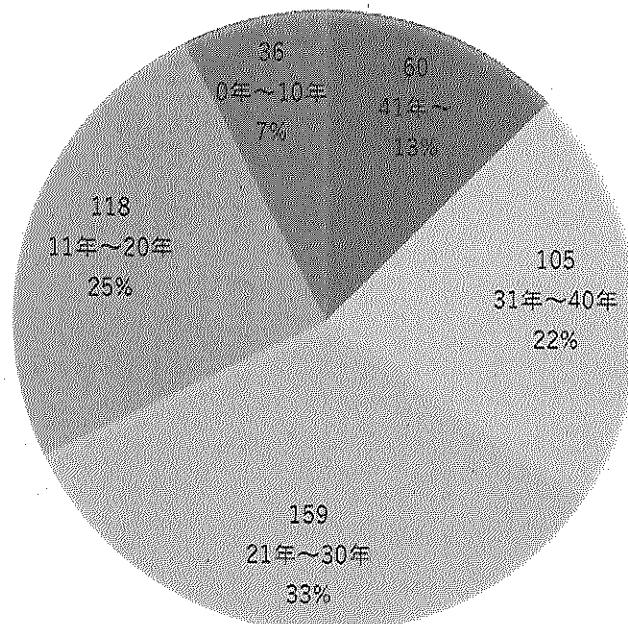
#### (1) 公園施設

公園や緑地など緑の整備が進み、都市公園数が増加しています。また、数値目標としている一人当たりの都市公園等の面積については目標の 12.0 m<sup>2</sup>/人を達成しています。しかし、遊具の危険判定の結果、施設の老朽化により、計画的な修繕が必要な公園施設が増加傾向にあります。整備が完了してから 30 年以上経過している公園が全体の約 3 分の 1 を占めていることからも、今後老朽化により遊具のみではなくベンチやフェンスなどの公園施設の維持管理の負担が増加することが予想されます。

##### ・都市公園等の整備箇所数（新庄墓園、盛岡駅西口広場含む）

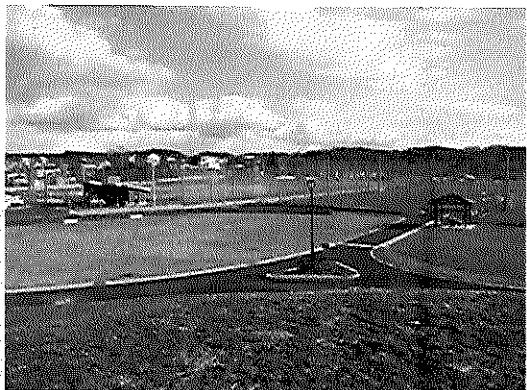
	計画策定当初 2000 (平成 12) 年度末	中間改訂 2009 (平成 21) 年度末	実績 2019 (令和元) 年度末
都市公園等の 整備箇所数	368 箇所	450 箇所	478 箇所
一人当たりの 都市公園等面積	9.2 m <sup>2</sup> /人	10.7 m <sup>2</sup> /人	12.1 m <sup>2</sup> /人

#### 設置年別の都市公園等の割合（2020）

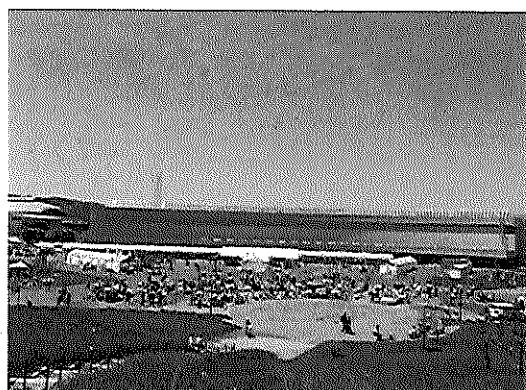


## (2) 大規模な公園の整備

高松公園や中央公園など本市の象徴となる大規模な総合公園の整備を行っています。今後も憩いや賑わいの拠点として様々な機能の強化が求められます。



高松公園



中央公園

## (3) 「公募設置管理制度（Park-PFI）」の活用による整備

2017 年の都市公園法改正によって制定された Park-PFI を活用し地域の課題の解決や魅力的な公園の整備に取り組んでいます。一足早く整備された盛岡駅前通の「木伏緑地」は 2019 年 9 月に営業が開始しています。また、「盛岡城跡公園芝生広場」と「中央公園」についても引き続き計画を進めています。



2019 年 9 月にオープンした木伏緑地

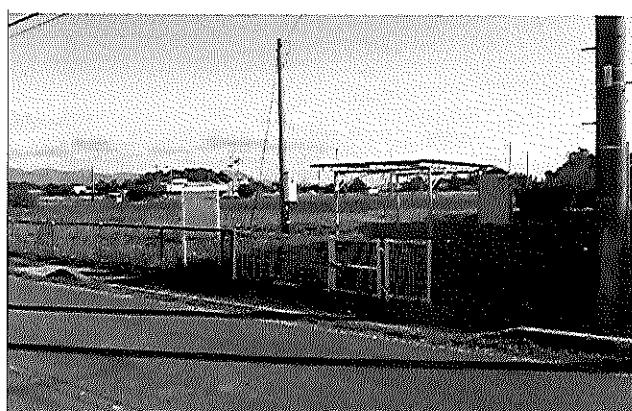
## 第2章 盛岡市の緑の現況

### (4) 未開設公園

開発行為などの都合で公園のために用地を確保しているのですが、整備費の確保が厳しい状況から、長期的に未開設となっている公園が27箇所あります。遊休化しているこの土地をどのように整備・利用するか課題となっています。



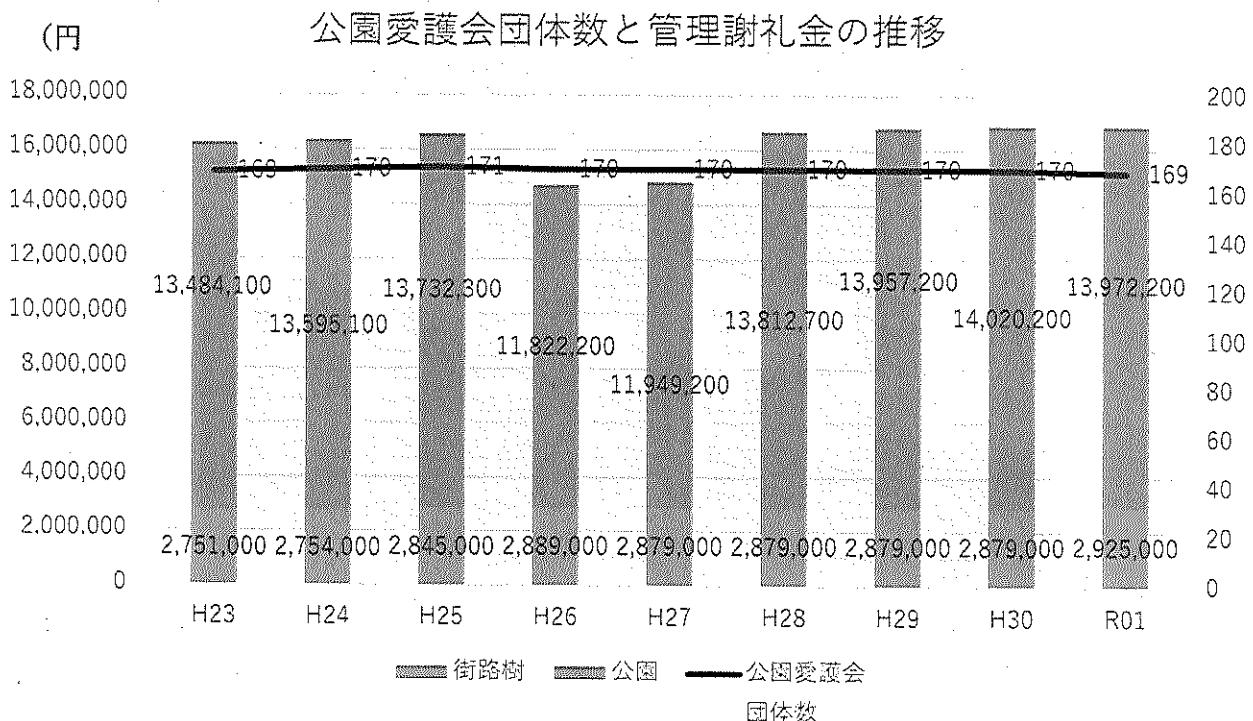
南青山



湯沢

### (5) 公園愛護会

公園の維持管理を行っている公園愛護会の団体数や謝礼金がほぼ横ばいで推移しています。しかし、活動人員の減少や高齢化による負担の増加により、現在の仕組みのまま公園の維持管理を行っていくが厳しい状況となっています。



## (6) 公園の利活用の促進

市民が公園の利活用について考え、実際にイベントなどを実施できるよう規制を緩和したりする「もりおか公園活性化交流広場」や「公園活性化プラン」、「もりおか park talk」などの取り組みを行っています。

「もりおか公園活性化交流広場」では公園の利活用について考えるワークショップや、それをふまえたイベントなどの企画・実施までを市民やNPO法人の方と協力して行っています。通常、「都市公園で何かをしたい！」と考えても、都市公園条例の規制がかかってしまいますが、この「もりおか公園活性化交流広場」で実施するイベントなどにおいては、市の事業の一環として、規制緩和を行っています。

「公園活性化プラン」では、市民や事業者の皆さんで実施できる「やってみたい」「できたらいいな」というプランを募集し、公園の貸出を行っています。基本的なイベントの運営、実施の費用などは応募した人に負担をお願いしますが、採用されれば実際に自分でプランを実施することが可能です。

「もりおか park talk」では、公園などを活用した面白い活動をしていく上で、ヒントとなるような話を様々な分野の方から聞いたり、「公園を活用したい」という方同士で交流することができます。



にゃんと！？ワンだふる会（もりおか公園活性化交流広場）



クラフトパークたかまつ（公園活性化プラン）

用語解説

※もりおか park talk (→P91),



もりおか park talk

## 第2章 盛岡市の緑の現況

### (7) 街路樹

地域住民の意見を取り入れながら、街路樹や植樹枠などを設置したことにより地域の特性に応じた緑豊かな道路を創出してきました。

しかし、近年植樹してから時間が経過し、大木となった街路樹や老木となり枯れた街路樹が増えています。その結果、車両運転手の視界を妨げたり、激甚化する災害により木が倒れたりするなど、市民に危険を及ぼす街路樹が増えています。

今後、街路樹の維持管理に係る予算の確保が厳しい状況のなかで、どのように適正な維持管理を行っていくかが課題となっています。



### (8) 貴重な緑の保全

緑は、良好な景観の維持に役立っています。

今後も風致地区内の行為規制や景観重要樹木の維持管理により盛岡市の貴重な緑を保全します。



上の橋際のイチョウ

## (9) ハンギングバスケット

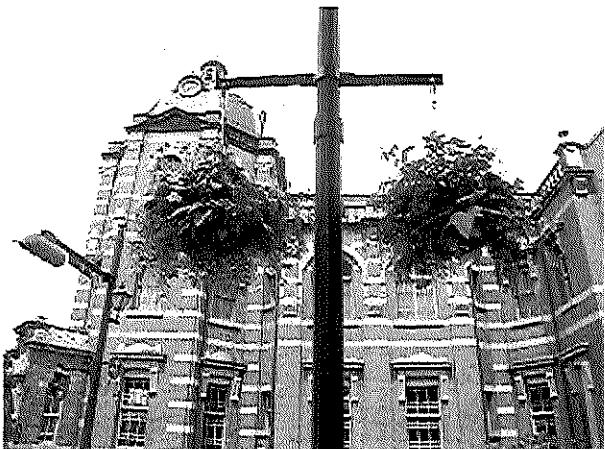
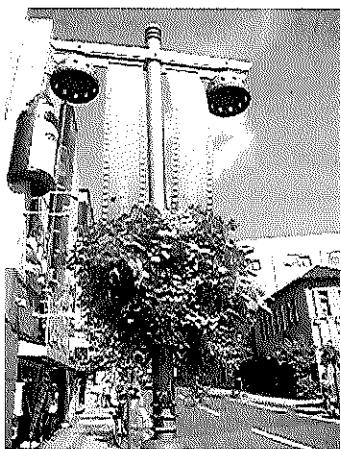
本市が姉妹都市として交流を進めているカナダのピクトリア市は、花の街として世界的に有名です。そこで盛岡市においても、ピクトリア市のハンギングバスケットといった文化を取り入れ、色彩豊かな花による市街地の美化を通じて、商店街の活性化や観光客の誘致を図るとともに、盛岡らしい緑の文化として醸成し、全国に発信するため、2004（平成16）年度からハンギングバスケットを軸とした市民、事業者、行政の協働による「花と緑のガーデン都市づくり事業」に取り組んでいます。

事業を開始した2004（平成16）年度の334個から年々数を増やし、2015（平成27）年度実施の地方行財政調査会の調査では全国一位（772個）であり盛岡市の良好な景観形成において重要な役割を担っています。

しかし、維持管理の難しさや高齢化により、管理者によっては水やり等の管理に苦労しています。また、当時設置した器具類は老朽化したものがあり、水やり機器は既に耐用年数を経過して故障が頻発していることから、設備の更新が必要です。

ハンギングバスケット設置総数の推移										
種別	年 度									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ハンギングバスケット数	738	758	773	779	772	789	773	736	726	464

盛岡市内のハンギングバスケット



## 第2章 盛岡市の緑の現況

### 第3節 他計画による緑の位置付け

#### (1) 特徴的な緑

緑の機能を環境保全、レクリエーション、景観、防災の4つに分類して、盛岡の特徴的な緑をまとめます。

##### (1-1) 環境保全機能のための緑

###### ① 市の骨格を形成する緑

本市は、市街地を囲むように西に岩手山を含む奥羽山脈、東に姫神山を含む北上高地があり、市域を南北に貫流する北上川と西方の奥羽山脈からは松川、零石川、東方の北上高地からは中津川、築川などの河川が市街地で合流しています。また、河川の上流にはダム湖があり、潤いのある環境を形成しています。

骨格的な緑	東西丘陵地、東部森林緑地
市を代表する水辺	北上川、零石川、中津川、築川、松川、高松ノ池、四十四田ダム、御所湖、綱取ダム、外山ダム、築川ダム、岩洞湖

###### ② 市街地の生活環境を保全する緑

本市の市街地は、丘陵地や田園、試験研究機関などの緑に囲まれているほか、市街地内を北上川や中津川などの河川が貫流しており、多様で豊かな緑に恵まれています。また、身近な公園としての住区基幹公園や都市緑地、緑化された道路などが生活環境に潤いを与えています。

市街地を取り囲む緑	東西丘陵地、田園緑地、東北農業研究センター、家畜改良センター岩手牧場
市街地を流れる河川など	北上川、零石川、中津川、築川、松川、高松ノ池
市街地にある大規模な公園	盛岡城跡公園（岩手公園）、中央公園、県営総合運動公園、高松公園、愛宕山記念公園、湯沢中央公園、都南中央公園、盛岡南地区公園
歩いて行ける身近な公園緑地など	住区基幹公園（地区公園、近隣公園、街区公園）、都市緑地、グリーンプロット、広場
緑化された道路	みたけ緑道、街路樹のある道路

### ③ 生物の生息・生育空間を保全する緑

東部森林緑地、四十四田ダム周辺、零石川河川敷などの緑は、野生動植物種の保全上重要な地域として位置付けられており、多様な動植物の生息・生育空間として機能しています。また、市街地に点在するまとまった緑などは、環境保護地区に指定されており、市街地における生物の生息・生育空間として重要な役割を担っています。

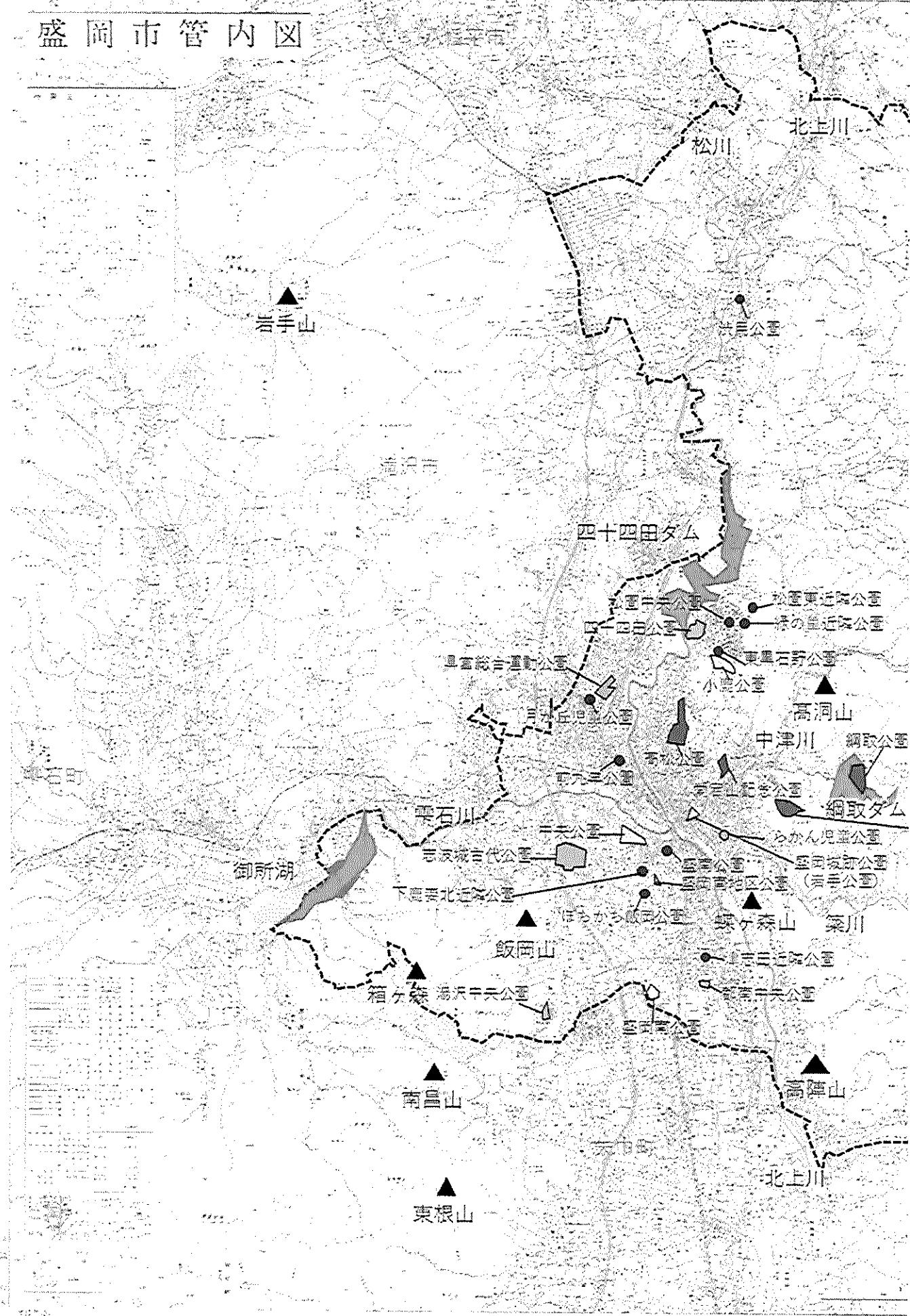
野生動植物の保全上重要な緑	東部森林緑地、零石川、四十四田ダムなど、
市街地を取り囲む緑	東西丘陵地、田園緑地、東北農業研究センター、家畜改良センター岩手牧場
市街地に点在するまとまった緑	妙泉寺地区、蛇ノ島地区、三馬橋地区など

### ④ 歴史・風土環境を保全する緑

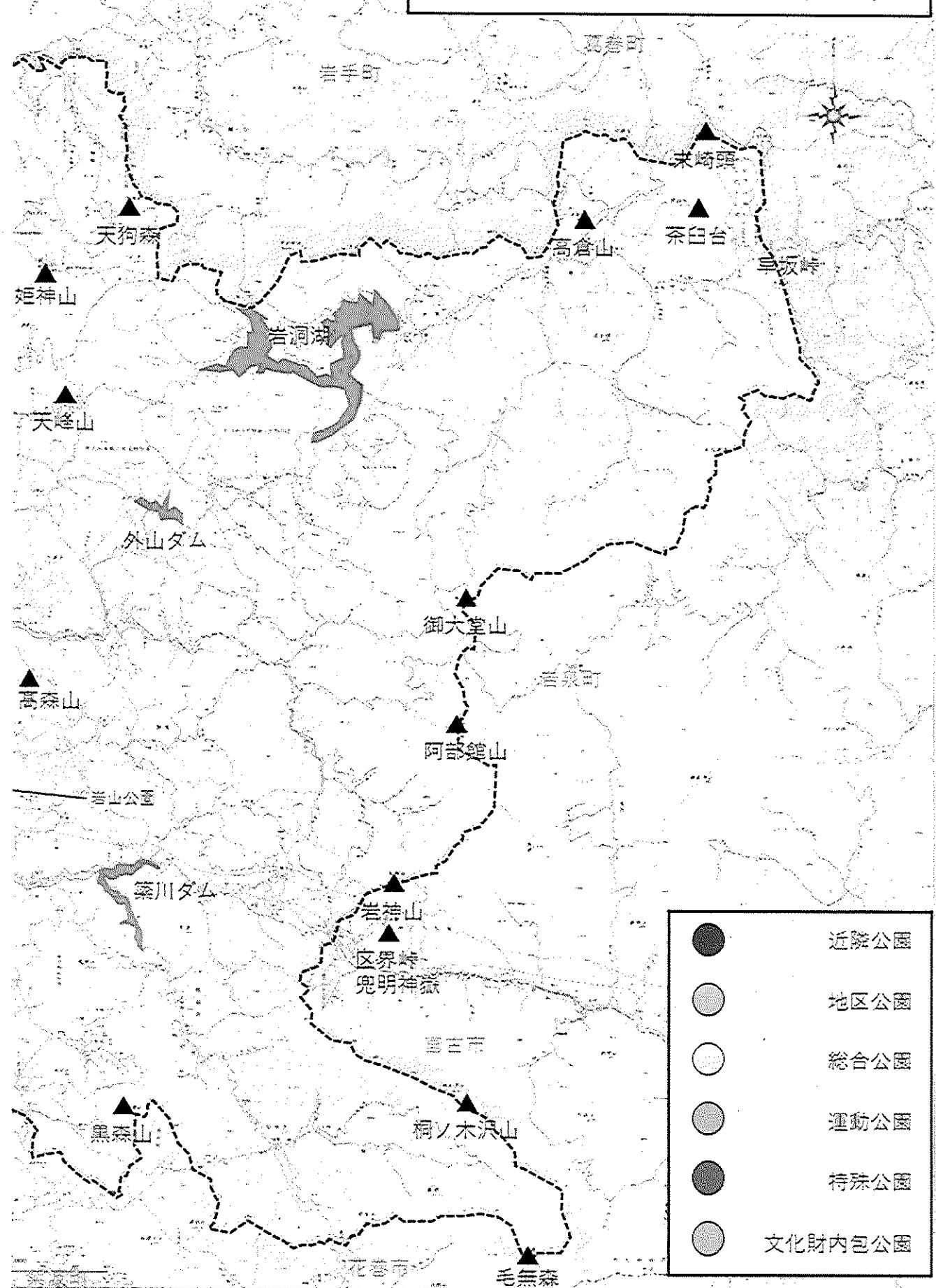
本市の市街地は、藩政時代からの城下町の佇まいを残しており、城郭跡や社寺林などの緑地的機能を有する歴史的・文化的資源が多く残されています。また、市街地を取り囲む丘陵地や田園の緑は、本市の地域風土の形成に重要な役割を果たしています。

指定文化財を内包する公園	盛岡城跡公園（岩手公園）、志波城古代公園、らかん児童公園
歴史性のある緑	盛岡城跡公園（岩手公園）、高松公園、岩山公園、盛岡八幡宮、天満宮、住吉神社など寺社境内地、一里塚、保護庭園など
市を代表する先人の歴史を持つ緑	岩手大学農学部、盛岡城跡公園（岩手公園）、清養院、徳玄寺、中津川、天満宮、渋民公園、木伏緑地、常光寺、宝徳寺、石川啄木記念館、岩山公園、川崎緑地、渋民緑地（愛宕の森）、夜更森緑地、原敬記念館、大慈寺、円光寺、盛岡八幡宮、ビクトリアロード（新渡戸緑地）など
市街地を取り囲む緑	東西丘陵地、田園緑地、東北農業研究センター、家畜改良センター岩手牧場

# 盛岡市管内図



## 環境保全機能のための縁（現況）



## 第2章 盛岡市の緑の現況

### (1-2) レクリエーション機能のための緑

#### ① 日常的なレクリエーションの場となる緑

住区基幹公園は、市街地における身近な公園として日常的なレクリエーションなどのために整備されています。また、市街地内を流れる河川の河川敷には公園をはじめ、散策路やグラウンドなどがあり、日常的なレクリエーションに利用されています。

市街地における身近な公園	住区基幹公園（地区公園、近隣公園、街区公園）
市街地を流れる河川など	北上川、零石川、中津川、築川、松川、高松ノ池
田園地域における身近な公園	農村公園

#### ② 自然とのふれあいの場となる緑

東西森林緑地には、森林公園や自然公園が整備されており、自然体験や学習の場として活用されているほか、ダム湖周辺の緑は自然に囲まれたレクリエーションの場として、市民に親しまれています。また、市街地周辺の自然が豊かな公園は、身近な自然とのふれあいの場として整備されています。

森林の緑	外山森林公园, 都南つどいの森, 平成市民の森, 外山早坂高原県立自然公園(岩洞湖家族旅行村, 姫神山)
市街地を取り囲む緑	東西丘陵地, 田園緑地
市街地周辺の自然が豊かな公園	岩山公園, 小鹿公園, 四十四田公園, 岩山南公園(盛岡市動物公園)
市街地にある大規模な公園	盛岡城跡公園(岩手公園), 中央公園, 県営総合運動公園, 高松公園, 愛宕山記念公園, 湯沢中央公園, 都南中央公園, 盛岡南地区公園
市街地を流れる河川などの水辺	北上川, 中津川, 零石川, 築川, 松川, 高松ノ池
ダム湖周辺	御所湖, 四十四田ダム, 緝取ダム, 外山ダム, 築川ダム, 岩洞湖

### ③ スポーツレクリエーションのための緑

各種スポーツに対応できる公園が、玉山地区、盛岡地区、都南地区にそれぞれ整備されています。また、ダム湖周辺には、スポーツレクリエーションのためのグラウンドなどを備えている公園などが整備されています。

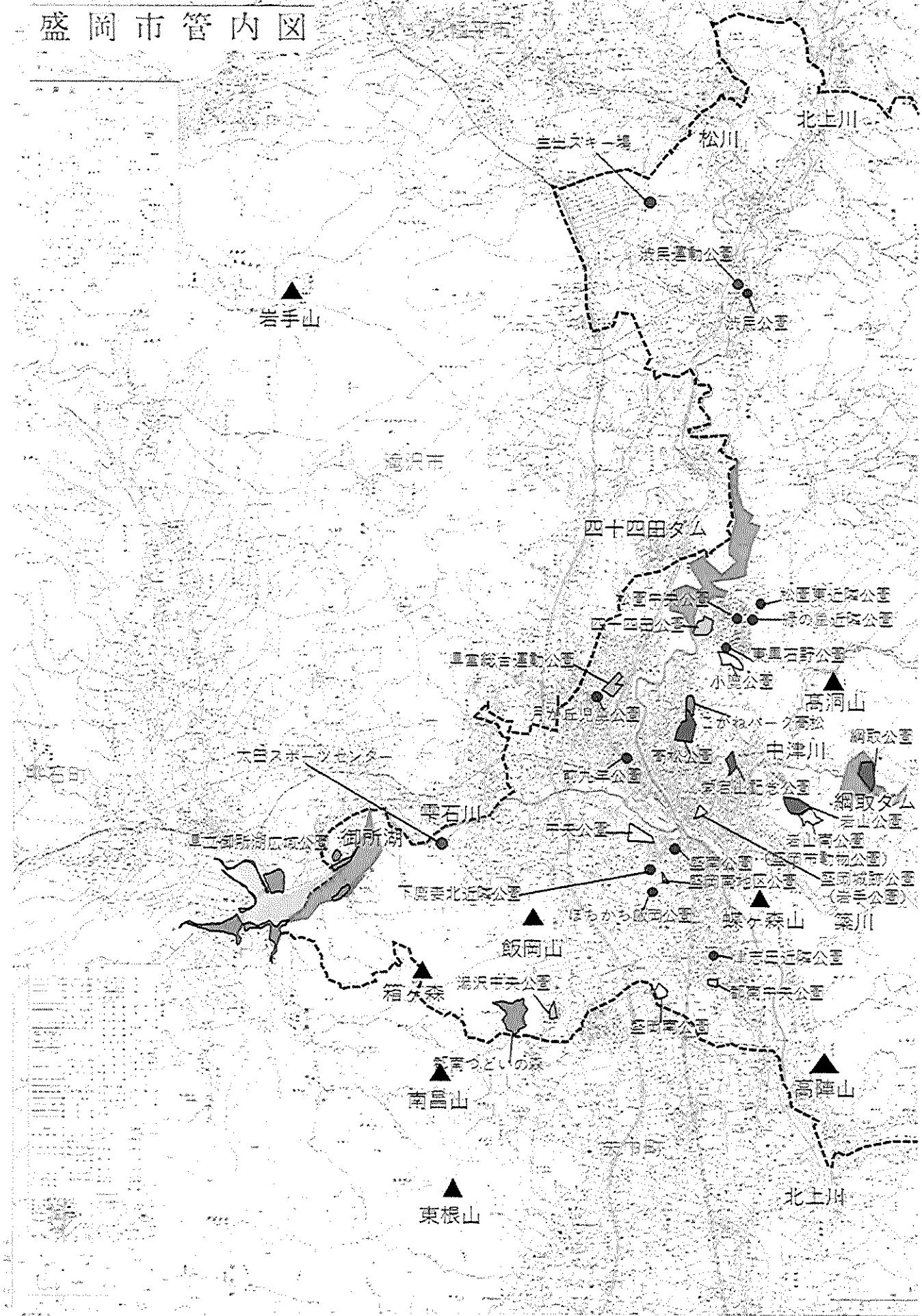
運動施設を備えた公園など	県営総合運動公園、盛岡南公園、県立御所湖広域公園、太田スポーツセンター、渋民運動公園、こがねパーク高松など
--------------	---

### ④ 様々なレクリエーションのための緑

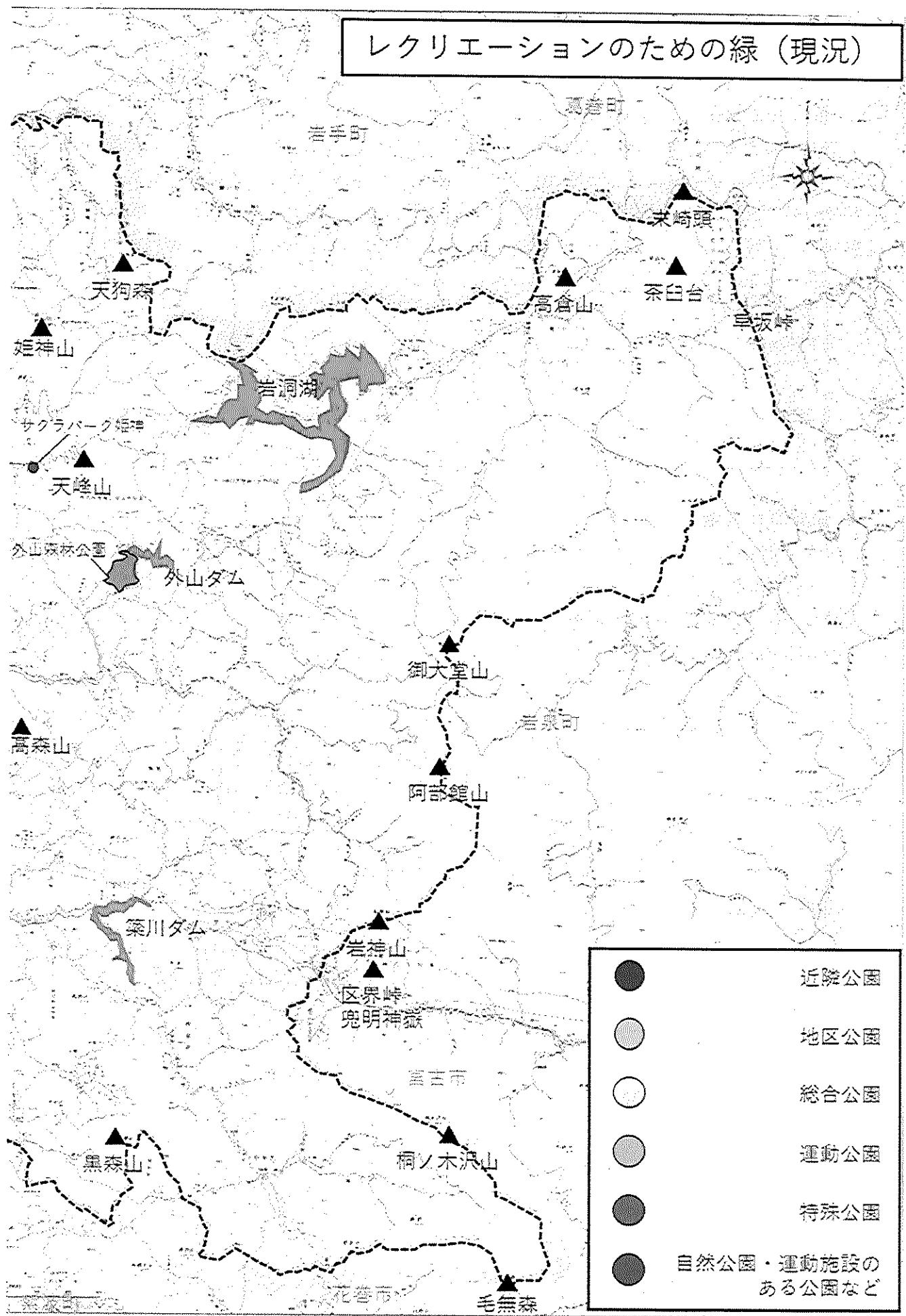
国指定史跡を広域的な観光レクリエーションのための公園として整備した盛岡城跡公園（岩手公園）や志波城古代公園をはじめ、お花見など古くから市民の行楽地として親しまれている公園や美術館や動物園などが設置されている公園など、様々なレクリエーションニーズに対応する緑があります。

お花見や動物園などを楽しめる公園など	盛岡城跡公園（岩手公園）、志波城古代公園、らかん児童公園、高松公園、米内浄水場、中央公園、県立御所湖広域公園、岩山公園、岩山南公園（盛岡市動物公園）、小鹿公園、太田スポーツセンター、渋民公園、 <sup>おいで</sup> 生出スキー場、サクラパーク姫神、近郊自然歩道など
--------------------	--

# 盛岡市管内図



## レクリエーションのための縁 (現況)



## 第2章 盛岡市の緑の現況

### (1-3) 景観形成のための緑

#### ① 市の自然景観の骨格を形成する緑

市街地のほぼ中心部を河川が流れており、河川の水と緑が都市に潤いと優しさを醸し出しており、盛岡の代表的な景観となっています。また、岩山や愛宕山をはじめ東西丘陵地に広がる緑豊かな自然景観は、まちに四季の変化を感じさせ、落ち着きと心休まる風景を醸し出しているほか、東部森林緑地にある岩洞湖や外山ダム周辺の潤いのある水辺空間は、雄大で良好な自然景観を創出しています。

骨格的な緑	東西丘陵地、東部森林緑地
本市を代表する水辺	北上川、零石川、中津川、築川、松川、高松ノ池、四十四田ダム、御所湖、綱取ダム、外山ダム、築川ダム、岩洞湖

#### ② 良好な視点場を有する緑

岩手山や姫神山の眺望は、本市を代表する特徴的な景観として重要であると位置付けられており、市内にはそれらを眺望できる良好な視点場となる公園緑地などが存在するほか、市街地における河川敷の緑は、遠景の山並みを見通す景観軸としての役割も担っています。また、市街地周辺の丘陵地には、市街地を一望できる良好な視点場を有する緑が存在しています。

岩手山を眺望する視点場を有する公園など	盛岡城跡公園（岩手公園）、北上川（開運橋）、天峰山、渋民公園、渋民緑地（愛宕山）、岩洞湖
なんじょうさん 南昌山を眺望する視点場を有する公園	盛岡城跡公園（岩手公園）
愛宕山を眺望する視点場を有する緑	中津川（与の字橋）
姫神山を眺望する視点場を有する緑地など	夜更森緑地、川崎緑地、岩洞湖、渋民公園
遠景を見通す景観軸となる河川	北上川、零石川、中津川
市街地を一望できる良好な視点場を有する公園など	岩山公園、愛宕山記念公園、中央公園、蝶ヶ森山、飯岡山、高陣山、夜更森緑地、姫神山、天峰山

### ③ 歴史・風土景観を形成する緑

市街地中心部にある盛岡城跡公園（岩手公園）は、本市の歴史的景観のシンボルとしての役割を果たしているほか、市街地に点在する社寺林も、本市の歴史を感じさせる景観として重要な役割を担っています。また、市街地を取り囲む丘陵地や田園の縁は、里山として本市の風土景観を構成する重要な縁と考えられます。

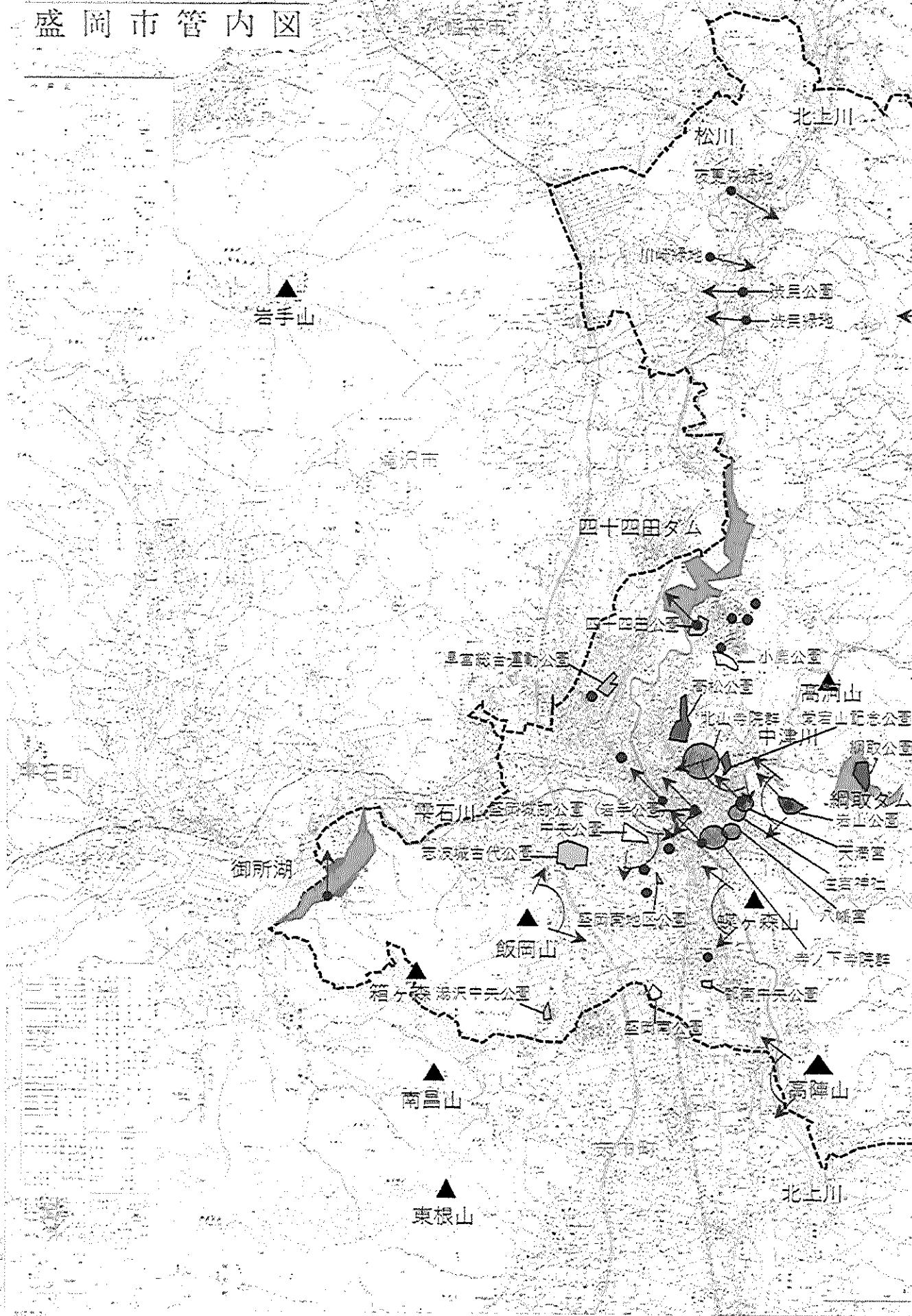
歴史的景観のシンボルとなる公園	盛岡城跡公園（岩手公園）
歴史を感じさせる寺社境内地や保護庭園	八幡宮、天満宮、北山寺院群、寺ノ下寺院群、住吉神社、賜松園、一ノ倉邸、南昌荘など
周囲の田園風景とともに歴史・風土景観を構成する公園	志波城古代公園
市街地を取り囲む縁	東西丘陵地、田園緑地

### ④ 良好的な市街地景観を形成する緑

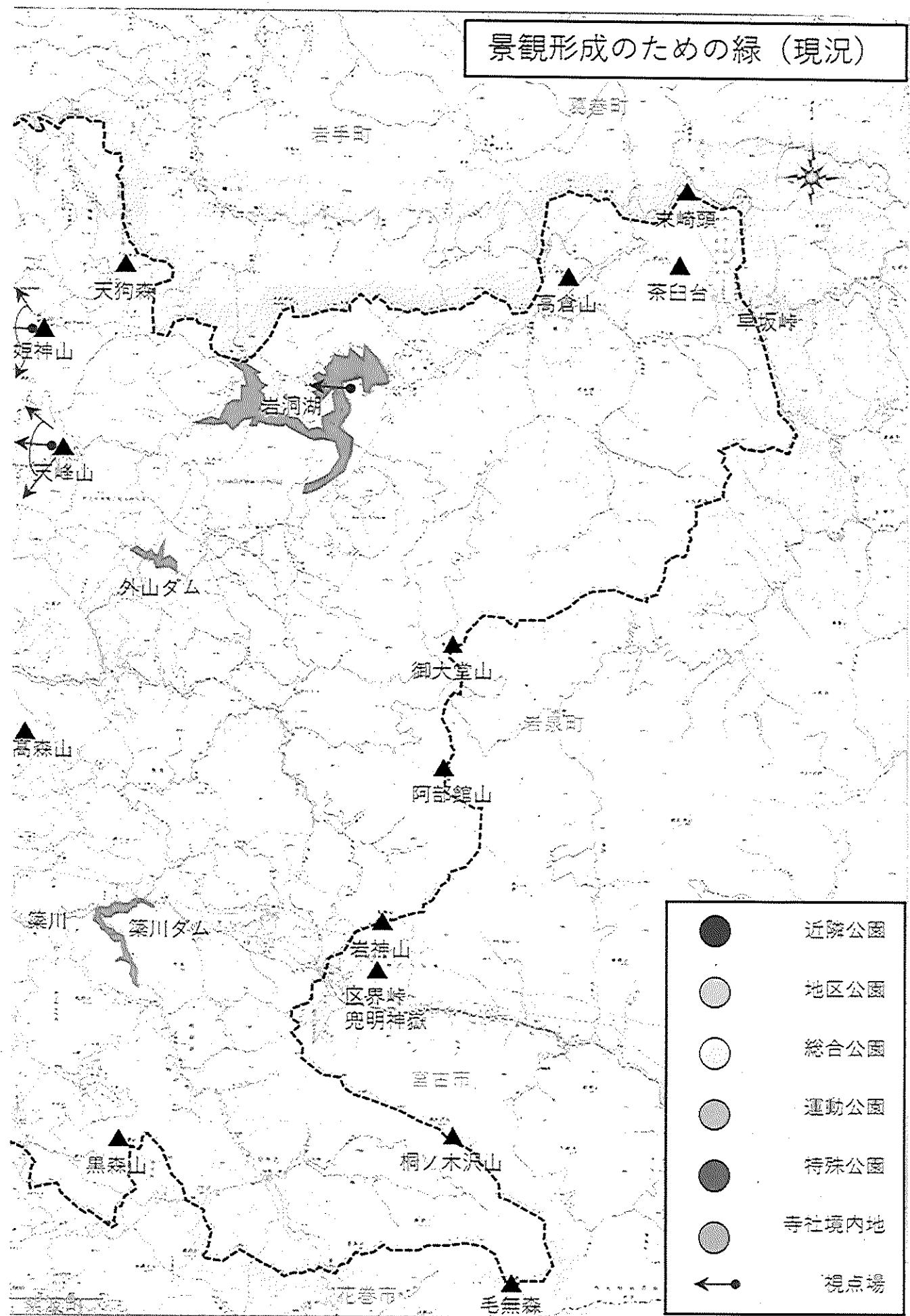
市街地を流れる河川は、都市空間の中に自然や季節感を持ち込み、市街地景観に潤いを与える緑地として重要です。また、市街地周辺の風致を活かした公園や市街地内の公園緑地、緑化された道路などは良好な市街地景観の形成に寄与しており、潤いとやすらぎを与える緑となっています。

風致を活かした公園など	岩山公園、高松公園、愛宕山記念公園、渋民緑地（愛宕の森）、夜更森緑地、野中森、川崎森
市街地にある大規模な公園	盛岡城跡公園（岩手公園）、中央公園、県営総合運動公園、高松公園、愛宕山記念公園、湯沢中央公園、都南中央公園、盛岡南地区公園
風致地区や環境保護地区	高松風致地区、山王風致地区、中津川地区、愛宕山地区など
景観重要樹木	天昌寺のスギ、夕顔瀬堂の前のケヤキ、上小路のエゾエノキなど
市街地を流れる河川など	北上川、中津川、零石川、築川、松川、高松ノ池
市街地における身近な公園など	住区基幹公園（地区公園、近隣公園、街区公園、幼児公園）、都市緑地、グリーンプロット、広場
緑化された道路	みたけ緑道、街路樹のある道路

# 冈内管市岡盛



## 景観形成のための縁（現況）



## 第2章 盛岡市の緑の現況

### (1-4) 防災機能のための緑

#### ① 自然災害を予防する緑

東部森林緑地は、保安林が多く存在し、水源かん養林として市域の保水力を高め、洪水などの防止機能を担っています。また、東西丘陵地のまとまった樹木の緑も、土砂流出や斜面崩壊などの災害を防止する役割を担っています。

保安林などの緑	東部森林緑地、東西丘陵地
---------	--------------

#### ② 人為災害を防止する緑

市街地を貫流する河川の河川敷空間は、市街地火災時に延焼を防止する役割を果たす緑として貴重です。同じく身近な公園や緑化された広幅員道路は、火災時に延焼を防止する緑として機能しますが、特に既成市街地や中心市街地においては不足しているのが現状です。

市街地を流れる河川など	北上川、中津川、零石川、築川、松川、高松ノ池
市街地における身近な公園など	住区基幹公園（地区公園、近隣公園、街区公園）、都市緑地、グリーンプロット、広場
緑化された広幅員道路	みたけ緑道、街路樹のある広幅員道路

### ③ 避難場所として機能する緑

自然災害や人為災害が発生した場合、公園や緑地などのオープンスペースは、避難場所としての機能を担っています。「盛岡市地域防災計画」では、市街地内 の一部の公園を指定緊急避難場所として指定されています。また、市街地内の公園や緑地は、身近な避難場所として機能する役割を担っています。

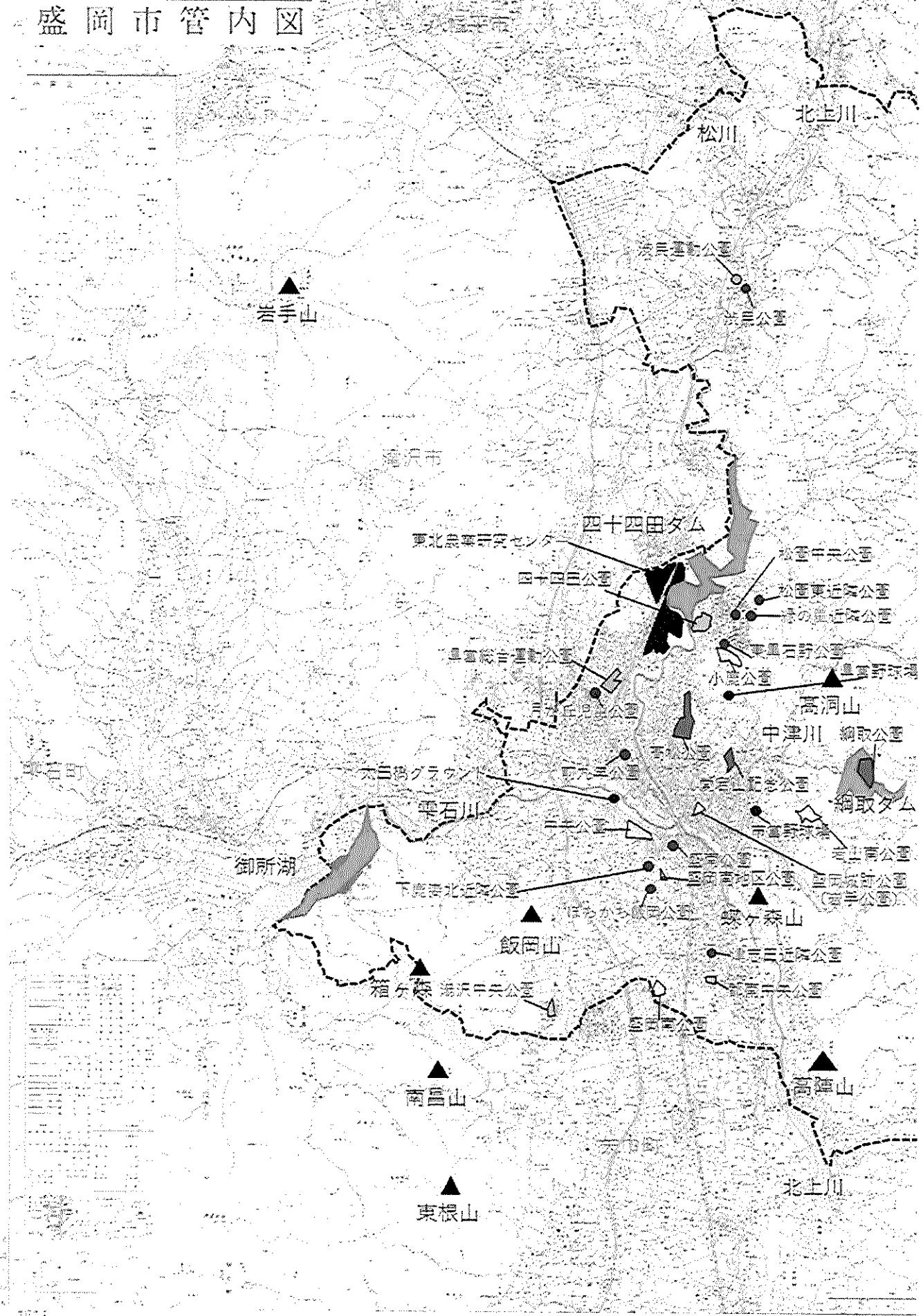
指定緊急避難場所として機能する公園	盛岡城跡公園（岩手公園）、高松公園、東黒石野公園、松園中央公園、緑の里近隣公園、前九年公園、県営運動公園、月が丘児童公園、盛南公園、中央公園、都南中央公園、下鹿妻北近隣公園、ぽちかち飯岡公園、湯沢中央公園、渋民運動公園、
身近な避難場所として機能する公園など	住区基幹公園（地区公園、近隣公園、街区公園、幼児公園）、都市緑地、広場

### ④ 災害復旧の役割を担う緑

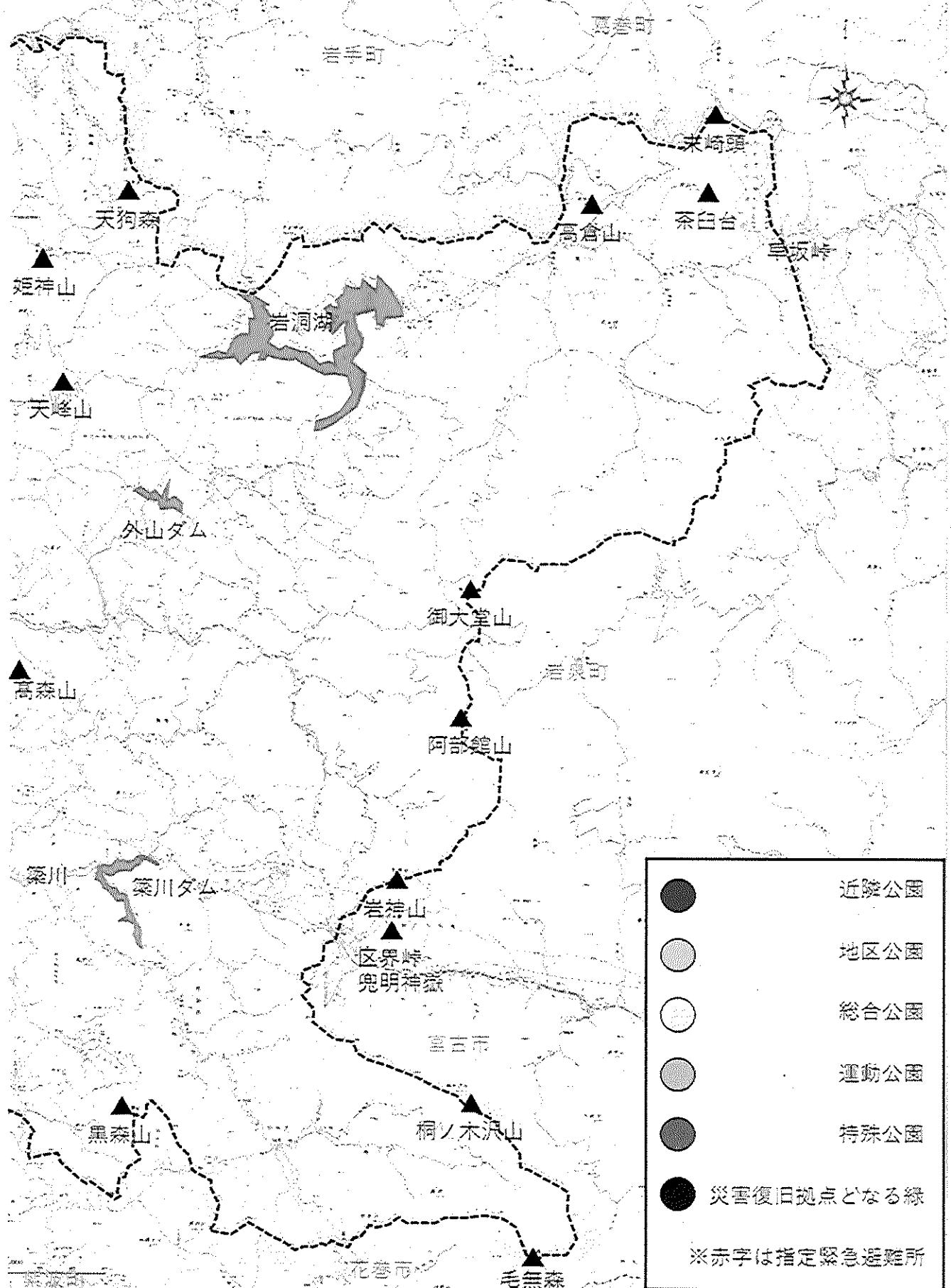
「盛岡市地域防災計画」では、災害発生後の復旧拠点として、大規模な公園や河川敷などを臨時ヘリポートとして指定しているほか、支援物資などの集積所として東北農業試験センターと渋民運動公園を位置付けています。また、市街地内の公園や緑地は、地域の復旧拠点として機能する役割も担っています。

災害復旧の拠点となる公園など	県営野球場、高松公園、県営総合運動公園、太田橋グラウンド、中央公園、盛岡南公園、北上川河川敷、市営野球場、渋民運動公園
支援物資の集積所として災害復旧の拠点となる公園など	東北農業研究センター、渋民運動公園
地域の復旧拠点として機能する公園など	住区基幹公園（地区公園、近隣公園、街区公園）、都市緑地、広場

# 盛岡市管内図



## 防災機能のための緑（現況）





### **第3章 盛岡市の緑の課題**

---

## 第3章 盛岡市の緑の課題

### 第1節 緑の基本計画の達成状況

2010（平成22）年度に改訂を行った緑の基本計画の達成状況を整理しました。

#### 1. 数値目標値の達成状況

##### （1）公園の整備目標

2019（令和元）年度末時点で「一人当たりの都市公園等面積（新庄墓園、盛岡駅西口広場を含む）」は、設定した目標値を達成しています。また、「一人当たりの都市公園の面積（新庄墓園、盛岡駅西口広場を除く）」については、都市公園法施行令にて定められている一人当たりの都市公園面積の10m<sup>2</sup>/人以上を確保しています。

指標①：一人当たりの都市公園等面積（新庄墓園、盛岡駅西口広場を含む）

中間改訂時 2009（平成21）年度末	目標年次 2020（令和2）年度末	実績 2019（令和元）年度末
10.7 m <sup>2</sup> /人	12.0 m <sup>2</sup> /人	12.1 m <sup>2</sup> /人

（3,484,500 m<sup>2</sup>/286,004人）令和2年3月31日時点

参考：一人当たりの都市公園面積（新庄墓園、盛岡駅西口広場を除く）

都市公園法施行令	盛岡市 2019（令和元）年度末
10.0 m <sup>2</sup> /人以上	10.77 m <sup>2</sup> /人

（3,080,500 m<sup>2</sup>/286,004人）令和2年3月31日時点

##### （2）市民参加の目標

「緑の管理活動や緑化活動に参加している市民の割合」は減少しており、緑に関する活動への市民の参加機会が減っています。また、「身近な公園や緑地が良好に維持管理されている割合」は大幅に減少しており、公園の維持管理が厳しい状況となっています。

指標①：緑の管理活動や緑化活動に参加した市民の割合

中間改訂時 2009（平成21）年度末	目標年次 2020（令和2）年度末	実績 2019（令和元）年度末
69.7%	80%	※57%

※市民アンケートの手法が異なるため参考値

指標②：身近な公園や緑地が良好に維持管理されている割合

中間改訂時 2009（平成21）年度末	目標年次 2020（令和2）年度末	実績 2020（令和2）年度末
72.5%	80%	50.4%

令和2年度公園愛護会アンケートによる

### (3) 緑の質向上の目標

「誇れる市街地の景観あると思う市民の割合」は増加しており、街路樹などの整備や景観法による制限等により市街地の景観の魅力が向上したと考えられます。

「誇れる田園や丘陵地の景観があると思う市民の割合」と「誇れる山間地の景観があると思う市民の割合」は減少しており、維持管理や活動支援、補助を中心に行っていたため、新たな魅力の創出にはつながらなかったと考えられます。

「まちなかに緑が多いと思う市民の割合」は増加しており、街路樹や公園・緑地などの整備が進められてきたことにより、まちなかに緑が多いと思う市民が増えたと考えられます。

#### 指標①：誇れる市街地の景観があると思う市民の割合

中間改訂時 2009（平成21）年度末	目標年次 2020（令和2）年度末	実績 2019（令和元）年度末
69.5%	80%	72.3%

令和2年度 盛岡市まちづくり評価アンケートによる

#### 指標②：誇れる田園や丘陵地があると思う市民の割合

中間改訂時 2009（平成21）年度末	目標年次 2020（令和2）年度末	実績 2019（令和元）年度末
59.9%	80%	56%

令和2年度 盛岡市まちづくり評価アンケートによる

#### 指標③：誇れる山間地の景観があると思う市民の割合

中間改訂時 2009（平成21）年度末	目標年次 2020（令和2）年度末	実績 2019（令和元）年度末
71.4%	80%	66.8%

令和2年度 盛岡市まちづくり評価アンケートによる

#### 指標④：まちなかに緑が多いと思う市民の割合

中間改訂時 2009（平成21）年度末	目標年次 2020（令和2）年度末	実績 2019（令和元）年度末
73.7%	80%	77.2%

令和2年度 盛岡市まちづくり評価アンケートによる

### 第3章 盛岡市の緑の課題

#### 2. 施策の達成状況

2つの基本方針のため設定した9つの施策に対し、それぞれの取り組みの実施状況を整理します。

ほとんどの取り組みが計画に沿って実施されてきましたが、風致地区の維持や貴重な樹木の保全などにより盛岡市の貴重な緑を保全していく取り組みは今後も継続して行っていく必要があります。

基本方針	戦略	施策内容	達成状況
盛岡らしい 緑を つくります	森の緑を 活かします	地域性緑地の指定の検討	森林整備計画や環境保護地区の指定により保全を図った。 風致地区などの地域性緑地の指定はなし。
		森林維持管理の強化	維持管理活動を継続して実施した。
		里山利用の促進	桜の里整備事業や森林保護事業等が完了した。
		自然とのふれあいの場の充実	森林公园の活用などを継続して実施した。
	水辺の緑を 活かします	水辺の緑の保全と連続性の確保	水質測定や河川整備事業を継続して実施した。
		水辺のレクリエーションの場の整備と活用	ゴムボート川下りや岩洞湖まつりなどのイベントを継続して実施した。
		水辺のネットワークの形成	かわまちづくりを継続して実施した。
	田園の緑を 活かします	農地の保全	計画の見直しや助成を継続して実施した。
		農村環境の保全	保全活動を継続して実施した。
		市民農園の開設	レンタル菜園の開設や農園に対する補助を実施した。
		田園資源の活用	勉強会や情報交換会を実施した。
	まちの緑を 守り 育てます	良好な自然の維持	環境保護地区や風致地区を保全した。
		街路樹の設置推進と維持管理の強化	道路整備に併せ街路樹を設置し、市民活動による清掃活動を実施した。
		まちかどにおける緑化の推進と維持	グリーンプロットの整備や緑化支援による緑化を実施した。
		良好な民有緑地の保全と創出	保護庭園や景観重要樹木などを保全した。 開発行為に伴う公園の指導を実施した。
		公共公益施設の緑の保全と創出	公共施設の緑化や景観形成基準との適合審査を実施した。
		中心市街地における緑化の促進	ハンギングバスケットなどによる緑化を実施した。
		住宅地における緑化の促進	補助金など支援を実施した。

魅力ある公園 (緑の拠点)を守り育てます	核となる公園づくりの推進	大規模公園の整備や盛岡城跡公園などの保存整備を実施した。
	身近な公園づくりの推進	土地区画整理事業や開発行為に伴い公園を整備した。
	誰もが利用できる公園づくりの推進	新設の公園についてユニバーサルデザインによる整備を実施した。
	市民参加による公園づくりの推進	グラウンドワーク手法による公園整備や樹木の寄付の呼びかけを実施した。
	公園や緑地などの維持管理の強化	公園施設長寿命化計画の作成や公園管理の手引きの配布を実施した。
市民による活動を支援します	市民の緑化活動の支援	環境美化活動等への支援や花苗の配布を実施した。
	緑のボランティアの活動の支援	緑に関する活動情報の紹介やボランティア活動保険の料金の一部を補助した。
	緑のアドバイザー制度の充実	講師の派遣等を実施した。
	緑の支援団体の活動支援	緑の募金による緑化活動等を実施した。
	緑の市民活動の表彰と周知	公園愛護会による表彰やホームページによる優良な緑の紹介を実施した。
みんなで考え行動します	緑のリサイクルの促進	間伐材の搬出利用に対して補助やペレットストーブや薪ストーブの導入を実施した。庭園木の引き取りは休止した。
	緑の情報の収集と発信	主にホームページにて緑の情報を発信した。
	公園などの魅力の発信	ガイドマップの作成やホームページの公開により魅力を発信した。
	緑の活動を支える人材を育成します	公園愛護会を対象とした剪定の講習会やハンギングバスケットの制作教室を開催した。
	緑のイベントの開催と充実	市民植樹祭の開催や盛岡環境緑化祭りを開催した。
計画の進行を管理します	緑の活動のネットワークづくり	「もりおか park talk」を開催し、公園情報の意見交換や利活用を促進した。
	緑の市民モニター制度の創設	現在の公園愛護会総会が同等の機能を果たしており、制度の創設には至らなかった。
	市民意識調査の実施	緑に関する市民アンケートを実施した。
	計画の進捗状況の公表	ホームページを利用して公園整備状況等を公表した。
	進行管理体制の整備	進行管理を行う「緑のまちづくり会議」を設置した。

## 第3章 盛岡市の緑の課題

### 第2節 緑に関する市民の意識

緑に対する意識についてアンケート調査を実施し、次のようにまとめました。

#### (1) 市民アンケートの結果

##### ■対象

盛岡市民

##### ■調査対象

無作為抽出により抽出した15歳以上の市民1,500人

##### ■方法

郵送配布（令和2年5月11日）～郵送回収（令和2年5月20日）

##### ■配布数と回収票数

回答は670票であり、回収率は45%であった。

#### ①公園や都市緑地の利用頻度

「月に1回以上」を日常的な利用ととらえると、日常的に利用されている割合は「街区公園（29%）」が最も多く、次いで「総合公園（26%）」であり、「都市緑地（11%）」となっています。

年代別にみると、街区公園や都市緑地は30、40代の子育て世代の利用と70代の利用者が多く、総合公園は30代、40代の子育て世代が多くなっています。

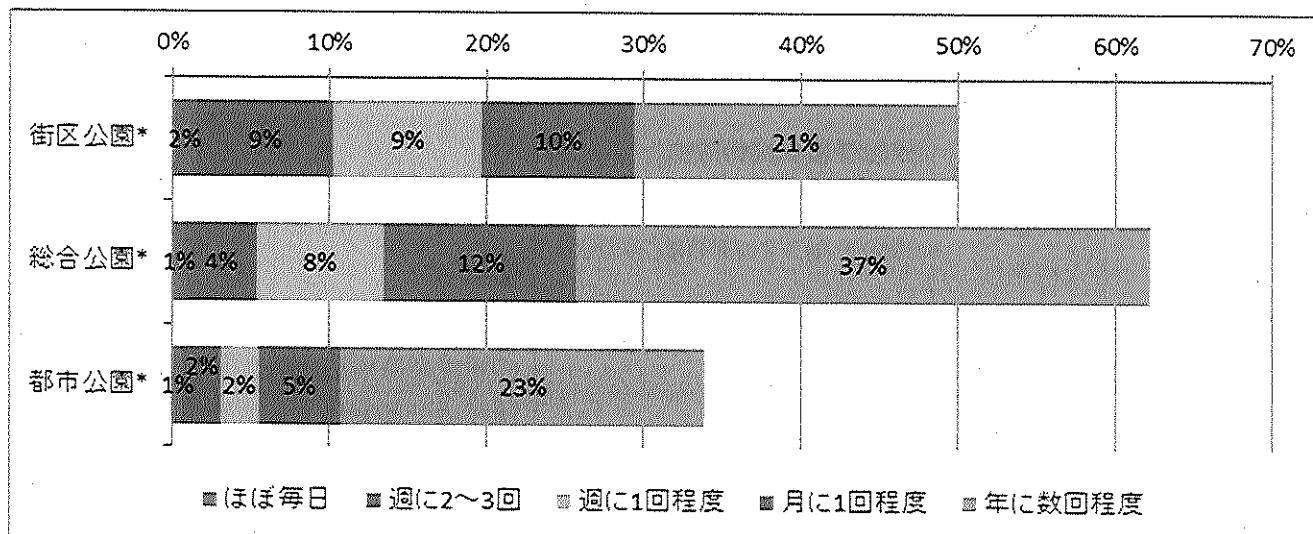


図 公園別の利用頻度

注：「\*」は年齢補正済み（以下同）

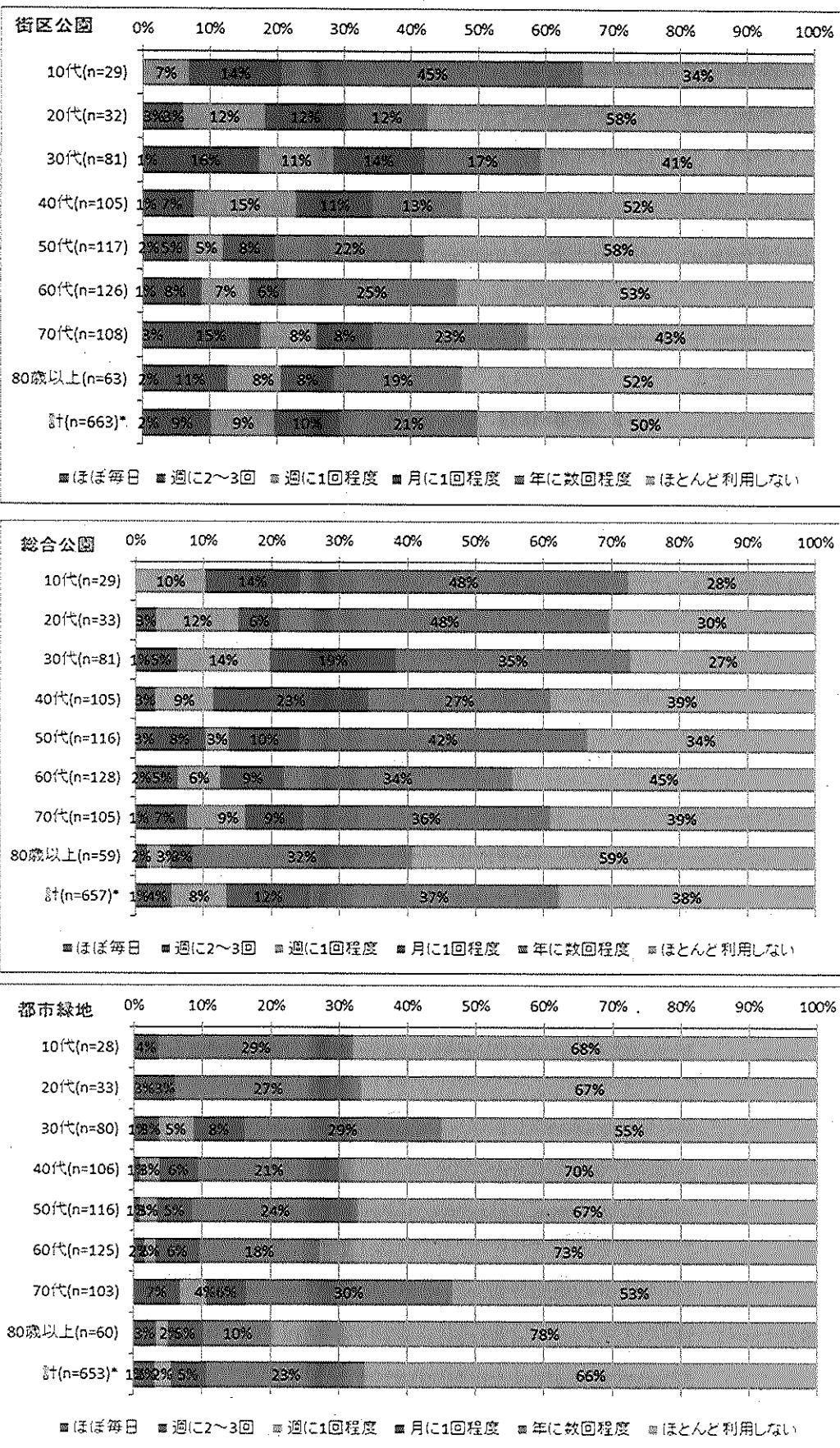


図 年代別公園別の利用頻度

### 第3章 盛岡市の緑の課題

#### ②利用方法

公園や都市緑地の利用方法としては「散歩・休憩（66%）」が最も多く、次いで、「祭りやイベントなどの催し（32%）」となっています。

年代別にみると、どの年代でも「散歩・休憩」が多いですが、50代未満の年齢層では「祭りやイベントなどの催し」が40%前後と多く、また、「軽い運動」も比較的多いことがわかります。反対に50代以上の年齢層では、「動植物の観察」が20～30%を占めて多くなる傾向があり、年代によって利用方法が少し異なることがわかります。

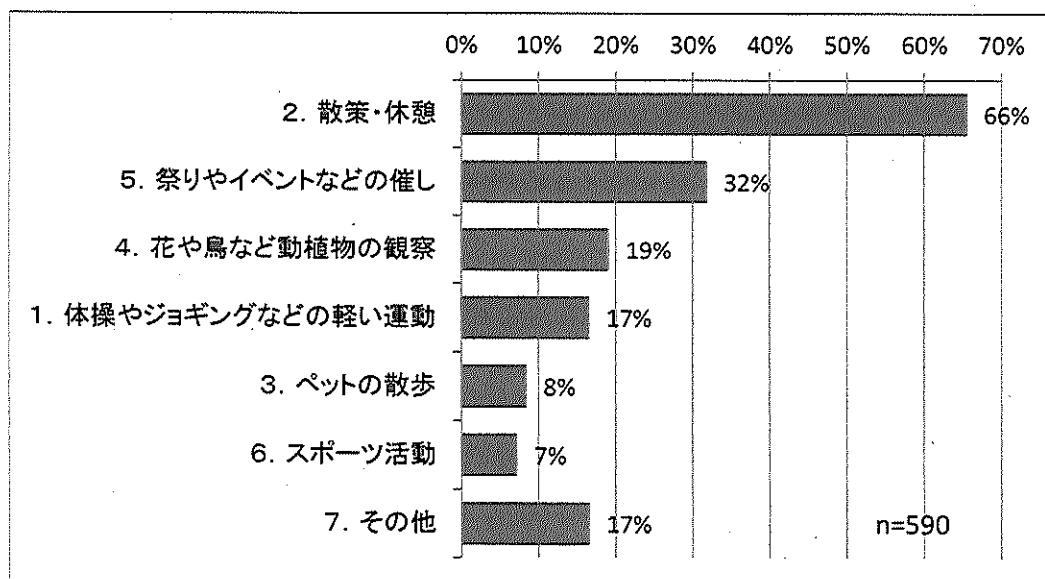


図 公園の利用方法（複数回答）

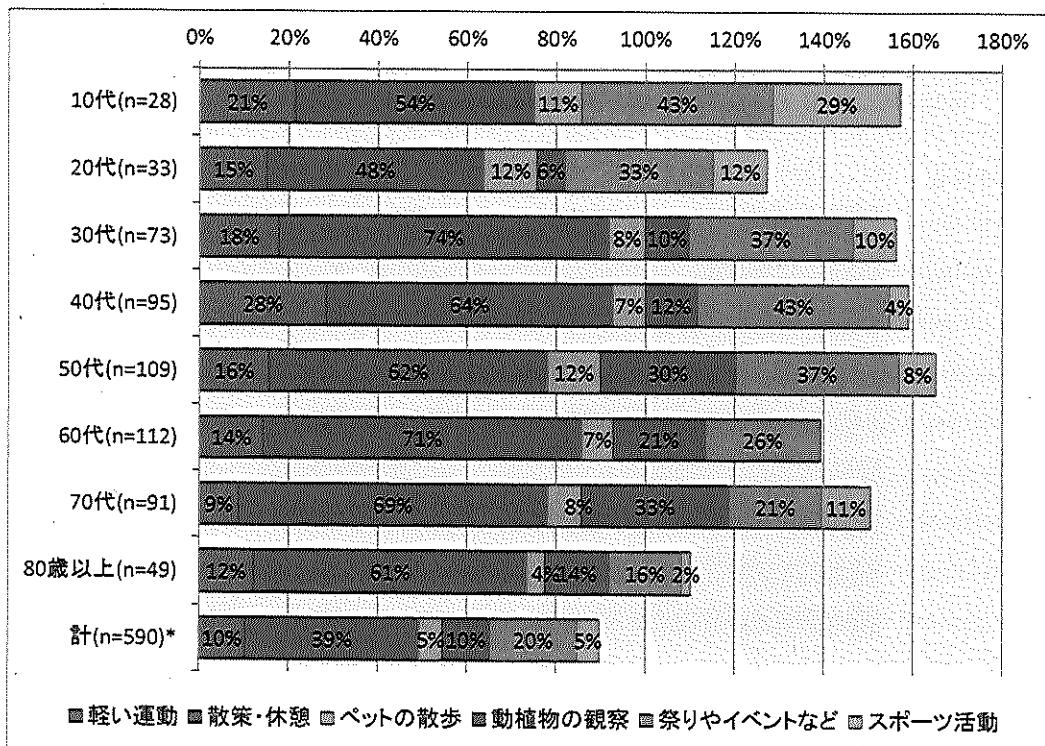


図 年齢別の公園の利用方法（複数回答）

### ③公園や都市緑地などの緑の役割・効果

公園や土地緑地などの緑に期待する役割や効果としては、「緑のある景観・癒しの空間(67%)」が最も多く、次いで、「憩いや休息(63%)」が多くなっています。

年齢別にみると40代以下の世代は「子供の遊び場」や「運動やスポーツ」という意識が強いですが、50代を超えると「緑のある景観・癒しの空間(約70%)」という認識となっており、年代によって緑に求める役割の傾向が異なることがわかります。

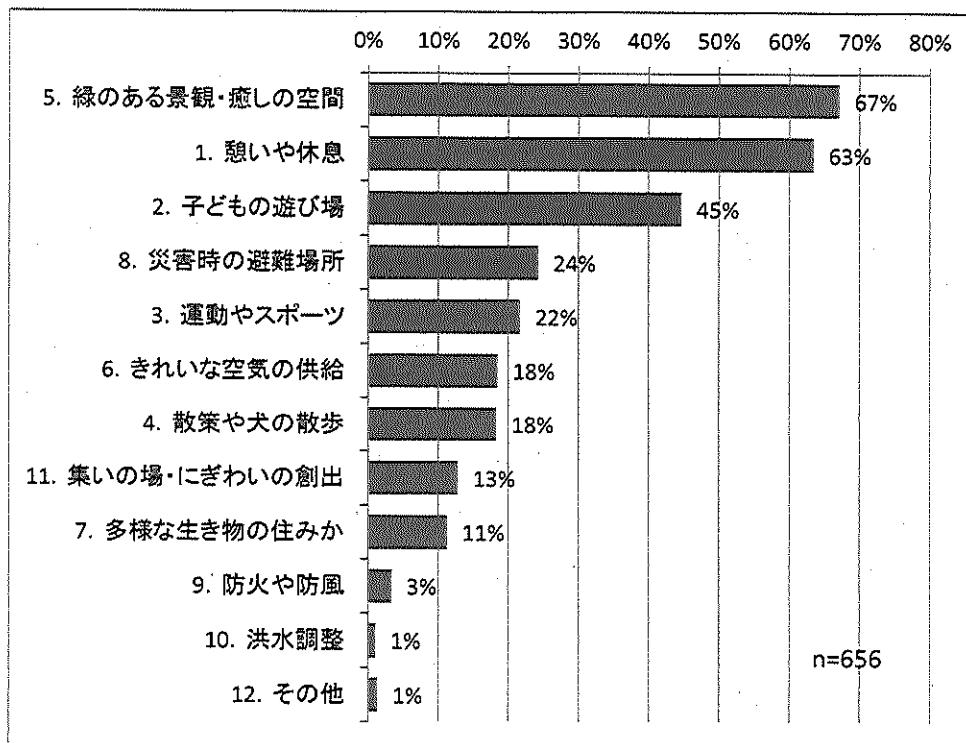


図 緑に期待する役割や効果（複数回答）

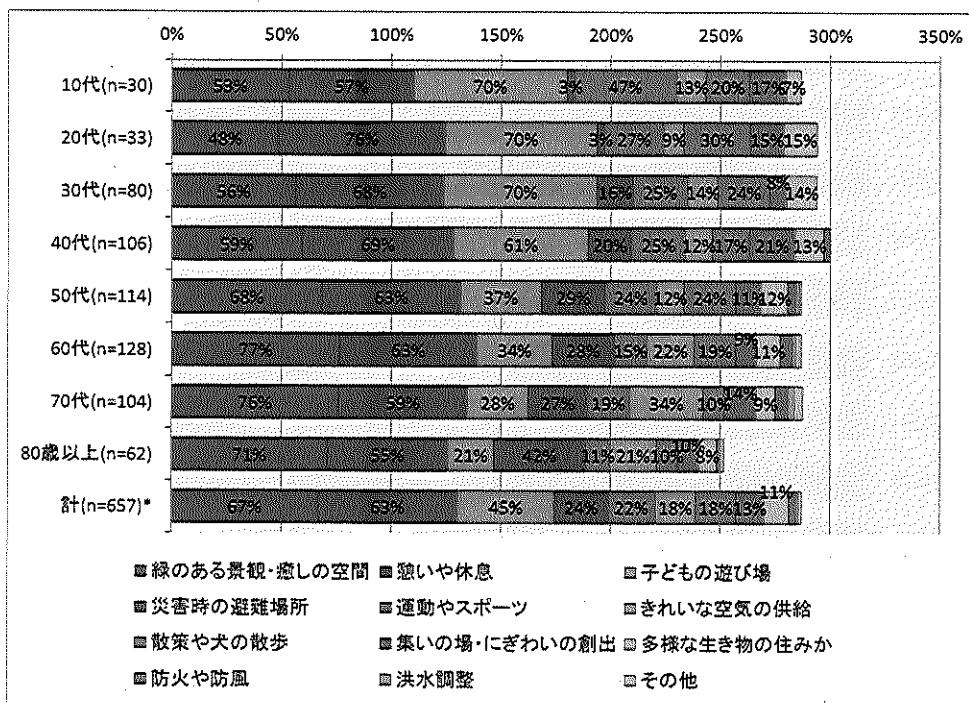


図 年齢別の緑に期待する役割や効果（複数回答）

## 第3章 盛岡市の緑の課題

### ④公園や都市緑地の量と質の満足度

量の満足度について「満足(24%)」「やや満足(30%)」と答えた割合は54%であり、「不満(4%)」「やや不満(12%)」は16%にとどまります。質については「満足(17%)」「やや満足(29%)」と答えた割合は46%であり、「不満(4%)」「やや不満(19%)」と答えた割合は23%となっています。

量も質も満足と答えた割合の方が多いですが、どちらかというと量よりも質の方が満足度は低く、不満度は高いことがわかります。

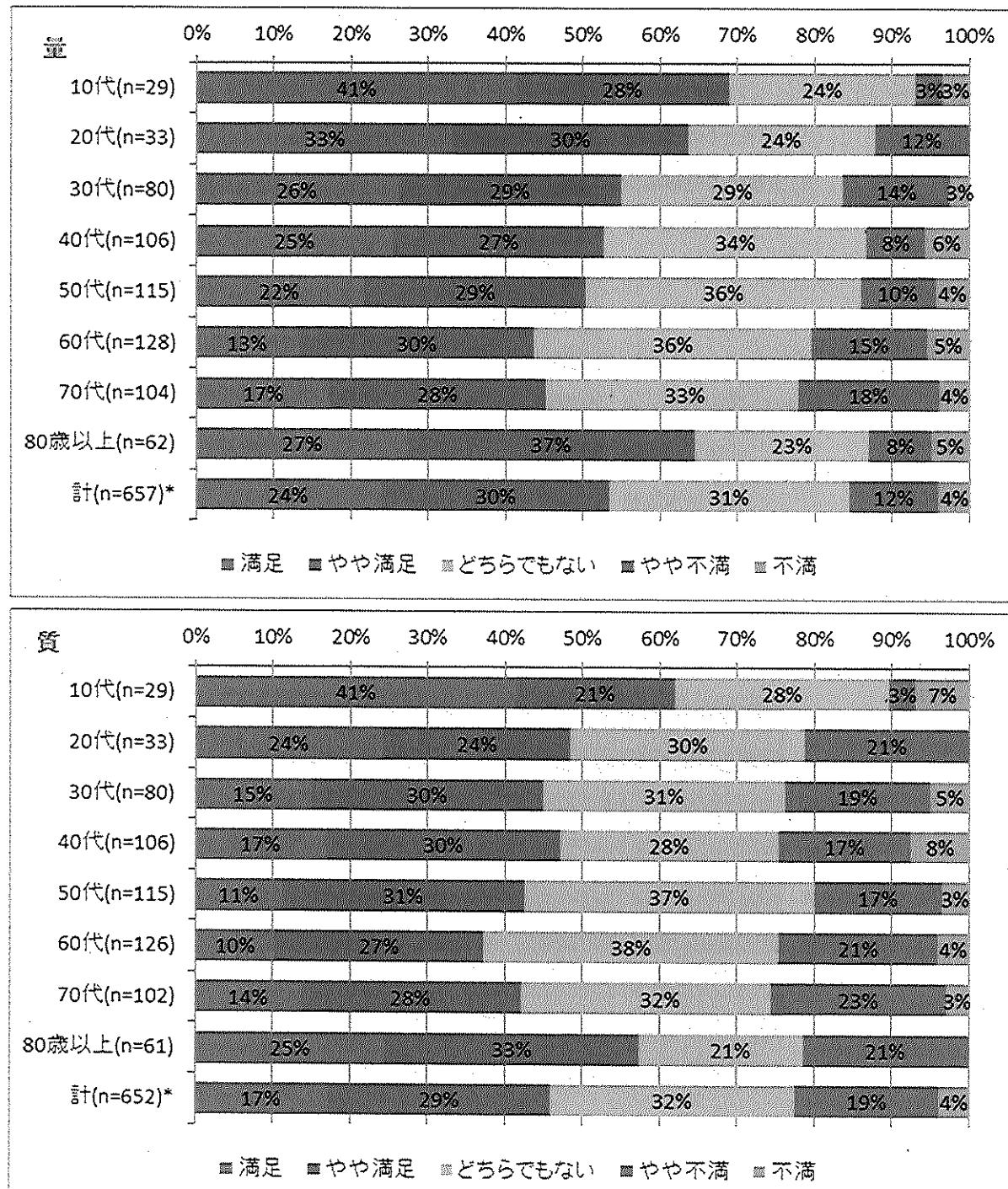


図 公園と都市緑地の質と量の満足度

## ⑤街路樹の量と質

量の満足度について「満足(21%)」「やや満足(28%)」と答えた割合は49%であり、「不満(5%)」「やや不満(17%)」は22%にとどまります。また、質については「満足(16%)」「やや満足(29%)」と答えた割合は45%であり、「不満(6%)」「やや不満(20%)」と答えた割合は26%となっています。

量も質も満足と答えた割合の方が多いですが、どちらかというと量よりも質の方が満足度は低く、不満度は高いことがわかります。

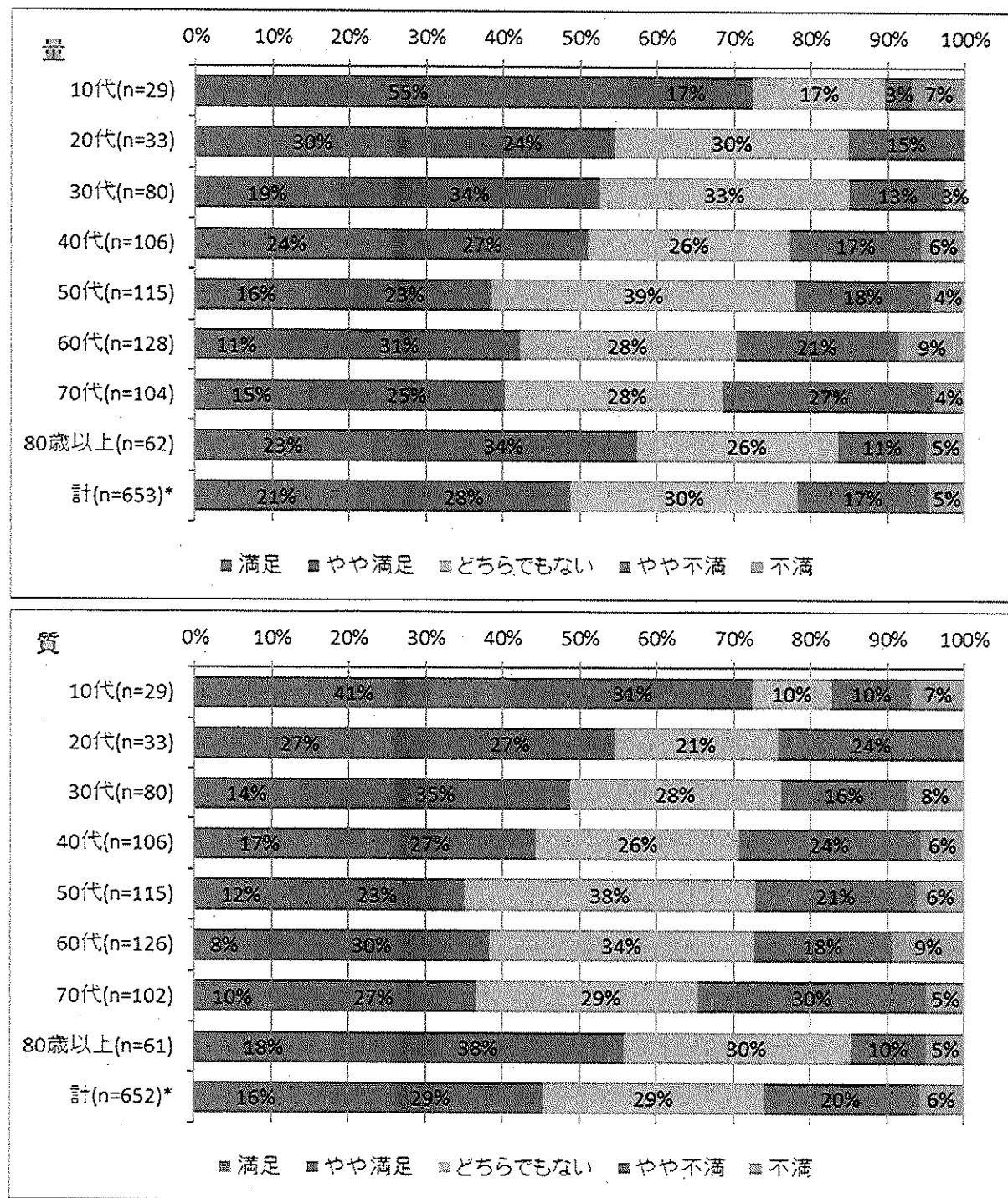


図 街路樹の量と質の満足度

### 第3章 盛岡市の緑の課題

#### ⑥緑に親しむ活動の実施状況について（過去3年）

「自宅の庭木や花の手入れ(55%)」が最も多く、次いで、「公園や街路の草刈(23%)」となっています。「特に活動していない(43%)」となっており、半数近くの方が緑に親しむ活動に参加していないことがわかります。

年代別にみると、緑に親しむ活動をしている人は40代から徐々に上がっています。「公園や街路の草刈」が最も多い割合は70代であり、維持管理活動は70代を中心となっていることがわかります。

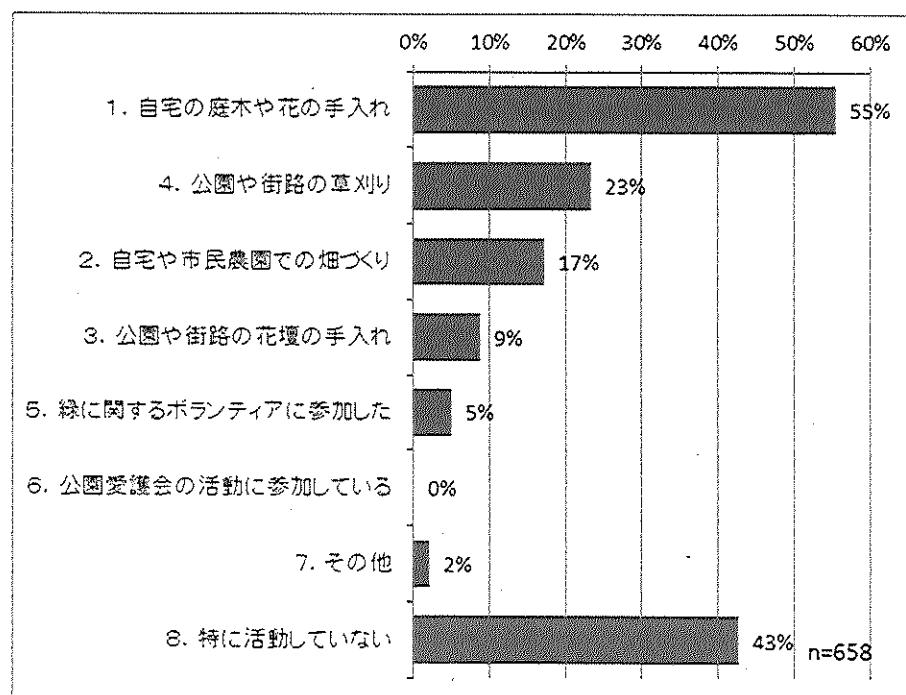


図 緑に親しむ活動の実施状況（複数回答）

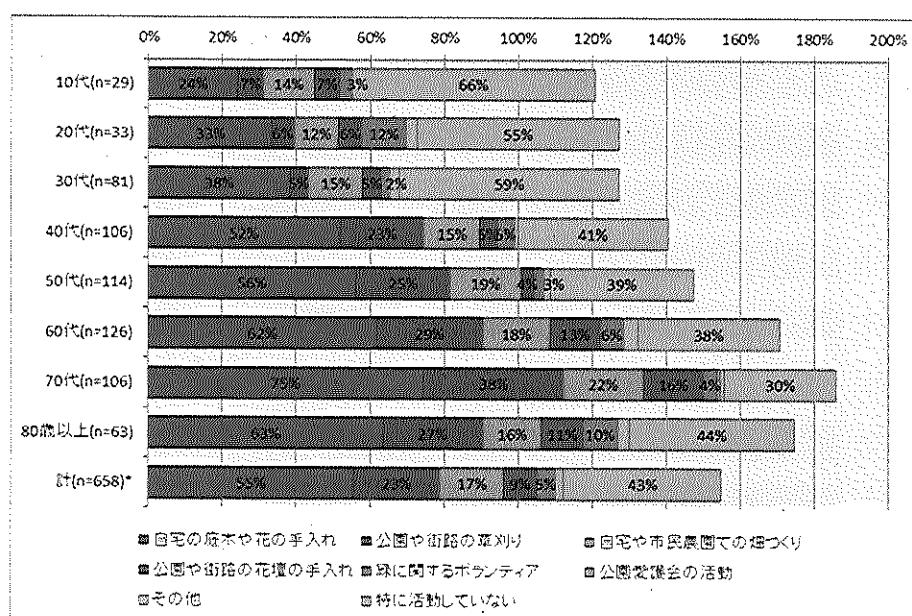


図 年齢別の緑に親しむ活動の実施状況（複数回答）

## ⑦公園活性化プランなどの市の事業の認知度

どの事業についても「参加したことがある」「知っているが、参加したことない」と認知している割合は約 15%となっており、市の事業の認知度が低いことがわかります。また、「参加したことないが興味がある」と答えた割合も含めれば 40~50%となっています。

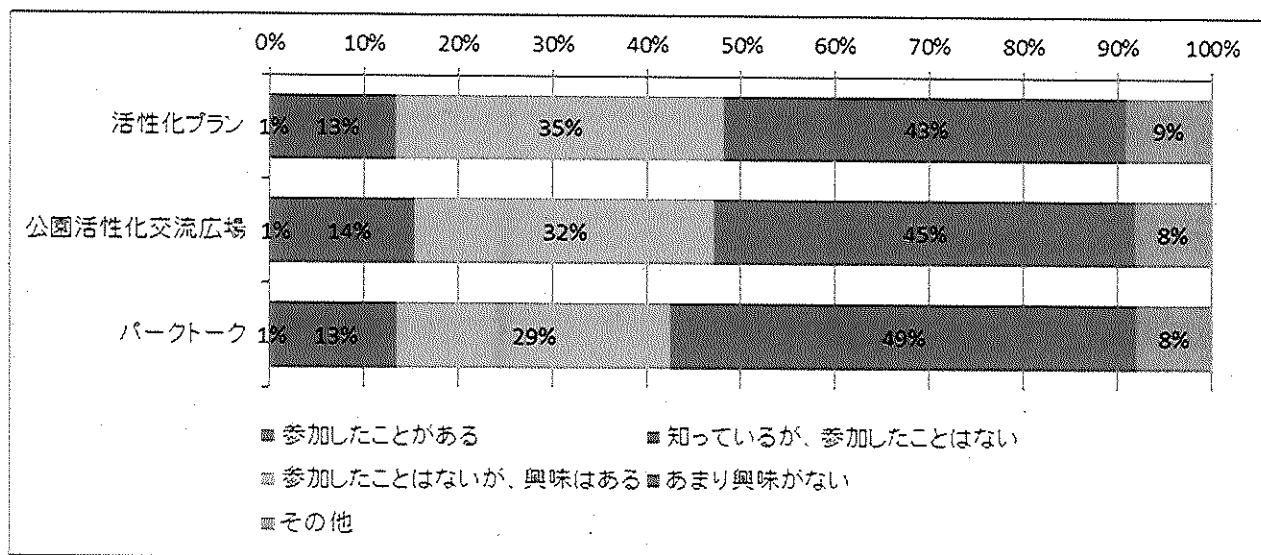


図 認知度と関心度

### 第3章 盛岡市の緑の課題

#### ⑧その他（自由記載）

No.	意見	意見数
1	盛岡の公園や緑はよい	51
2	ハンギングバスケットについて	31
3	草刈など公園管理を徹底して欲しい	29
4	街路樹の管理の徹底	23
5	遊具や施設の充実	20
6	緑化をして欲しい	18
7	Park-PFIについて	17
8	魅力的な公園づくり	17
9	アクセス性の改善	14
10	市民参加、協働の推進について	12
11	公園に規制が多い	9
12	公園を増やして欲しい	8
13	イベントの開催	6
14	花を増やして欲しい	5
15	行かない、行けない、関心がない	5
16	癒しになっている、癒されたい	5
17	公園マナーについて	5
18	情報発信による意識の醸成	4
19	まちづくりについて	4
20	ペットの公園利用	3
21	樹木に名札を付けて欲しい	3
22	その他	21
総計		310

## (2) 公園愛護会アンケートの結果

### ■対象

公園愛護会に参加している団体

### ■調査対象

公園愛護会に所属する全 169 団体

### ■方法

郵送配布（令和 2 年 6 月 5 日）～郵送回収（令和 2 年 6 月 18 日）

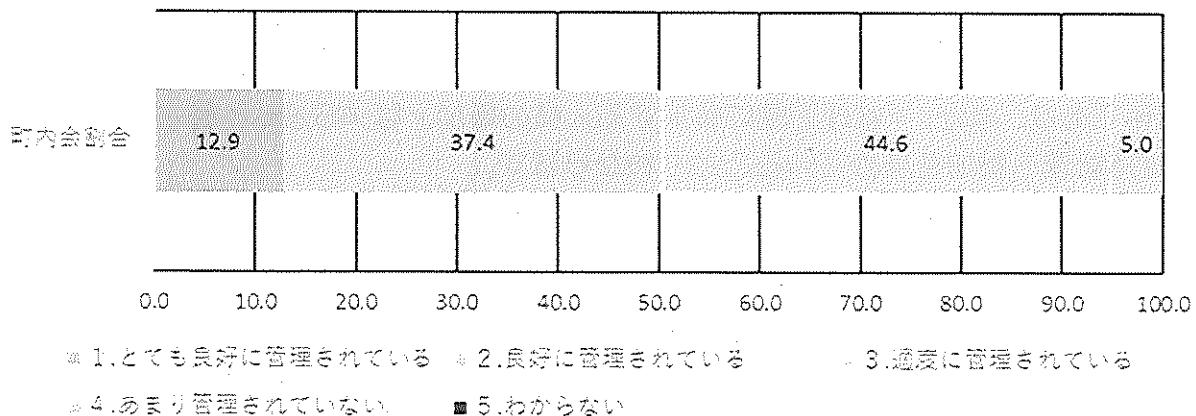
### ■回収票数

回答は 135 票であり、回収率は約 80% であった。

### ①身近な公園が維持管理されていると思う割合

町内会にある公園について、「とても良好に管理されている」「良好に管理されている」と答えた割合が 50.4% となり、前回（2010 年）の 72.5% を大きく下回っています。

問1 あなたの町内会にある公園や緑地などは良好に管理  
されていると思いますか。

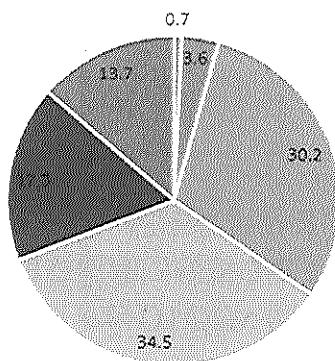


## 第3章 盛岡市の緑の課題

### ②身近な公園を管理していくための課題

「管理活動に参加する人員が少ない」、「草むしりなど作業の負担が大きい」と回答した割合が大半を占めています。自由記載でも「愛護会での活動に限界を感じている」との声もあり、現在の公園愛護会の在り方では管理への負担が大きいと感じていることがわかります。

問2 あなたの町内会で公園や緑地などを管理していくにあたり、課題は何だと思いますか。

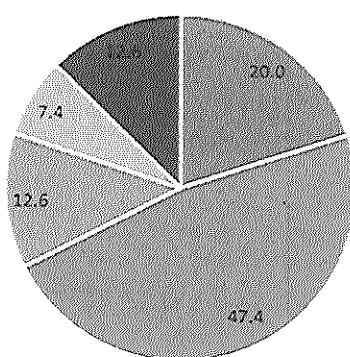


- \* 1. 管理する公園の数が多い
- \* 2. 管理する公園がない
- \* 3. 管理活動に参加する人員が少ない
- \* 4. 草むしりなど作業の負担が大きい
- \* 5. その他

### ③身近な公園を管理していくために必要なこと

良好に維持管理していくために必要なものについては、「器材など物品の支給」が20.6%であり、また、「管理活動に参加する人員の増加」は45.8%と最も多く、地域住民の維持管理へ参加を求めていることがわかります。

問3 あなたの町内会にある公園や緑地などを良好に維持管理していくために必要だと思うことは何ですか。



- \* 1. 器材など物品の支給
- \* 2. 管理活動に参加する人員の増加
- \* 3. 民間企業やNPO法人などの管理活動への参加
- \* 4. わからない
- \* 5. その他

#### ④その他（自由記載）

その他自由記載では、公園内の木の伐採・剪定の要望や公園の維持管理作業の人員不足、施設の定期的な点検整備の要望などが多く、公園の維持管理が大きな負担となっていることがわかります。

No.	意見	意見数
1	公園内の木がはみ出ている。伐採・剪定をお願いしたい。	9
2	作業の人集めに苦労している。	6
3	公園みどり課への感謝。	5
4	施設の定期的な点検整備をしてほしい。	4
5	遊具の管理・状況の報告をしてほしい。	3
6	高齢化により管理が疎かになってきた。	2
7	緊急避難所の案内表示板を設置して欲しい。公園の使用注意看板の補修。	2
8	少子化により幼児公園など利用されていないものがある。	2
9	花苗の配布ありがとう。樹木の配布もあればありがたい。	2
10	県内外の研修に公園管理状況を学習する場を設けて欲しい。	1
11	木に名札を付けて欲しい。	1
12	樹勢が衰えている。	1
13	盛南公園と学習公園と遊歩道の管理分担の明確化	1
14	中学生の地域貢献プログラムに公園管理を積極的にいれること。	1
15	モリーオの広場の緑地の草刈頻度を増やして欲しい。 斜面の植栽用土を全面に入れ替えない限り長期的な安定管理は無い	1
16	シルバー人材センターに依頼する予定です。	1
17	遊具更新時期に地域の要望を取り入れて欲しい。	1
18	公園の大きさ、用途によって管理レベルがわからない。	1
19	急斜面が多い土地柄なので困っている。	1
20	町内会でトイレの管理はできない。	1
21	公園は市民のものなので、アンテナ等一私有会社に占用させてはならない。	1
22	フェンスを高くしてほしい。	1
23	公園によって管理状況に大きな差があると思う。	1
24	愛着を持って維持活動に取り組んでほしい。	1
25	「緑地」の管理費用があればうれしい。	1
26	コロナによるリスクマネジメントをするべき	1
27	時計を設置して欲しい。	1
28	遊歩道の緑地の整備に力を入れてもらえないか。	1

## 第3章 盛岡市の緑の課題

### 第3節 緑の課題

社会情勢や緑の現状、市民アンケートなどを踏まえ、本市における緑の課題を次のように整理しました。

#### (1) 緑の保全・維持管理

##### ①多様な主体(市民、企業、NPO 法人など)と行政の協働による新たな担い手の育成

緑に関する維持管理活動や緑化活動に参加する人員が減少したり、高齢化が進んでいます。これからは多様な主体（市民、事業者、NPO 法人など）と行政の協働によるまちづくりが必要不可欠であるため、活動に参加する新たな担い手の育成が必要です。

##### ②老朽化した公園の維持管理

設置してから数十年経過し、公園施設の老朽化が進んでいます。また、草刈などの公園の維持管理も活動人員の減少や高齢化などにより厳しい状況となっています。このことから、遊具の更新や公園愛護会制度を補完するなど、公園の質を高めるための良好な維持管理が必要です。

##### ③街路樹の計画的な維持管理

植樹してから数十年経過し、歩道が根上がりを起こすほど巨大化したり、腐朽により倒木するなど危険な街路樹が増加しています。このことから、伐採や更新など街路樹の計画的な維持管理が必要です。

##### ④貴重な緑の計画的な維持管理

本市を代表する貴重な樹木などを後世に引き継ぐため、今後も規制や助成などによる計画的な維持管理が必要です。

## (2) 緑の利活用

### ①緑に関する相互の情報交換

事業の認知度が低いことや緑化活動の参加割合が減っていることから、緑に関する維持管理活動や緑化活動、イベントなどの情報について行政と多様な主体（市民、企業、NPO法人など）との間で情報交換があまりできていないことがわかりました。そのため、緑に関する相互の情報交換が必要です。

### ②緑に関する活動への参加機会の創出

維持管理活動や緑化活動に参加する人員が減少しています。市民の緑に対する意識をさらに向上させるため、緑に関する活動に参加する機会の創出が必要です。

### ③公園利用の一規制の見直し

公園の一規制により利用に制限がかかっています。緑に関わる機会を創出するため、各公園の特性を活かし、公園の規制内容を見直す必要があります。

## (3) 緑の整備・更新

### ①公園の機能の見直し

遊具や施設の充実が求められていますが、地域によって公園に求める施設が異なる状況です。このため、公園施設の再編など公園の機能の見直しが必要です。

### ②地域の実情に合った公園の供給

年代によって公園の利用方法が異なり、地域によって公園に求める役割が異なっています。ことから、地域の実情に合った公園の供給が必要です。

### ③グリーンインフラの確保

地球環境問題の顕在化から、グリーンインフラの必要性が高まっています。防災や景観などの観点からもグリーンインフラの確保が必要です。

### ④長期利用のための設備更新

公園施設の老朽化が進むなか、公園施設の更新などが一時期に集中しています。このことから、公園施設の長期利用のための設備更新を計画的に行う必要があります。



## 第4章 基本理念と4つの緑

### 第1節 基本理念

# 緑が文化になるまち 盛岡

緑、それは、

生物の生存基盤となるかけがいのないもの

多くの恵みを与えてくれるもの

生活にうるおいと安らぎを与えてくれるもの

人とのかかわりを通じて、多くの文化を育んできたもの

かつて、人と緑の関係は濃密なものでした。常に暮らしの中には緑があり、緑との関わりの中で様々な営みが行われていました。田畠を耕し、木を切り、薪を拾い、炭を焼き、人々は生きていくために緑を守り、育て、多くの恵みを授かってきました。そして、緑との長い付き合いの中で、それぞれの地域ごとに多様な文化を育んできました。人間が創り出した森や里はまた、生き物にとっても新たな棲み場となり、人と自然との親しい関係が築かれました。さらに、都市においても、人々は、四季折々緑を愛で、社寺境内などの豊かな緑を守り育ててきました。

しかし、急速に都市化が進み、産業構造が変化し、生活様式が様変わりするにつれて、いつしか私たちと緑の関わりは希薄になってきました。高度経済成長期には、人口増加から都市開発が進み、新たな公園や緑地がどんどん整備され、量の確保が重視されましたが、20世紀に入ると人口減少や少子高齢化が進み、かつて、自然との好ましい関係を作りあげていたはずの森や里は、人の手による管理が行き届かなくなり、都市の拡大化と緑の保全・管理のバランスは不均衡となっています。

このような時代にあって、今、私たちがしなければならないこと、それは、私たちを取りまく緑の重要性を今一度自覚し、意識的に緑を守り、育て、活かしていくことです。そして、かけがえのない緑を、未来の子ども達のために残していくことです。また、私たち市民や、行政や民間事業者等の多様な主体同士の協働の可能性を広げ、盛岡市に住むひとりひとりが緑を守り、育て、活用し、緑がもつ機能を十分に発揮するよう質を高めることが重要になってきます。

大きく見れば、地球や地域の環境のバランスを保つために、守らなければならない縁があります。水源の涵養や防災など多くの機能を持つ山地や丘陵の縁や生物の生育空間となる川や湖を取りまく縁です。これらは、盛岡の骨格を形づくる大切な縁となっています。

また、人間が自然と共存して生きていくためには、生産手段としての縁も維持しなければなりません。農耕地や人工林の縁です。これは、人の手を加えることによって、さらに輝きを増す縁があるということを、人々に教えてくれる場もあります。

そして私たちが暮らす市街地や集落の中には、快適さや美しさ、やすらぎや楽しさ、そして安全を与えてくれる縁が必要です。公園や街路樹、社寺や学校の樹木、住宅の庭や生け垣などの縁です。

これらの縁を私たちが自ら継続して保全していくことは、決して簡単なことではありません。しかし、これによりわたしたちの日常に快適さや美しさ、やすらぎが生まれるだけでなく、地域の人と交流が生まれたり、自分の住む地域を知ることができたり、災害時には私たちを守ってくれたりします。

縁が、それぞれの役割を十分に發揮して、私たちの生活にしっかりと結びつき、市民一人ひとりが縁に対する意識を高め、自ら縁を守り育てるようになったとき、さらに、あえて意識しなくとも縁のある暮らし当たり前の環境になったとき、縁は「文化」になったと言えるでしょう。

文化、それは長い年月を経て熟成されていくものです。「縁の文化」が本当に盛岡に根づくのは、何世代も先のことかもしれません。しかし、今私たちが官と民で手を携えてこれに着手し、私たちの子どもがそれを育み、さらに次の世代に伝えていくことができれば、盛岡はいつしか「縁が文化になるまち」となれるはずです。

### “縁が文化になる”と

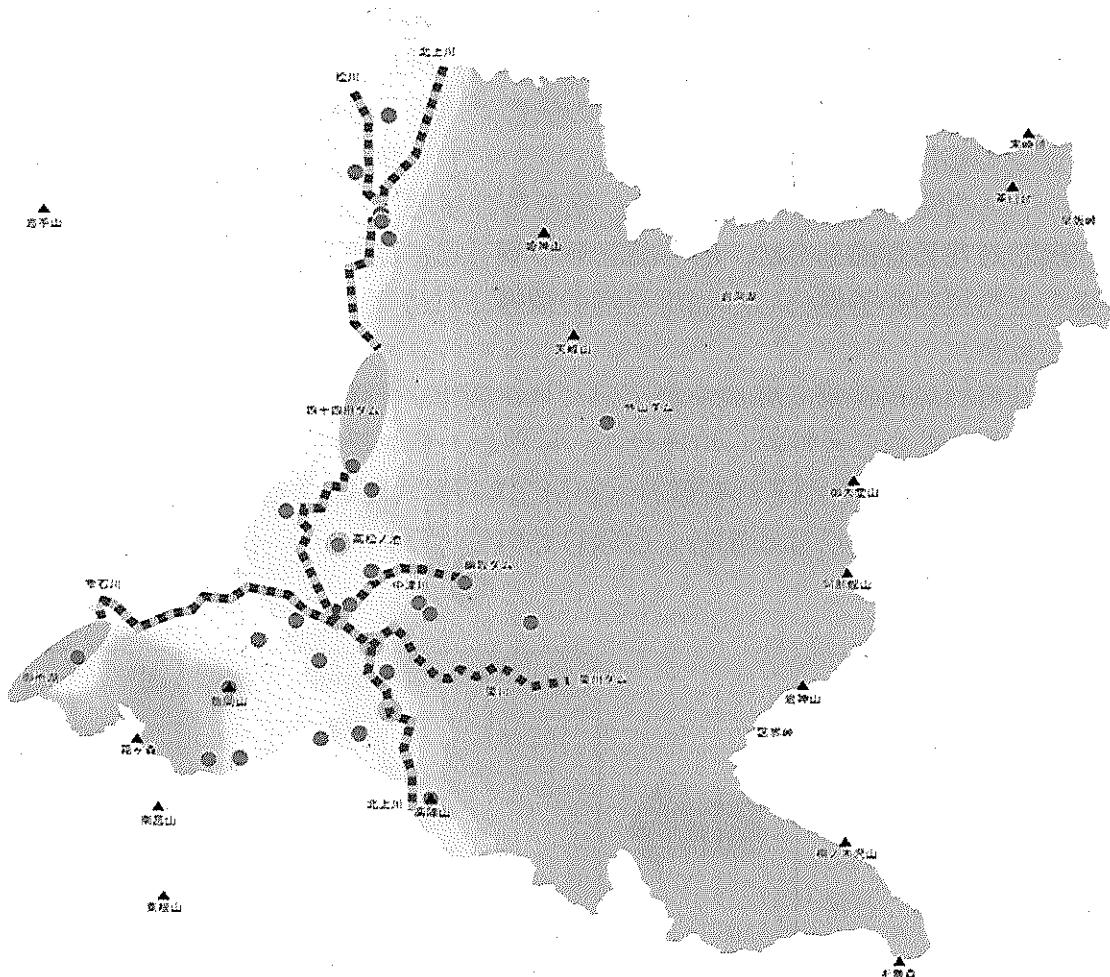
例えば、次のようなことが当たり前になる（生活の一部となる）ことが“縁が文化になる”と言えます。

みんなが 縁の大切さを認識する  
縁を守り育てる  
縁豊かと感じる  
縁を誇りに感じる  
縁とのふれあいを楽しむ  
縁づくりを生きがいと感じる  
縁に関する知恵を後世に伝える

## 第4章 基本理念と4つの緑

## 第2節 緑の将来像

本計画では、本市の緑の将来像を、「国土利用計画盛岡市計画（平成21年度策定）」において定められた地域類型別の土地利用基本方針に即し、「まちの緑」「田園の緑」「森の緑」「水辺の緑」の4つの緑に分類し、それぞれの方向性を示します。本市をこれまで育んできたまち、田園、森、水辺の緑は、それぞれが関係し合い、連続性をもった緑であり、生物の多様性を育む基盤として、そして、緑の文化形成のための基盤となる緑として、今後も引き続き保全し、活かしていきます。また、グリーンインフラとして、緑が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めます。



出典：「国土利用計画盛岡市計画」を基に作成

	まちの緑
	田園の緑
	森の緑
	水辺の緑

緑の区域区分	まちの緑	緑化重点地区として、緑の保全、整備、創出などの施策を重点的に推進する緑であり、日常生活にやすらぎ、休息を与える機能やレクリエーション、コミュニティ形成等の機能を持つ緑。 防災機能として、暑熱緩和、雨水の浸透・貯留機能による水害の軽減に貢献する。地下水涵養、水質浄化等の機能も持つ。 【住区基幹公園、都市緑地、グリーンプロット、寺社境内地、商店街のハンギングバスケット、住宅地の生垣などの多様な緑】	
	田園の緑	広々とした自然豊かな田園や果樹園などの市街地周辺における風土を構成する緑であり、生物の生育空間や自然とのふれあいの場となる緑。生物多様性の確保や、市街地周辺の固有の景観保全の機能を持つ。 【市街地周辺から丘陵地に広がる農地・樹園の緑】	
	森の緑	広域的な都市環境の改善や水源の涵養、生物の生息・生育空間、自然とのふれあい、防災など多くの機能を持つ骨格的な緑で、市を代表する緑。生物多様性の確保、二酸化炭素吸収、水質浄化等の機能を持つ。 【市西側の岩手山を含む奥羽山脈と東側の姫神山を含む北上高地の森林や丘陵地の緑】	
	水辺の緑	都市の軸となる緑で、生物の生育空間になるとともに奥行きのある潤い景観を構成する緑であり、レクリエーションやコミュニティ形成の場などとしても活用される緑。治水、利水といった河川の基本的機能だけでなく、生物多様性の確保や景観保全機能を持つ。 【北上川、零石川、中津川などの河川敷や河川上流のダム湖周辺などの緑】	

## 第4章 基本理念と4つの緑

### 第4節 4つの緑

本市は、公園や田園、森林、丘陵地、河川など様々な緑に恵まれており、市域の約9割が緑に覆われています。これらの緑は環境を保全するほか、様々な動植物の生息・生育空間、防災機能やレクリエーションの場を私たちに提供してくれています。

緑の将来像を実現し、緑のまちづくりを推進するために、4つの緑について次のように方針を定めます。また、田園、森林、水辺の緑については、法や条例などにより守っていくとともに、関連計画において積極的に管理・活用を推進していくこととし、本計画では、まちの緑に重点を置き、計画の推進を図っていきます。

#### (1) まちの緑

まちの緑は、私たちの生活に四季感ややすらぎを与え、質の高い環境づくりに寄与しています。まちにおける緑の豊かさは、そのまちに住む人の文化度の高さを示すとも言われています。市街地などにおける社寺林などのとまったく緑は、市内の中心部を流れる河川や公園、街路樹などと同様に市民にやすらぎと潤いを与えるとともに、アスファルト舗装路面などによる太陽熱の蓄積、自動車の排ガスなどによる市街地の気温の上昇を緩和する働きなどがあり、非常に重要な緑となっています。既成市街地では、新たな緑地の確保が困難なこともあることから、事業所などの民有地は緑化空間として貴重な空間であり、今後、民有地の緑の創出と活用を推進していきます。

また、本市では、前計画において公園や道路などの公共空間や公共公益施設で緑化を進めてきました。しかし、緑の量の充実を進めた一方で、行政主体の緑の維持管理が十分に実施できず、設置後の街路樹や公園などを維持管理しきれないことから質の低下が問題となっています。また、少子高齢化などにより公園愛護会などの地域の緑化や維持管理の担い手が不足しており、新たな担い手の育成や、市民、事業者、まちづくり団体、行政が互いに協力していく必要があります。今後は、今ある緑を、適正な維持管理により質を高めるとともに、さらに私たちの生活に活かしていきます。

なお、まちの緑の方針、戦略・事業については、次章以降で詳しく述べていきます。



まちの緑

## (2) 田園の縁

田園の縁は、私たちにとって身近な縁であり、様々な歴史、文化を内包しています。わたしたちの食糧生産の場として大地の恵みを授けてくれる田園の縁は、多くの生物の生息・生育空間として重要な役割を果たしています。そして、のどかな田園風景は心のふるさととして、私たちに潤いとやすらぎを与えてくれます。

しかしながら、農業の衰退や担い手の高齢化、後継者不足などにより、耕作放棄地が増加傾向にあることから、田園の縁が荒廃しつつあり、今後は、良好な田園景観や自然環境を保全・維持していくことが必要です。

また、担い手育成や農業生産活動の推進により農地の耕作放棄を防止するとともに、グリーン・ツーリズムの推進や市民農園の開設・活用支援により市民が田園の縁に触れ合う機会を増やすことで、かけがえのない田園の縁の適切な維持・管理を行い、今後とも守り育て活用していきます。

なお、田園の縁については、盛岡市農業振興地域整備計画等の関連計画において、本計画との整合性を図りながら、事業を推進していきます。主な事業は次の通りです。

- ①農業振興地域整備計画の策定・見直し
- ②園芸等担い手支援事業
- ③農地、水、環境保全向上対策支援事業
- ④中山間地域等直接支援事業
- ⑤岩洞体験農園の管理運営
- ⑥市民農園の開設支援
- ⑦グリーン・ツーリズムの推進



田園の縁

## (3) 森の縁

市域面積の7割を占める山地や丘陵地は、本市の骨格となる縁であり、空気や水の浄化、多種多様な生物の生息など、生物の生存基盤や水土保全基盤として重要な役割を果たしています。また、これらが構成する山並み景観は盛岡らしさを語る上で重要な要素であり、さらに、近年は地球温暖化防止の役割も期待されています。

しかし、近年は林業の衰退などにより、適切な森林の保育がなされず、手入れの行き届かない人工林が増加しています。

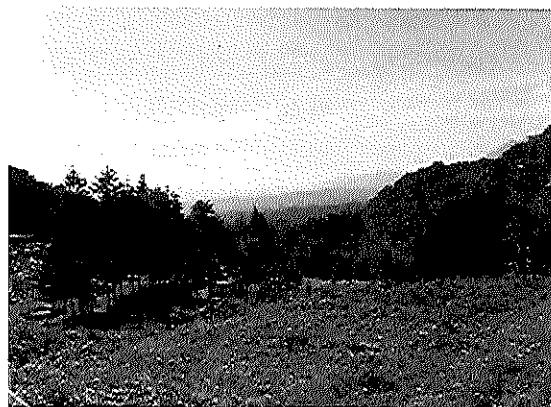
環境の保全や盛岡らしさの象徴である森の縁及び人々が生活の場として利用してきた身近な丘陵地などについて、森の縁の持つ多面的機能が総合的・持続的に発揮されるよう、適正な維持管理による森林の保全と、伐って・使って・植えるという森林資源の循環利用による林業の活性化、自然学習やレクリエーションの場としての利用などの多様なニーズに合わせた活用を推進していきます。

なお、森の縁については、盛岡市森林整備計画等の関連計画において、本計画と整合性を図りながら、事業を推進していきます。主な事業は次の通りです。

- ①風致地区の維持

## 第4章 基本理念と4つの緑

- ②森林整備計画の見直し
- ③自然環境調査の実施
- ④市有林造成事業
- ⑤林道管理事業
- ⑥森林保護事業
- ⑦間伐等森林適正管理事業
- ⑧緑化推進事業
- ⑨希少種の把握と生息区域の保護
- ⑩森林公园の活用
- ⑪岩洞湖家族旅行村の維持管理



森の緑

### (4) 水辺の緑

河川や湖などの水辺の緑は、多種多様な生物の生息・生育空間として重要な役割を果たしています。

かつて、水運、利水などを通じて多くの生活、文化を育んできた北上川、零石川、中津川などのまちなかを流れる河川は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれる貴重な空間であり、本市のまちづくりや自然景観を特徴づけ、盛岡らしさを語る上でも重要な要素と言えます。

水辺の緑の持つ多様な機能や空間特性を踏まえて、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例によって環境保護地区として指定された水辺をはじめとした現在の自然を保存していく部分と、盛岡地区かわまちづくり事業などにおいて積極的に水辺をレクリエーションの場として活用していく部分を適切に見極めながら、今後とも水辺の緑を守り、育て、活用していきます。

なお、水辺の緑については、盛岡市環境基本計画等の関連計画において、本計画と整合性を図りながら、事業を推進していきます。主な事業は次の通りです。

- ①水辺の緑の保全と連続性の確保
- ②河川等維持管理事業
- ③水辺の環境保護地区の保全
- ④水質測定の実施
- ⑤都市基盤河川改良事業
- ⑥水辺のレクリエーションの場の整備と活用
- ⑦盛岡、北上川ゴムボート川下り事業
- ⑧盛岡地区かわまちづくり
- ⑨岩洞湖まつりの開催



水辺の緑

## **第5章 まちの緑の施策体系**

# 第5章 まちの緑の施策体系

## 第1節 基本方針と施策内容

計画の基本理念や緑の将来像を実現するために、次の基本方針を定めます。

### 基本方針 1

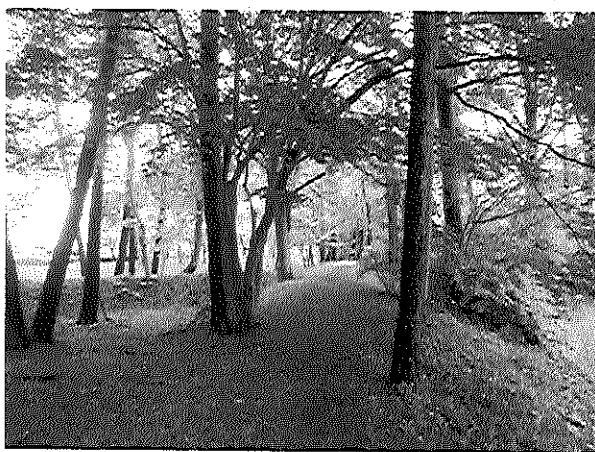
**緑を適正に管理し、持続可能な緑の環境を整えます。**

本市は、岩手山や姫神山をはじめとする山々や市内を流れる北上川や中津川など豊かな緑と清らかな水に恵まれたまちです。その中でも、まちの緑は私たちの日常生活にやすらぎや休息を与える機能や防災機能などを持っています。

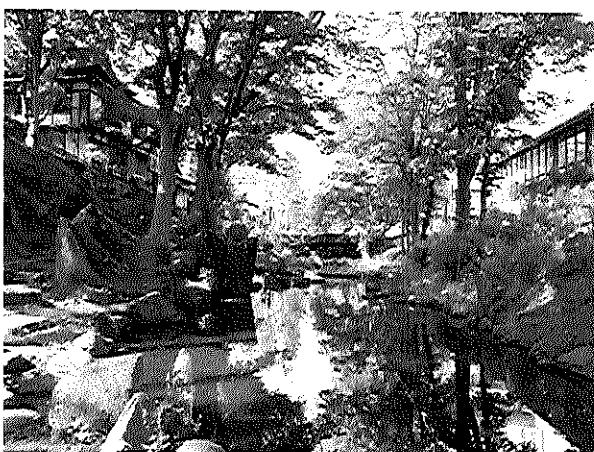
本市ではこれまでに公園緑地や街路樹の整備と維持管理のほか、風致地区や保存樹木の維持など様々な施策を講じることで、“盛岡らしい”緑を継承してきました。

しかしながら、老朽化した公園や樹勢が衰えた樹木、大木化した街路樹が増加する一方で、維持管理するための財源の確保や十分な人員の確保が厳しい状況となっており、保全指定された風致地区や保存樹木などの持続可能な維持管理や、多様な主体（市民、事業者、NPO 法人等）と行政の協働による新たな担い手の育成が必要不可欠となっています。

本市の緑が持つ機能を十分に発揮し、持続可能な緑の環境を整えるため、計画の適正な運用や指導を行い、緑の環境を維持します。また、緑を良好な形で後世に引き継いでいくため、緑化活動の支援により多様な主体（市民、事業者、NPO 法人等）と行政の協働を促進し、緑に関わる新たな担い手の育成を行います。



湯沢中央公園



盛岡城跡公園（岩手公園）

## 【戦略1】計画の適正な運用や指導による緑の環境の維持

### 1-1. 貴重な緑の保全

- ・「盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、風致地区内における建築物の建築などの行為の審査を行い、風致の維持に努めます。
- ・景観法に基づく届出及び通知により、景観形成基準との適合審査を行い、緑被率基準を順守するよう誘導します。
- ・盛岡城跡公園を憩いの場、歴史学習の場として整備し、観光資源としても活用するため、城跡石垣を中心に保存整備を進めます。

### 1-2. 街路樹の計画的な保全

- ・街路樹設置基準を見直し、適正な運用を行うことで、安全安心面に配慮した維持管理を行います。
- ・街路樹の状態を的確に把握するため、<sup>実施</sup>状態診断手法を検討します。
- ・安全安心な道路空間を維持するため、町内会と相談の上、その環境に適した樹種を選定します。また、樹木の更新など計画的な植替えについて検討します。
- ・街路樹の大木化による根上がり等などに対しては、協議の上、再整備に併せた街路樹の更新を行います。

### 1-3. 公園施設の長寿命化

- ・老朽化が進む公園施設については、公園施設長寿命化計画に基づき、更新費用の平準化による持続可能な更新に取り組みます。
- ・公園施設の選定にあたっては、更新費用の縮減と平準化を図るため、長寿命材料を優先的に使用します。

# 第5章 まちの緑の施策体系

## 【戦略2】緑化活動の支援による新たな担い手の育成

### 2-1.貴重な緑の保全支援

- ・自然環境などの保全を図るため、「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定している「環境保護地区」の土地所有者に対し、適正な維持管理に努めるよう支援を行います。
- ・「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づく、「保存樹木」に対する管理費補助などの優遇措置を継承し、「景観重要樹木」の指定を取り進めます。
- ・「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づく、「保護庭園」の所有者に対し、適正な維持管理に努めるよう支援を行います。

### 2-2.緑化活動の場の提供

- ・公園樹木や低木などの適正な保全を図るため、市民向けの維持管理講習会を開催します。
- ・花と緑のまちづくりを推進するため、小学生などを対象に花と緑に親しみ、育てる機会を創出します。
- ・市民に一層花と緑に親しみを持っていただくため、専門の先生による植栽、管理などに関する相談コーナーを開設します。
- ・学校の総合的な学習の時間などにおいて、身近にある公園や森林公園、学校林なども活用し、自然体験を通して緑の役割を学ぶ機会を設けます。
- ・花と緑があふれる地域づくりのため、町内会などの地域活動をしている団体が公共空間の緑化美化活動を行う際に植栽する花苗などを支給します。

### 2-3.公園愛護会活動の継続と補完

- ・公園愛護会の負担軽減のため、街路樹や公園樹木を対象に絞り、エリア毎の指定管理者制度の導入を検討します。
- ・公園愛護会の負担軽減のため、町内会の維持管理活動を対象に器材の貸出を行います。
- ・少子高齢化や人口減少により、町内会による維持管理の負担が大きくなっていくため、公園愛護会制度の見直しを行います。

### 2-4.多様な担い手に対する新しい緑化支援

- ・ふるさと納税やクラウドファンディング等を活用し、緑化の推進を図ります。
- ・緑のまちづくり補助金制度など既存の支援制度を見直し、市民のニーズに合った緑化支援制度を再編します。
- ・成長を続ける最新のICTやAI技術などの活用により、費用対効果、安全性等を研究し、より効率的な公園や街路樹の維持管理手法の導入を検討します。

## 基本方針 2

### つながりの空間を目指し、緑の利活用を促進します。

緑は、自然と親しむふれあいや学習の場、スポーツなどの様々なレクリエーションの場を提供してくれます。また、公園緑地などの緑はイベントの舞台となり、地域の振興やひととまちを結ぶコミュニティの醸成に役立っています。

本市は、ガイドマップの作成などによる魅力の発信や花苗の配布、緑化の助成など市民による活動の支援を行ってきました。また、公園活性化プランなどにより市民のアイディアを募集し、イベント開催のため公園の規制を緩和するなど公園の利活用を促進してきました。

しかしながら、緑に関する情報を必要とする市民へ届いていないことや価値観が多様化していることにより、緑に関する活動へ参加する人員が減少しています。また、公園利用の一規制により、日常的に公園を利用する際にも制限がかかり、緑が持つ機能を十分に発揮できていない公園が多くあります。

今後は、緑への関心を高め理解を深められるよう、多くの方に緑に関する情報を周知するため、市公式ホームページにおける緑に関するページの利便性の向上や、時代に合わせた情報発信ツールの利用の検討により、的確な情報発信を積極的に行います。また、公園活性化プランやもりおか公園活性化交流広場の実施による公園利用の促進や、公園の一規制の見直しにより緑の利活用を促進することで、ひととまち、人と人がつながる空間となる緑を目指します。



クラフト Park たかまつ（公園活性化プラン）



盛岡城跡公園で遊ぼう！（公園活性化交流広場）

## 第5章 まちの緑の施策体系

### 【戦略3】利用しやすい公園の供給による交流の促進

#### 3-1.的確な情報発信

- ・市公式ホームページをより市民に情報が届きやすいように作成し、花の見ごろを迎えた公園の紹介やイベント、維持管理活動などの情報を更新します。
- ・幅広い年齢層と緑に関する情報を共有するため、双方向の情報交換が可能なSNSなどの利用による情報発信の拡充について検討します。

#### 3-2.公園利用の促進

- ・様々な分野の方から公園を活用する上で参考となる講演会の開催や、「公園を活用したい」という方同士で意見交換をする場を設けます。
- ・市民や事業者の皆さんで実施できる「やってみたい」「できたらいいな」というプランを募集し、審査の上、公園を貸し出します。
- ・公園の利活用について考えるワークショップからイベント等の実施までを行う「もりおか公園活性化交流広場」の幅広い周知を行い、メンバーを募集します。

#### 3-3.制度の見直し

- ・公園の機能十分に発揮させるため、制限を緩和するなど公園の特性を活かした規制内容を検討します。
- ・大規模な公園や利用頻度が高い公園などを対象に、インターネット等を活用した簡易的な予約手法の導入を検討します。

### 基本方針3

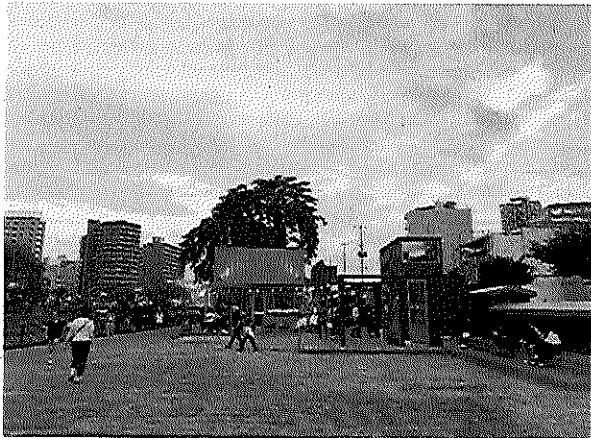
#### 緑の多機能性を活かし、魅力的な緑をつくります。

緑は、市民の日常生活における様々なシーンで利活用される空間として、また、非常時には避難場所となるなど、多岐に渡る役割を持っています。そのため、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト面において、緑が有する多機能性を活かす「グリーンインフラ」の必要性が高まっています。

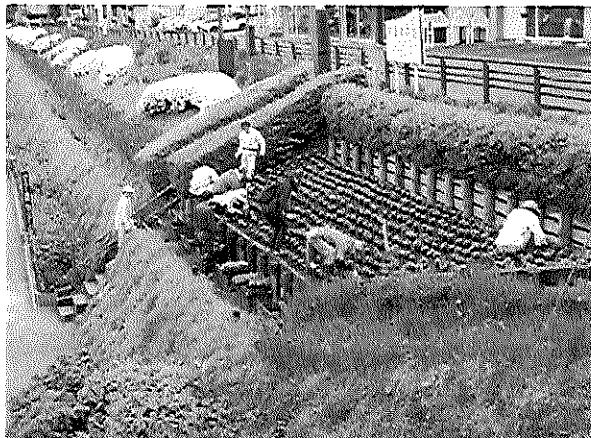
本市でも、これまでに日常的なレクリエーションの場や災害時の避難場所となる公園を整備するなど緑の多機能性を活かす事業を行っており、「グリーンインフラ」を実践してきたと言えます。

しかしながら、社会情勢の変化により、維持管理を考慮した長期的な利用のための設備更新や、市民の多様化した利用ニーズに合った公園機能の見直し、地域の実情に合った公園の供給が必要となっています。また、今後も緑の多機能性を活かし、レクリエーションや防災に役立てる「グリーンインフラ」を推進するための事業を展開していく必要があります。

以上のことから、今後は、中央公園などの盛岡市の拠点となる大規模公園の整備を行うとともに、地域の実情やニーズに合った公園の再整備を行います。また、公募設置管理制度（Park-PFI制度）やPFI制度などの活用により民間企業等の参入を促進し、民間活力を活かした整備を行うとともに、緑化支援制度等の見直しと推進を図りながら市民や民間企業による緑化を促進することで、魅力的な緑をつくります。



木伏緑地（Park-PFI）



市民協働による開運橋花壇の緑化活動

## 第5章 まちの緑の施策体系

### 【戦略4】地域の実情を踏まえた公園機能の分担

#### 4-1.拠点となる公園の整備

- ・緑の多機能性を活かす拠点とするため、本市の象徴となる都市公園の整備を推進します。当面は、中央公園などの整備を行います。
- ・盛岡城跡公園を憩いの場、歴史学習の場として整備し、観光資源としても活用するため、城跡石垣を中心に保存整備を進めます。

#### 4-2.市民のニーズに合った再整備

- ・地域の課題解決や市民のニーズに合った活用を促進するため、身近な街区公園などを対象にワークショップ等を開催し、公園や緑地の特色づけた機能の分担や再編に取り組みます。
- ・地元での必要性が低い未開設公園については、別の利用方法による有効活用について検討します。

### 【戦略5】民間活力を活かした緑の整備・更新

#### 5-1.民間の参入促進

- ・大規模な公園やまちなかの公園等を対象として、サウンディング調査を実施し、地域の課題や賑わい創出に寄与できる民間活力を活かした公園整備を行います。
- ・盛岡市動物公園再生事業計画に基づき、動物公園の自立した運営の実現と行財政負担の軽減を図ることを目的とし、施設改修および動物公園の経営を行います。
- ・民間活力を活用した新野球場整備事業において、野球場及び屋内練習場、駐車場、外構等を整備するにあたり、岩手・盛岡の憧れとなる多目的ボールパークをコンセプトとし、緑を多く取り入れた賑わいの場を整備します。

#### 5-2.民間による緑地の整備・更新

- ・私有地のオープンスペースの確保や民間建築物の緑化等に対して、補助金を支給する支援制度の設立について検討します。
- ・民間開発行為により新しく一戸建専用住宅の建築を予定している場合、公園施設の設備を更新する制度の創設を検討します。

#### 5-3.市民による緑化の支援

- ・緑化活動の促進のため、市民向けに張芝やハンギングバスケット作成などの緑化講習会を開催します。
- ・緑のまちづくり補助金制度など既存の支援制度を見直し、市民のニーズに合った緑化支援制度を再編します。
- ・長期的に未開設となっている公園について、町内会の意見を取り入れ、花壇やごみ集積所など地元での利活用を促進します。
- ・多くの人が利用する公共公益施設への緑の設置を推進するため、学校や公園などへ苗木の配布を行い良好な緑を増やします

## 第2節 目標

計画の推進にあたり、以下の数値目標及びモニタリング指標を定めます。数値目標とは、計画推進によって達成することを目指す目標値を指し、モニタリング指標とは、計画期間において継続的に把握することで、計画の推進を図ります。

### ○数値目標

項目	現状値	目標値（2030年）
都市公園の質の満足度	※46%	65%
街路樹の質の満足度	※45%	65%
緑化活動の参加割合	※57%	70%

※令和2年度 市民アンケートによる

### ○モニタリング指標

基本方針	項目	現状値
1 緑を適正に管理し、持続可能な緑の環境を整えます。	一人当たりの都市公園等の面積	12.1 m <sup>2</sup> /人
	街路樹本数（高木）	6,814本 (R1時点)
	緑の維持管理に関する情報提供・要望件数	1,559件 (R1実績)
	公園等を維持管理する団体数	211団体 (R2実績)
2 つながりの空間を目指し、緑の利活用を促進します。	公園内行為の使用申請件数	253件 (R1実績)
	HPのアクセス件数（緑に関するページ）	4,293件 (R1実績)
	情報発信の件数	72件 (R1実績)
	公園活性化プラン申込件数	2件 (R1実績)
	公園活性化交流広場実施イベント件数	7件 (R1実績)
3 緑の多機能性を活かし、魅力的な緑をつくります。	都市公園等総数	478箇所
	未開設公園数	27箇所
	リニューアル公園数	3箇所/年
	指定緊急避難場所に指定された公園数	15箇所
	ハンギングバスケット設置総数	464個 (R2実績)

※リニューアル公園数は遊具更新や公園施設の再編成を行った公園数のこと

# 第5章 まちの緑の施策体系

## 第3節 アクションプラン

### 【基本方針1】

緑を適正に管理し、持続可能な緑の環境を整えます。

【戦略1】 計画の適正な運用や指導による緑の環境の維持

【戦略2】 緑化活動の支援による新たな担い手の育成

### 【戦略1】 計画の適正な運用や指導による緑の環境の維持

施策の展開・事業・取り組み	実施時期			実施課
	前期	中期	後期	
1-1 貴重な緑の保全				
① 【継】風致地区の維持 「盛岡市風致地区内における建築物の規制に関する条例」に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為の申請を受け、審査を行い、適正な行為については許可を行い、風致の維持に努めます。	●	■	■	公園みどり課
② 【継】都市景観形成指導事業 景観法に基づく届出及び通知により、景観計画における景観形成基準との適合審査を行い、縁被率基準を遵守するよう誘導します。	●	■	■	景観政策課
③ 【継】盛岡城跡保存整備事業 市民、県民の憩いの場、歴史学習の場として整備し、市街地中心部の観光資源としても活用するため、史跡盛岡城跡整備計画、史跡盛岡城跡植栽管理基本計画等に基づき、保存整備を進めます。	●	■	■	公園みどり課・歴史文化課
1-2 街路樹の計画的な保全				
① 【新】街路樹設置基準の見直しと適正な運用 街路樹を植栽する際の一般的な条件を示した街路樹設置基準を見直すと共に、適正な運用を行うことにより、街路樹の安全安心面に配慮した維持管理を行います。	●	■	■	公園みどり課・道路管理課
② 【新】街路樹の状態診断の実施 街路樹の計画的な維持管理を行うため、環境の変化や経年に伴い樹勢が衰えた街路樹の状態を的確に把握するため状態診断を実施します。	●	■	■	公園みどり課・道路管理課
③ 【新】樹種の選定及び植替えの検討 安全で安心な道路空間を維持するため、地元町内会と相談のうえ、その環境に適した樹種を選定します。また、樹勢が衰えたり、大木化した樹木等の更新を実施すると共に、計画的な植替えについて検討します。	■	●	■	公園みどり課・道路管理課
④ 【新】道路の再整備による街路樹の更新 街路樹の大木化に伴う歩道舗装部の根上がり等の現象に対しては、関係部署と連携して維持管理方針を定め、再整備に併せた街路樹の更新を行います。	●	■	■	公園みどり課・関係各課
1-3 公園施設の長寿命化				
① 【継】公園施設長寿命化計画の見直し 老朽化が進む公園施設については、公園施設長寿命化計画に基づき、定期点検を踏まえ更新費用の縮減と平準化に努め、持続可能かつ計画的な更新に取り組みます。	●	■	■	公園みどり課
② 【新】長寿命材料の使用 公園施設の選定にあたっては、更新費用の縮減と平準化に努めるため長期的な公園施設の利用を優先的に考慮し、長寿命材料を使用します。	●	■	■	公園みどり課

## 【戦略2】 緑化活動の支援による新たな担い手の育成

施策の展開、事業・取り組み	実施時期			実施課
	前期	中期	後期	
2-1 貴重な緑の保全支援				
① 【継】環境保護地区の維持管理支援	●			環境企画課
自然環境などの保全を図るため、「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定している「環境保護地区」の土地所有者に対し、固定資産税や都市計画税の減免を行い、適正な維持管理に努めるよう支援を行います。				
② 【継】貴重な樹木の保全	●			公園みどり課・景観政策課
「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づく「保存樹木」に対する「管理費補助」、「樹勢診断」及び「樹勢診断による樹勢の衰えた樹木に対する治療支援」など、維持保全の優遇措置を継承し、「景観重要樹木」の指定を取り進めます。また、市のシンボルとなるような場所にある樹木や貴重な樹木などの重要な樹木を、景観重要樹木に推薦するとともに、ホームページなどで紹介します。				
③ 【継】保護庭園の維持管理支援	●			環境企画課
自然環境などの保全を図るため、「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定している「保護庭園」の所有者に対し、固定資産税や都市計画税の減免を行い、適正な維持管理に努めるよう支援を行います。				
2-2 緑化活動の場の提供				
① 【新】維持管理講習会の開催	●			公園みどり課
公園の樹木や庭木などの適正な保全を図るため、樹木剪定など市民向けの維持管理講習会を開催します。				
② 【新】花育活動の促進	●			公園みどり課
花と緑のまちづくりを次の世代に継承し、推進するため、小学生等を対象に花と緑に親しみ・育てる機会を提供します。				
③ 【継】花と緑の相談コーナーの開設	●			公園みどり課
市民に一層花と緑に親しみを持っていただくため、専門家による草花や庭木の植栽・管理などに関する相談コーナーを開設します。				
④ 【継】地域や学校の特色を生かした教育活動の推進	●			学校教育課
学校ごとに創意工夫を発揮して行う総合的な学習の時間などにおいて、身近にある公園や森林公園、学校林なども活用し、自然体験を通して緑の役割を学ぶ機会を設けます。				
⑤ 【継】地域緑化支援花苗配布事業	●			公園みどり課
花と緑があふれる地域づくりのため、町内会などの地域活動をしている団体（地域活動団体）が公園などの公共空間の緑化美化活動を行う際に植栽する花苗などを支給します。				
2-3 公園愛護会活動の継続と補完				
① 【新】街路樹と公園樹木のエリア毎の維持管理制度導入の検討	●	●		公園みどり課
公園愛護会の負担軽減のため、管理が難しい街路樹や公園樹木を対象に絞り、エリア毎の指定管理者制度の導入を検討します。				
② 【新】維持管理活動のための器材の貸出	●			公園みどり課
公園愛護会の負担削減のため、町内会の維持管理活動を対象に枝きりばさみなどの器材の貸出を行います。				
③ 【新】公園愛護会制度の見直し	●			公園みどり課
少子高齢化や人口減少により、町内会による公園や街路樹の維持管理の負担が大きくなっています。公園愛護会制度の見直しを行います。				
2-4 多様な担い手に対する新しい緑化支援				
① 【新】ふるさと納税等を活用した緑化の推進	●	●		公園みどり課
緑化の推進を図るため、ふるさと納税やクラウドファンディング等を活用し、新たな財源を確保します。				
② 【新】緑化支援制度の再編	●			公園みどり課
緑のまちづくり補助金制度など既存の支援制度を見直し、市民のニーズに合った緑化支援制度を再編します。				
③ 【新】ICTやAI技術などの活用検討		●		公園みどり課
近年、成長を続ける最新のICTやAI技術などの活用により、費用対効果、安全性等を研究し、より効率的な公園や街路樹の維持管理手法の導入を検討します。				

# 第5章 まちの緑の施策体系

## 【基本方針2】

緑を適正に管理し、持続可能な緑の環境を整えます。

### 【戦略3】 利用しやすい公園の供給による交流の促進

#### 【戦略3】 利用しやすい公園の供給による交流の促進

施策の展開、事業・取り組み	実施時期			実施課
	前期	中期	後期	
3-1 的確な情報発信				
① 【新】市HPの利便性の向上	●	■	■	公園みどり課
市公式ホームページをより市民に情報が届きやすいように作成し、花の見ごろを迎えた公園の紹介やイベント、維持管理活動などの情報を定期的に更新します。				
② 【新】SNSによる情報発信の拡充	●	■	■	公園みどり課
幅広い年齢層と緑に関する情報を共有するため、双方向の情報交換が可能なSNSなどの利用による情報発信の拡充について検討します。				
3-2 公園利用の促進				
① 【継】もりおかパークトークの開催	●	■	■	公園みどり課
様々な分野の方から公園を活用する上で参考になる話を聞いたり、「公園を活用したい」という方向で意見交換をする場としてもりおかパークトークを開催します。				
② 【継】公園活性化プランの推進	●	■	■	公園みどり課
市民や事業者の皆さんで実施できる「やってみたい」「できたらいいな」というプランを募集し、審査の上、公園を貸し出します。				
③ 【継】公園活性化交流広場の促進	●	■	■	公園みどり課
公園の利活用について考えるワークショップからイベント等の実施までを行う「もりおか公園活性化交流広場」の幅広い周知を行い、メンバーを募集します。				
3-3 制度の見直し				
① 【新】公園の新たな活用に応じた規制内容の検討	●	■	■	公園みどり課
公園の機能十分に発揮させるため、利用者のニーズに対応し、安全に利用できる場合に限り制限を緩和するなど公園の特性を活かした規制内容を検討します。				
② 【新】簡易的な公園予約手法の検討	■	●	■	公園みどり課
大規模な公園や利用頻度が高い公園などを対象に、インターネット等を活用した簡易的な予約手法の導入を検討します。				

### 【基本方針3】

緑の多機能性を活かし、魅力的な緑をつくります。

### 【戦略4】 地域の実情を踏まえた公園機能の分担

### 【戦略5】 民間活力を活かした緑の整備・更新

### 【戦略4】 地域の実情を踏まえた公園機能の分担

施策の展開、事業・取り組み	実施時期			実施課
	前期	中期	後期	
4-1 拠点となる公園の整備				
① 【継】大規模な都市公園の整備 緑の多機能性を活かす拠点として、本市の象徴となる都市公園の整備を推進します。当面は、中央公園や岩山南公園などの整備を行います。	●			公園みどり課
② 【継】(再掲)盛岡城跡保存整備計画 (1-1 ③と同じ)	●			公園みどり課
4-2 市民のニーズに合った再整備				
① 【新】都市公園ストックの再編 地域の課題解決や市民のニーズに合った活用を促進するため、身近な街区公園などを対象にワークショップ等を開催し、公園や緑地の特色づけた機能の分担や再編に取り組みます。	●			公園みどり課
② 【新】未開設公園の有効活用方法の検討 長期にわたり、未整備となっている小規模の公園については、別の利用方法による有効活用方法を検討します。	●			公園みどり課

# 第5章 まちの緑の施策体系

## 【戦略5】民間活力を活かした緑の整備・更新

施策の展開、事業・取り組み	実施時期			実施課
	前期	中期	後期	
<b>5-1 民間の参入促進</b>				
① 【継】Park-PFI制度の活用 大規模な公園やまちなかの公園等を対象として、サウンディング調査を実施し、地域の課題や賑わい創出に寄与できる民間活力を活かした公園整備を行います。	●	■	■	公園みどり課
② 【継】盛岡市動物公園再生事業 盛岡市動物公園再生事業計画に基づき、動物公園の自立した運営の実現と行財政負担の軽減を図ることを目的とし、「人と動物と自然が、共生する動物公園」をコンセプトに掲げ、施設改修および動物公園の経営を行います。	●	■	■	公園みどり課
③ 【継】PFIによる新野球場の整備 民間活力を活用した盛岡南公園野球場（仮称）整備事業において、野球場及び屋内練習場、駐車場、外構等を整備するにあたり、岩手・盛岡の憧れとなる多目的ボールパークをコンセプトとし、緑を多く取り入れた賑わいの場を整備します。	●	■	■	盛岡南公園 野球場整備室
<b>5-2 民間による緑地の整備・更新</b>				
① 【新】私有地や民間建築物の緑化支援制度の検討 私有地のオープンスペースの確保や民間建築物の緑化等に対して、補助金を支給する緑化支援制度を検討します。	●	■	■	公園みどり課
② 【新】民間開発による既存施設の設備更新制度の検討 民間開発により新しく一戸建専用住宅の建築を予定している場合、既存の公園施設の利用が増加することが見込まれるため、公園施設の設備更新制度の創設を検討します。		●	■	公園みどり課
<b>5-3 市民による緑化支援</b>				
① 【新】緑化講習会の開催 緑化活動の促進のため、市民向けに張芝やハンギングバスケット作成などの講習会を開催します。	●	■	■	公園みどり課
② 【新】（再掲）緑化支援制度の再編 (2-4 ②と同じ)	●	■	■	公園みどり課
③ 【新】未開設公園の地域住民による利活用の促進 町内会の意見を取り入れ、長期的に未開設となっている公園を花壇やごみ集積所など、地元での利活用を促進します。	●	■	■	公園みどり課
④ 【継】緑化推進事業 多くの人が利用する公共公益施設への緑の設置を推進するため、趣旨に賛同する学校や公園などへ苗木の配布を行い良好な緑を増やします。	●	■	■	林政課

## 第6章 計画の推進に向けて

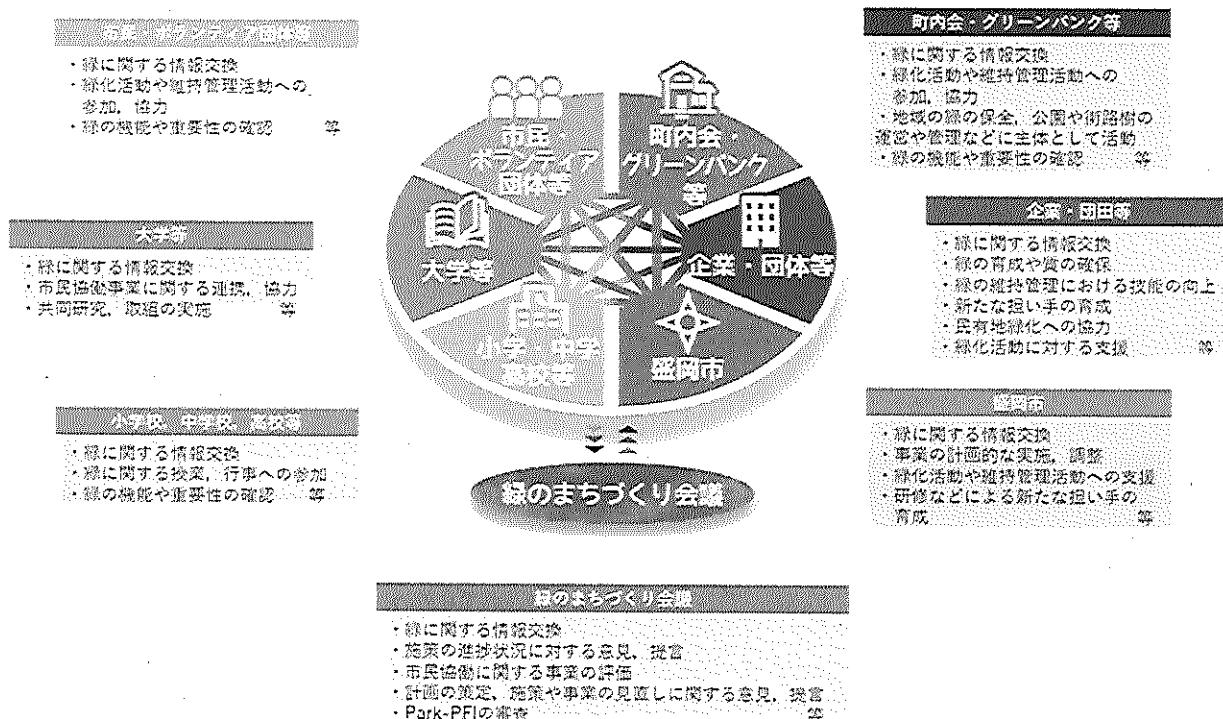
# 第6章 計画の推進に向けて

## 第1節 基本理念実現のイメージ

本計画の推進にあたっては、市民、町内会、企業などの多様な主体のほか、縁のまちづくり会議、行政がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むことが重要です。今までも、それそれが縁に関わってきましたが、基本理念の実現に向け、より双方向のコミュニケーションを積極的に行うことが必要となります。

互いに縁に関する情報を交換しながら、多様な主体同士の協働の可能性を広げることで、市民ひとりひとりにとって縁に関わる暮らしが当たり前の環境になり、「縁が文化になるまち 盛岡」となることを目指していきます。

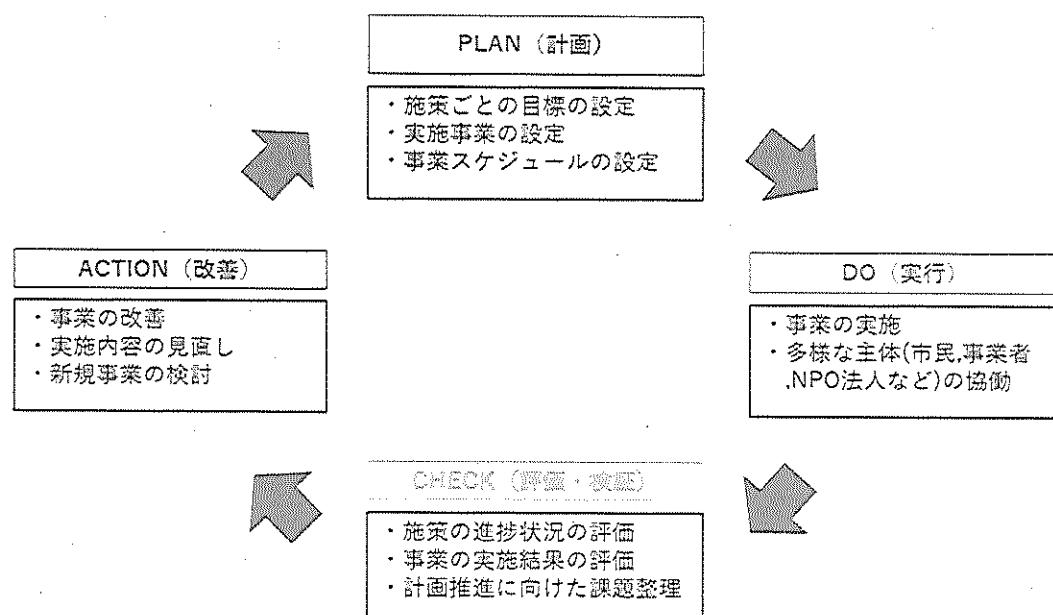
### 縁が文化になるまち 盛岡



## 第2節 計画の進行管理

時代の変化に迅速に対応しつつ、本計画を着実に推進するため、年度ごとでPDCAサイクルを実施します。また、5年後には中間評価を行い、各事業の進捗状況や目標の達成状況を把握するとともに、時代の変化に沿った事業の見直しを行います。

【PDCAサイクル】



【計画のPDCAサイクル】

項目	実施内容	実施時期
PLAN (計画)	<ul style="list-style-type: none"><li>・施策ごとの目標設定</li><li>・実施事業、スケジュールの設定</li><li>・事業に対する提言（緑のまちづくり会議）</li></ul>	4～5月
DO (実行)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の実施</li><li>・緑のまちづくり活動への参画</li><li>・多様な主体（市民、事業者、NPO法人など）の協働</li></ul>	6～12月
CHECK (評価・検証)	<ul style="list-style-type: none"><li>・施策の進捗状況の評価</li><li>・事業の実施結果の評価</li><li>・進捗状況や実施結果に対する評価、提言（緑のまちづくり会議）</li><li>・計画推進に向けた課題整理</li></ul>	1～2月
ACTION (改善)	<ul style="list-style-type: none"><li>・評価・提言を踏まえた改善</li><li>・事業の実施内容の見直し</li><li>・新規事業の検討</li></ul>	3月



## **參考資料**

---

# 参考資料

## 1. 盛岡市緑のまちづくり会議設置要領

盛岡市緑のまちづくり会議設置要領

(設置)

第1 都市公園法第17条の2に基づく協議会として、盛岡市緑のまちづくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市緑の基本計画に関すること。
- (2) 公募設置管理制度等の事業審査に関すること。
- (3) その他都市公園の利用者の利便の向上に関すること。

(組織)

第3 会議の委員は市長が委嘱する。

2 会議は、委員11名以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5 会議に座長及び副座長を置き、委員の互選とする。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第7 座長は、必要があると認めるときは関係職員等、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8 会議の庶務は、盛岡市都市整備部公園みどり課において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会議の議決をもって定める。

付則

この要領は、平成30年5月30日から実施する。

なお、平成23年10月5日から実施している盛岡市緑の基本計画策定(改訂)懇話会要領は廃止する。

## 2. 委員名簿

(五十音順：敬称略)

氏 名	役 職 名 等
赤坂 環	観光企画（まちの編集室）
大瀧 英知	景観（総合設計研究所東北事務所長）
金沢 滋	商工（岩手・木質バイオマス研究会顧問）
木村 敦子	デザイン（岩手アートディレクターズクラブ会員）
渋谷 晃太郎	学識経験者（岩手県立大学）
高濱 康亘	公園管理者（都市整備部長）
中村 正	環境（岩手県自然保護協会常務理事事務局長）
広田 純一	学識経験者（岩手大学）
八重樫 信子	公園活性化交流広場
若菜 千穂	市民団体（いわて地域づくり支援センター事務局長）

## 3. 計画策定の経緯

日程	会議等
令和元年 8月 1日	第1回盛岡市緑のまちづくり会議
令和元年 11月 15日	第1回府内ワーキンググループ
令和2年 3月 6日	第2回盛岡市緑のまちづくり会議
令和2年 5月 11日～20日	市民アンケート実施
令和2年 6月 25日	第2回府内ワーキンググループ (新型コロナウイルスの影響によりメール対応)
令和2年 7月 17日	第3回盛岡市緑のまちづくり会議
令和2年 10月 6日	第4回盛岡市緑のまちづくり会議
令和2年 11月 9日	政策形成推進会議
令和2年 11月 24日	盛岡市議会全員協議会
令和2年 11月 26日	盛岡市都市計画審議会
令和2年 12月 3日～23日	パブリックコメント
令和2年 12月 21日	市民に向けた説明会（プラザおでって）
令和2年 12月 22日	市民に向けた説明会（都南公民館）
令和2年 12月 23日	市民に向けた説明会（渋民公民館）
令和3年 1月 日	第3回府内ワーキンググループ
令和3年 2月 3日	第5回盛岡市緑のまちづくり会議

# 参考資料

## 4. 用語解説

### 一あー

#### AI(人工知能)技術

/えーあい(じんこううちのう)ぎじゅつ

人間の知的能力をコンピュータ上で実現する、様々な技術・ソフトウェア・コンピュータシステムのこと。

#### SNS/えすえぬえす

Social Networking Service の略。Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。

#### NPO/えぬ・ぴー・おー

Non Profit Organization (民間非営利組織) の略。営利を目的とせず、公益的な活動を行う民間組織。

#### オープンスペース/おーぷんすペーす

公園、広場、河川、湖沼、農地など、建物の建っていない土地の総称のこと。

### 一かー

#### 街区公園/がいくこうえん

主に街区内外に居住する人が使うことを目的とした公園で、1箇所当たり面積 0.25ha を標準とする。

#### 開発行為/かいはつこうい

都市計画区域または準都市計画区域内で行う建築物の建築または、特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

#### 街路樹設置基準/がいろじゅせっちきじゅん

盛岡市が独自に街路樹設置についての一般的技術的基準を定め、合理的な計画、設計、施工管理を行うのに資するとともに、地域住民の良好な生活環境の形成と綠化の推進を図ることを目的として作成した基準のこと。

#### 環境保護地区/かんきょうほごちく

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき、「住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地」を趣旨として指定された地区。

#### 近隣公園/きんりんこうえん

主に近隣に居住する人が使うことを目的とした公園で、1箇所当たり面積 2ha を標準とする。

#### クールスポット/くーるすぱっと

夏の暑さを忘れられるような、身近で涼しく過ごせる空間・場所のこと。

#### 国指定史跡/くにしていしせき

文化財の種類の一つである記念物のなかで、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡に該当するものの中から、歴史上または学術上価値が高いと認められ保護が必要なものについて、国が指定を行ったもの。

#### クラウドファンディング/くらうどふあんでいんぐ

インターネットを介して不特定多数の人が他人の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

## グラウンドワーク/ぐらうんどわーく

パートナーシップによる地域での実践的な環境改善活動のこと。地域を構成する住民、企業、行政の三者が協力して専門組織（グラウンドワークトラスト）を作り、身近な環境を見直し、自らで地域の環境を改善していくもの。

## グリーン・ツーリズム/ぐりーん・つーりずむ

緑豊かな農山村地域に滞在して農林業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を通じて楽しむ滞在型余暇活動のこと。

## グリーンプロット/ぐりーんぷろっと

本市独自の縁地で、まちかどに潤いを与える30~50m程度のスポット的な縁地のこと。

## 景観法/けいかんほう

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることを定めたもの。

## 景観重要樹木/けいかんじゅうようじゅもく

樹形に優れ地域のシンボル的な存在として市民に親しまれ、地域の景観形成を図るうえで重要な樹木として、景観法に基づいて指定されたもの。

## 公園活性化プラン/こうえんかっせいか ぶらん

公園の利活用を促進するため、市民や事業者の皆さんの「やってみたい」「できたらいいな」というプランを募集し、実現を支援する事業のこと。毎年公募。

## 公園愛護会

### /こうえんあいごかい

町内会を中心として、本市の公園などの緑化活動を行う団体。清掃活動や草取りなどの公園の日常管理のほか、公園遊具の安全利用や公園マナー向上のための啓発活動などを行っている。

## 公園施設長寿命化計画

### /こうえんしせつ ちょうじゅみょうかけいかく

地方公共団体が管理する都市公園の公園施設について、安全性の確保やライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築などの取り組みを推進するための計画のこと。

## 公募設置管理制度(Park-PFI制度)

### /こうぼせっち かんりせいど(ぱーくぴーえふあいせいど)

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般的の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

## 国土形成計画/こくどけいせいけいかく

国土形成計画法に基づき、国土の自然的条件を考慮し、日本の経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するために定められる総合的かつ基本的な計画のこと。

## 国土利用計画盛岡市計画

### /こくどりようけいかく もりおかしけいかく

本市の目指す将来像である「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」の実現のため、市土の総合的、計画的な土地利用を進める上の指針となる計画のこと。

## 一さ一

## サウンディング調査/さうんていんぐちょうさ

市有地などの有効活用に向けた検討にあたり、活用方法について民間事業者から広く意見、提案を求め、市場性等を把握する調査のこと。

# 参考資料

## 里山/さとやま

山などの大自然と人間の暮らしの間にある自然の風景。田園、雑木林、小川など、昔からある日本の田舎の美しい場所のこと。

## 史跡/しせき

遺跡のうち、その地域の歴史を物語る上で特に重要であると国または地方自治体によって指定されたもの。

## 史跡盛岡城跡植栽管理基本計画

/しせきもりおかじょうあとしょくさいかんりきほんけいかく

盛岡城跡を次世代に良好な状態での遺産として引き継ぐために、城跡内外の植栽について具体的で、かつ適切な管理基準を定めたもの。

## 史跡盛岡城跡整備基本計画

/しせきもりおかじょうあとせいびきほんけいかく

史跡保存管理計画において示された保存・整備・活用の基本方針等に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産として、さらに市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としての活用を推進するための整備の基本方針を定めたもの。

## 自然環境調査/しぜんかんきょうちょうさ

植物、野生動物、地形・地質・自然現象などの希少性、固有性、特異性という視点から、すぐれた自然がどこにどのような状態で残されているかを把握する目的で実施される調査で、自然環境保全施策の基礎資料として、本市では、これまで4回にわたって実施している調査のこと。

## 指定管理者制度/していかんりしゃせいど

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社、営利企業NPO法人・市民グループなどに包括的に代行させができる制度のこと。

## 指定緊急避難場所

/していきんきゅうひなんばしょ

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害対策基本法施行令で定める基準に適合する施設又は場所を同令で定める異常な現象の種類ごとに指定されたもの。

## 視点場/してんば

景色などを見る場所のこと。

## 市民農園/しみんのうえん

区画された場所を市民に貸し出して菜園や花畠などとして利用してもらう農園のこと。

## 社寺林/しゃじりん

神社や寺院の境内地にある樹木や周辺の森や林のこと。古くから保存されてきた「鎮守の森」のことであり、かつてのその地域の自然をうかがい知ることができます。

## 住区基幹公園/じゅうくきかんこうえん

主に歩いて行ける範囲の、居住者の安全、かつ健康的な生活資料、休養やレクリエーションの場として利用される公園のことで、街区公園・近隣公園・地区公園などが区分されています。

## 一たー

## 地域制緑地/ちいきせいりょくち

風致地区や環境保護地区など、一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで、良好な自然的環境などの保全を図ることを目的とした制度の総称のこと。

## 地球温暖化対策計画

/ちきゅうおんだんか たいさくけいかく

地球温暖化対策の計画的な推進を図るため、地球温暖化対策法に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画のこと。

## 地区公園/ちくこうえん

主に徒歩圏内に居住する人が使うことを目的とした公園で、誘致距離1kmで1箇所当たりの面積4haを標準とする。

## 都市公園/としこうえん

「都市公園法」に定義される公園の分類のこと。地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたものを言います。

## 都市公園ストック/としこうえんすとく

公園内にある遊具などの施設のこと。

## 都市公園法/としこうえんほう

都市公園の設置と管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達をはかり、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律のこと。

## 都市緑地/としりょくち

主に都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために、設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を基準として、配置するもの。

## 都市緑地法/としりょくちほう

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律のこと。

## 土地区画整理事業/とちくかくせいりじぎょう

道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

## 一は一

## 花と緑のガーデン都市づくり

/はなとみどりのがーでんとしづくり

本市の姉妹都市で、花の町として世界的に有名なカナダのビクトリア市で親しまれているハンギングバスケットを用いて、市民、事業者、行政の協働により、花と緑があふれるまちづくりに取り組み、盛岡らしい花と緑の文化を創出するために推進している事業のこと。

## ハンギングバスケット/はんぎんぐばすけっと

イギリスで始まった歴史ある装飾園芸の技法で、草花を籠などに植えつけて、壁に掛けたり、吊るしたりして楽しむ花装飾のこと。

## PFI制度

/ぴーえふあいせいど

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る制度のこと。

## ヒートアイランド現象

/ひーとあいらんどげんしょう

都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象のこと。

# 参考資料

## 風致地区/ふうちちく

都市計画法上に定められ、都市の自然景観やこれと一緒にとなった史跡・名勝、緑豊かな市街地などの良好な環境を保全するために指定される地域のこと。

## ふるさと納税/ふるさとのうぜい

任意の自治体に寄付ができる、の寄付金額を現に居住する地方自治体へ申告することにより寄付分が控除できる制度のこと。

## 保護庭園/ほごていえん

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき、「環境保護地区の縁地に準する機能を有する庭園又は屋敷林」を趣旨として指定された庭園。

## 一まー

## 未開設公園/みかいせつこうえん

公園として用地を確保したものの、財源不足により整備ができます、供用できていないもの。

## 緑のまちづくり補助金制度

### /みどりのまちづくりほじょきんせいど

道路に面する住宅の敷地内で、住宅の所有者などが生け垣または通りの木を植栽する場合に要する樹木の購入経費に対し、補助金の交付をする制度。

## もりおか公園活性化交流広場

### /もりおか こうえんかっせいかこうりゅうひろば 岩山公園・高松公園・中央公園・盛岡城跡公園において、公園の利活用に関心を持つ市民・団体が交流しながら、新しい利活用方法を話し合い、実践することのこと。隨時実施。

## 盛岡市環境基本計画

### /もりおかし かんきょうほんけいかく

盛岡市環境基本条例において規定した基本理念の実現を目指し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した計画のこと。

## 盛岡市景観計画

### /もりおかし けいかんけいかく

景観条例とともに、都市景観形成ガイドラインの理念である「市民とともに考え、ともに歩む～盛岡方式」をさらに発展させ、新たな都市の変化に対する景観的課題の顕在化、市民の景観に対する新たな意識の高まりに対応し次世代に継承できる景観からのまちづくりを実現するため、本市の景観政策の充実と向上を図り、盛岡固有の景観を守り、創り、育てることを目的として策定した計画のこと。

## 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例

### /もりおかし しぜんかんきょう および れきしてきかんきょう ほぜんじょうれい

現在から将来にわたり、優れた自然環境と長い伝統に育まれた歴史的環境が調和する個性豊かな都市環境を保全しつつ、創出するために定められた盛岡市条例のこと。

## 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画

### /もりおかし しぜんかんきょう および れきしてきかんきょう ほぜんけいかく

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画に基づき、自然環境等の保全に関する施策をまとめた計画のこと。盛岡市環境基本計画を上位計画とし、自然環境分野の具体的行動計画であり、市の生物多様性地域戦略を担う計画。

## 盛岡市森林整備計画

/もりかし しんりんせいひけいかく

地域森林計画の対象となる民有林を所有する市町村が5年ごとに作成する10年間の計画であり、市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林などの森林施業に関する指針などを定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とした計画のこと。

## 盛岡市総合計画/もりかし そうごうけいかく

人口減少や少子高齢化社会の進行、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する意識の高まりなど、社会情勢の変化などを見据え、長期的な観点に立った、市のまちづくりの指針となる計画のこと。

## 盛岡市地域防災計画

/もりおかし ちいきぼうさいけいかく

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護し、また、被害を最小限に軽減して、住民生活の安定と秩序の維持に努めるとともに、公共の福祉に役立てることを目的として盛岡市防災会議が策定した計画のこと。

## 盛岡市都市計画マスタープラン

/もりおかし としけいかくますたーぷらん

望ましい都市像をまちづくりの目標として明確にし、この目標の実現に向けて、都市計画の諸施策を総合的かつ体系的に展開していくため、市民参加のもとに策定する将来のまちづくりへ向けた基本方針を定めたもの。

## 盛岡市農業振興地域整備計画

/もりおかし のうぎょうしんこうちいきせいひけいかく

「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に基づき策定する計画で、農業の振興を図るべき地域を定め、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施することを目的として策定した計画のこと。

## 盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例

/もりおかし ふうちちくないにおける けんちくとうのきせいにかんするじょうれい

都市計画法第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関して定めたもの。

## もりおか park talk/もりおか パークトーク

様々な分野で活躍されているゲストを招いて、話を聞いたり、参加者同士で情報交換ができる場のこと。年に数回開催。

## —や—

## ユニバーサルデザイン

/ゆにばーさるでざいん

文化・言語・国籍、老若男女といった違い、障害・能力を問わずに誰もが利用出来ることが出来る施設・製品などのデザインのこと。

## —ら—

## 緑化重点地区/りょくかじゅうてんちく

緑の保全、整備、創出などの施策を重点的に推進する地区。

# 参考資料

---

## 緑被率/りょくひりつ

市域や特定区域に占める緑被地の割合。「緑被地」とは、樹林地、田、畑、などの土地を総称していう場合と、樹木、芝、草花などで覆われた土地の部分のみをいう場合がある。

## ーわー

### ワークショップ/わーくしょっぷ

主題を決め、参加者が知識を分け合う研究集会のこと。

### ワークライフバランス/わーくらいふばらんす

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

## 5. グリーンインフラについて (出典：国土交通省HPより抜粋)

### 【概要】

- 「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境（緑、水、土、生物等）が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
- 気候変動に伴う自然災害の頻発・激甚化、人口減少・少子高齢化の進展に伴う管理放棄地や低未利用地の増加、国際的な都市間競争の激化といった様々な課題への対応が急務であり、グリーンインフラは課題解決の手法である。
- 官民連携・分野横断によりグリーンインフラを推進し、持続可能で成長力の高い都市の形成や地方創生を実現する。

### 【グリーンインフラの取り組み事例】

- ①雨水の貯留・新党による防災・減災機構変動への対応
- ②戦略的な緑・水の活用による豊かな生活空間の形成
- ③豊かな自然環境・景観の保全生態系ネットワークの形成
- ④投資や人材を呼び込む都市空間の形成など



グランモール公園（横浜市）

歩道の透水性・保水性舗装、植樹枠



二子玉川ライズ（東京都世田谷区）

自然環境と調和したオフィス空間の形成



草津川跡地公園（滋賀県草津市）

琵琶湖と市街地を結ぶ緑軸として公園を整備

# 参考資料

## 6. 都市公園について（出典：公園緑地マニュアル）

種類	種別	内容
街区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園 (本市該当無)	都市計画区域外の一定の町村における生活環境改善を目的とする公園（カントリーパーク）で1箇所当たり面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市 (本市該当無)	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園 (本市該当無)		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即し配置する。
	緩衝緑地 (本市該当無)	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

## 7. 盛岡市の都市公園等一覧

令和2年3月31日現在

※公園種別		盛岡市				備考
		都市計画決定箇所数	面積(ha)	開設箇所数	面積(ha)	
住区基幹公園		118	76.79	441	89.08	
	街区公園	104	24.59	427	44.51	
		-	-	277	9.58	
	児童公園	104	24.59	150	34.93	
	近隣公園	10	18.7	10	19.33	
都市基幹公園	地区公園	4	33.5	4	25.24	
		6	141.5	6	99.12	
	総合公園	5	118.3	5	73.71	
特殊公園	運動公園	1	23.2	1	25.40	
	風致公園	5	231.9	4	84.56	
		(311.6)		(83.40)		
大規模公園	広域公園	1	47.8	1	20.35	
公園合計		130	497.99	452	293.11	
都市緑地		9	2.93	23	12.75	
緑道		1	3.10	1	2.19	
緑地合計		10	6.03	24	14.94	
都市公園合計面積		140	504.02	476	308.05	
1人当たり都市公園面積(m <sup>2</sup> /人)	行政区域内	17.54		10.72		287,326 人
	都市計画区域内	17.62		10.77		286,004 人
墓園		1	64.4	1	39.80	市墓園条例
広場		1	0.6	1	0.60	盛岡駅西口広場
都市公園等合計面積		142	569.02	478	348.45	
1人当たり都市公園等面積(m <sup>2</sup> /人)	行政区域内	19.80		12.13		287,326 人
	都市計画区域内	19.90		12.18		286,004 人
	市街化区域内	5.20		5.13		245,841 人



第2次盛岡市緑の基本計画  
～緑が文化になるまち 盛岡～

盛岡市都市整備部公園みどり課  
〒020-8532 盛岡市津志田 14-37-2  
TEL 019-651-4111  
E-mail kouen@city.morioka.iwate.jp